

320
127

寶文館編輯所編纂

改反最
片新
法判
經濟教科書

東京 寶文館藏版

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



520-127



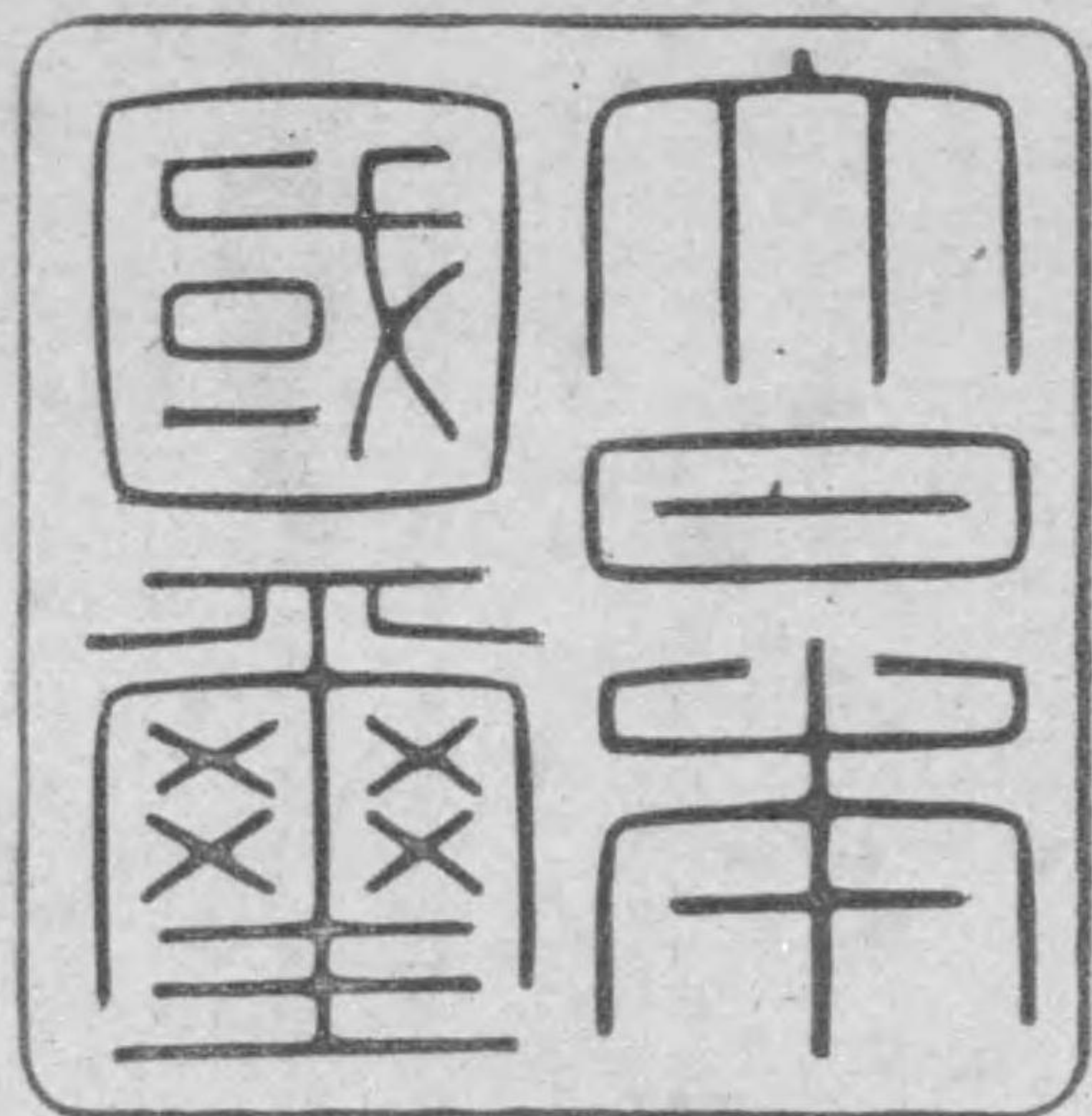
寶文館編輯所編纂

改反最
片新
法制經濟教科書

東京 寶文館藏版

大正
5. 10. 16
内交

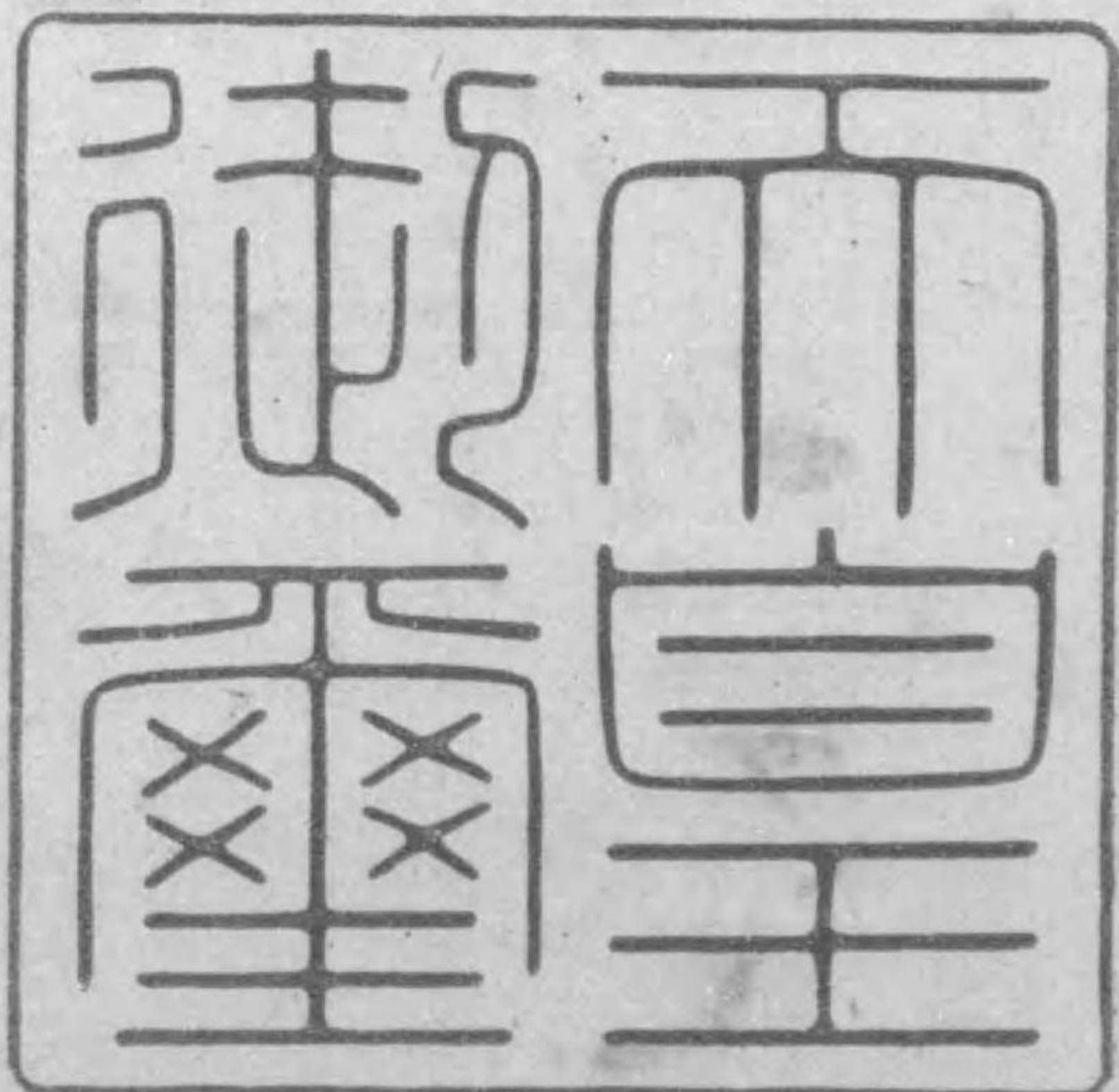
國 璽 之 圖



文曰「大日本國璽」

金材 大寶令の制による古尺方二寸九分とし純金磨鈕の御材と承る

御 璽 之 圖



文曰「天皇御璽」

金材 大寶令の制による古尺方三寸とし純金磨鈕の御材と承る

大日本帝國憲法發布告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟
神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ
願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以
テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ
永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶
福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ
皆

公式令によれば左記の文書に國璽を鈐せらる。

國書其の他外交上の親書、條約批准書、全權委任
狀、外國派遣官吏委任狀、名譽領事委任狀、外國
領事認可狀、勳記。

國璽は御璽と共に恒に御紋散し蒔繪御匣及唐櫃形
御外箱に納め奉り御用記録と併せて内大臣をして
管せしめらる。

公式令によれば左記の文書に御璽を鈐せらる。

詔書、勅書、憲法及皇室典範改正の上諭、皇室令
法律勅令の上諭、國際條約發表の上諭、豫算及豫
算外國庫の負擔契約の上諭、親任官の官記及辭令
書、勅任官の官記、爵記、四位以上の位記。

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ
祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ
不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我
カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖
宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ
以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民
ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ
意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國
ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシム
ルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサ
ルナリ

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シ
テ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章
ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑑ミタマヘ

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ

此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

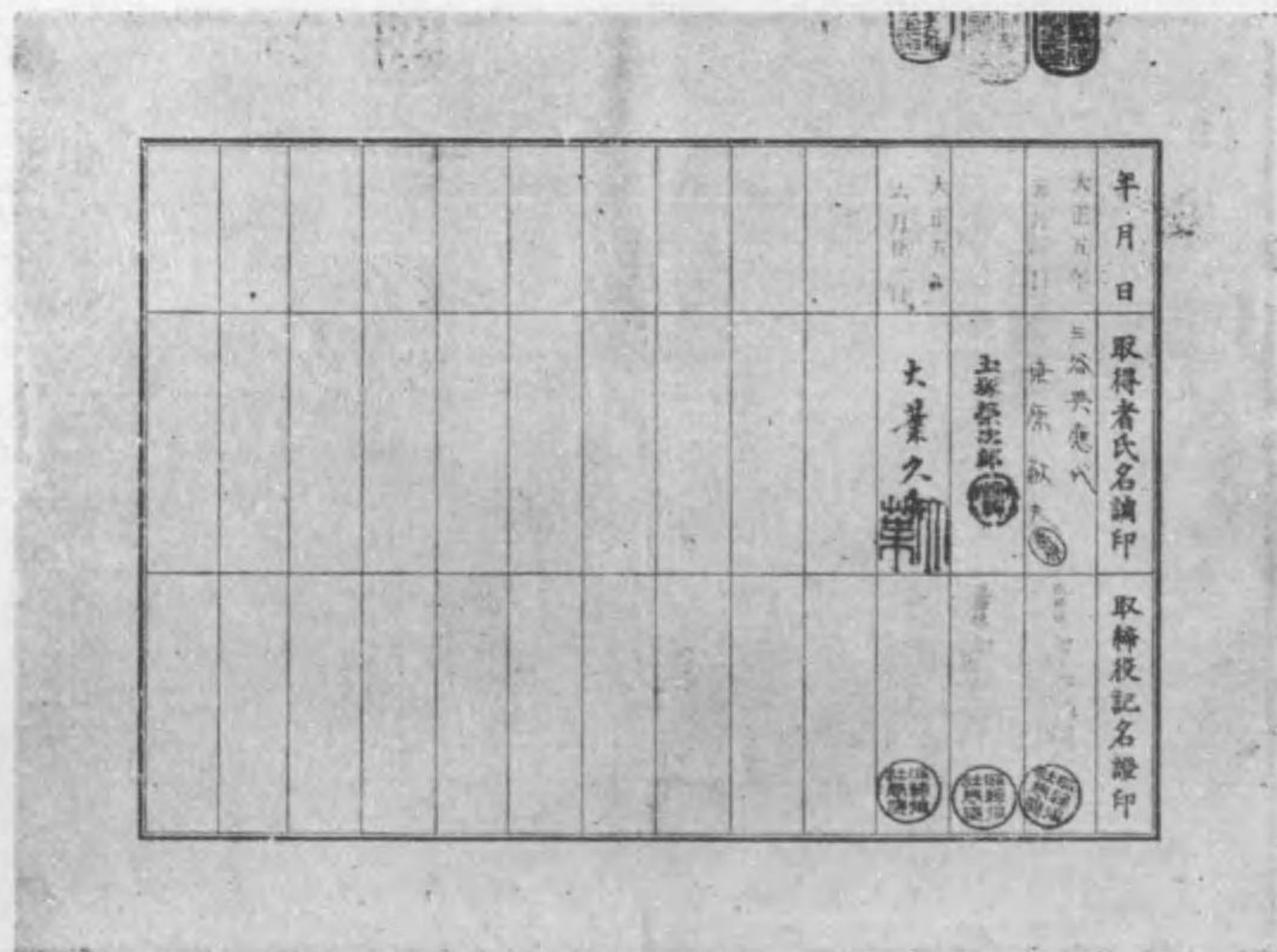
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

株 券



(面 表)



(面 裏)

明治二十二年二月十一日

遞	文	陸	大	司	農	海	外	樞	內
信	部	軍	藏	法	商	軍	務	密	閣
大	大	大	大	大	大	大	大	院	總
臣	臣	臣	兼	臣	臣	臣	臣	議	理
			內					長	大
			務						臣
子	子	伯	伯	伯	伯	伯	伯	伯	伯
爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵	爵
板	森	大	松	山	井	西	大	伊	黑
本		山	方	田	上	鄉	隈	藤	田
武	有		正	顯		從	重	博	清
揚	禮	嚴	義	義	馨	道	信	文	隆

賢 所 之 圖



公 債 證 書



(面 表)

THE
FIVE PER CENT
LOAN BOND
OF THE
IMPERIAL GOVERNMENT
OF JAPAN.
100YEN

(TRANSLATION)
(SPECIAL)
THE FIVE PER CENT LOAN BOND
OF
THE IMPERIAL GOVERNMENT OF JAPAN.
ONE HUNDRED YEN

No. 58231 Mark Wa

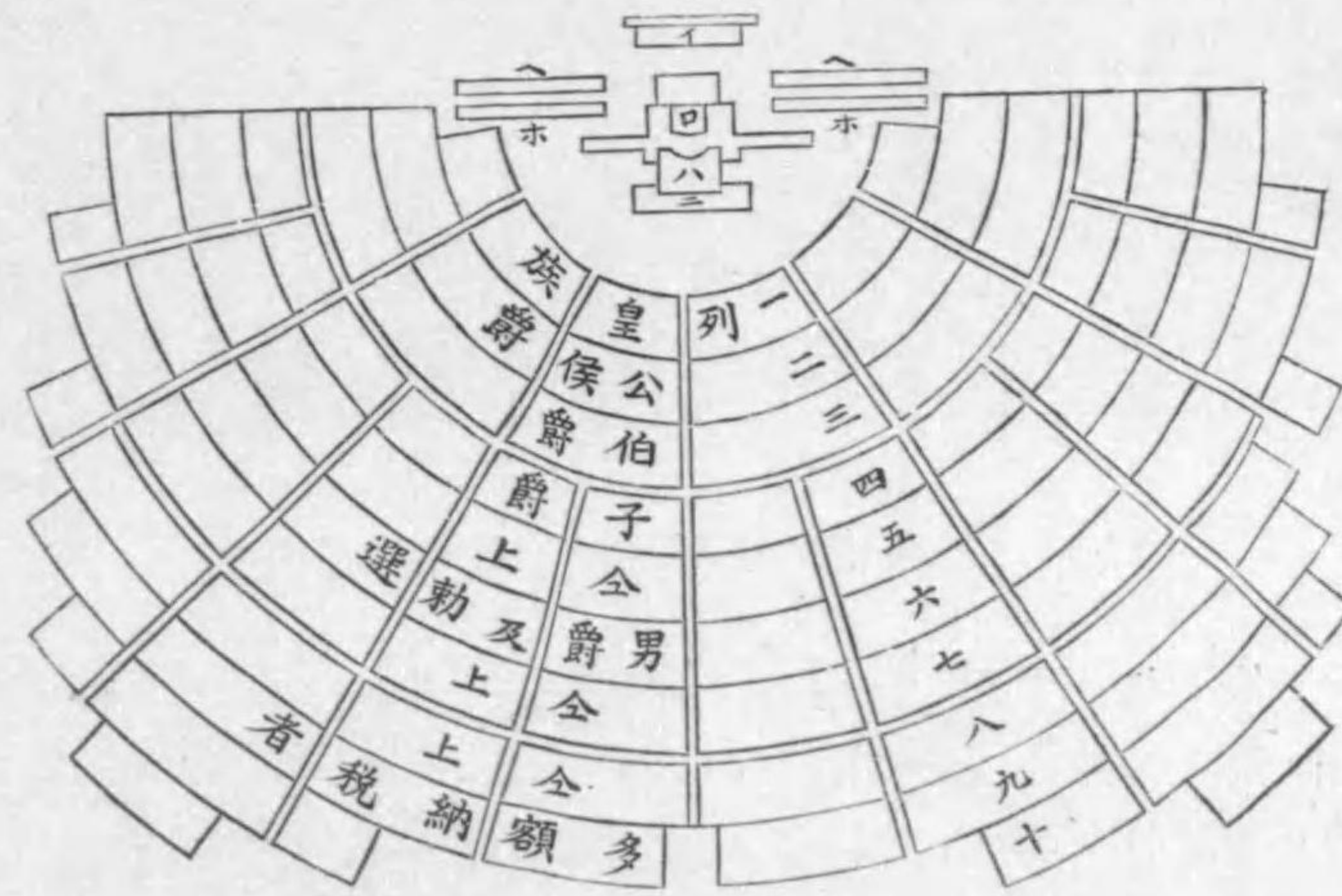
SCHEDULE OF CONDITIONS.

I. The Bond is issued in accordance with Law No. 1 of the 34th year of Meiji.
 II. The Bond shall be unsecured, bearing interest. It may, however, be registered in the record of the subscriber's names.
 III. The rate of interest of the Loan shall be five per centum per annum, payable at four and December of each year.
 IV. The principal of the Loan shall remain unpaid for the period of five years, commencing from the 34th year of Meiji, and shall be wholly redeemed within twenty-five years thereafter next ensuing.
 V. The principal interest of the Loan shall be paid at the Bank of Japan, the Branches or Agencies.
 VI. The principal interest of the Loan shall not be paid, in case of the principal, after a lapse of full fifteen years from the month of redemption, in case of the interest, after a lapse of full five years from the month followed that in which payment falls due, provided, however, that if in consequence of the loss, abandonment or suspension of this Bond payment is delayed, or if owing to litigation demand for payment can not be made, the period during which such deferral or delay in payment shall not be included in the computation of the aforesaid periods.
 VII. When all the coupons attached to this Bond shall have been taken up, payment for interest on the principal shall be deferred in regular order.
 VIII. The interest of the Loan is free from taxation.
 IX. Applications for the registration of Bonds or for the alteration of the name of the registered owner, and applications respecting mutilation, loss or any other particulars concerning this Bond shall be made to the Bank of Japan or one of the Branches or Agencies.

Minister of State for Finance.

(面 裏)

貴族院議員席面圖



イ 議長座
ロ 議長
ハ 演壇
ニ 速記者席
ホ 國務大臣
及 政府委員席
ハ 書記官席

改版に就いて

- 一、本書新訂以後、法令制度の改新、經濟財政事情の變動あり、之に基きて其の内容に改新を加へたり。
- 一、本書の改版に際しては、汎く本科擔任教師諸君の批評意見と著者の教授上の經驗とを參酌し、材料の取捨排列及び記述の體裁等に嚴密なる改新を加へ、其の面目を一新したり。
- 一、教授上並に學習上の便宜のため、本文と上欄に於ける註釋敷衍事項との聯關照應を明にし、須要なる圖表、雛形、寫真板等を加へ、附録に更に數種の重要法規を加へたり。

大正五年八月

著者識

新訂に就いて

- 一、本書改訂以後裁判所構成法、各種税法、各種官制を始め、其の他重要法令の改廢あり、之に基きて其の内容に新訂を加へたり。
- 一、本書新訂に際し、汎く師範學校、中學校等の法制、經濟科を擔任せらるゝ教師諸君の本書に對する批評意見を請ひ、之に著者の經驗を參酌して其の内容に幾多の訂正を加へたり。

大正三年十二月

著者識

凡例

- 一、本書は中學校及び師範學校教授要目に準據して編纂したるものにして、中學校、師範學校、各種實業學校及び其の他汎く中等諸學校の教科用書に充てんことを目的とし、且つ小學校教員の講習及び檢定受験の參考書たらしめんことを期したり。
- 二、本書は本科教授の經驗を基礎とし、左の方針に従ひて編纂したり。
 - (一) 材料の撰擇 現行法制及び經濟上緊要なる事項は悉く之を網羅せんことを期したり。且つ小學校新國定教科書との關係聯絡に周到なる注意を拂ひたり。而して教科書は固と獨案内たるべきものに非ざるが故に、一方教授者の敷衍補説に便する爲め、將た又學習者の思考應用の心力練磨に餘地を存せし

むる爲め、記述の材料は努めて其の大綱に止めたり。

(二) 材料の排列 知識の會得と概括とに便せんが爲め、系統的にして秩序の整然たることを期したり。殊に法制と經濟並びに本科と修身科とは其の關係頗る親密なるものなれば、此の點に於て彼此の聯絡に特に意を注ぎたり。

(三) 材料の配當 毎週教授時數を二時間とし、每一時間約二頁の割合を以て一個年内に教授し終るべき豫定としたり。

(四) 記述の體裁 理論に馳せず努めて簡易實用を旨としたり。殊に本科は法學通論及び經濟原論と其の趣旨を異にすべきものなるが故に特に此の點に注意し、文章の上に於ても説明の上に於ても、専ら國家的觀念と利用厚生思想とを涵養せんことを期したり。

三、本書を使用する際教授者並びに學習者に特に注意を望む事項

左の如し。

(一) 本科の事項は多く抽象的なるが故に、動もすれば器械的記誦に流れて乾燥無味に陥ることあり。教授者は此の點に注意し、日常卑近の活例を引用して確實なる理解と深厚なる學習の興味とを喚起すること。

(二) 教授者は常に現行の法制を参照し其の改廢に注意すると同時に社會經濟の實況に鑑み、以て理論と實際との調和を計り、我が國運の大勢の實際を自覺せしむること。

(三) 法制を授くるには成るべく制度の本旨及び由來の大要をも併せ授くること。

(四) 學習者は幾回反覆して各章節の意を會得し、且つ附録の法令を参照し、自問自答して其の思想を練習すること。

(五) 學習者は上欄の注解を参照すると共に其の空欄を利用して

學習中緊要なる事項を記入すること。

(六) 本書を使用するに當りては本書の参考書として編纂したる
實文館發行の法制經濟大資料を参照すれば便宜多かるべき
こと。

明治四十三年十月

著者識

改版最新法制經濟教科書目次

法制篇

第一篇	總論	一頁
第一章	法制經濟及び道德	一
第二章	國家	四
第三章	國體	七
第四章	政體	一〇
第五章	國法	二
第六章	權利及び義務	二
第二篇	公法大意	三
第一章	統治權の主體	三

第二章 統治權の客體……………三〇

 第一節 領土……………三一

 第二節 臣民……………三三

第三章 統治機關……………三五

 第一節 憲法上の統治機關……………三六

 第一款 帝國議會……………三六

 第二款 國務大臣……………四四

 第三款 樞密顧問……………四六

 第四款 裁判所……………四七

 第五款 會計検査院……………五八

 第二節 法令上の統治機關……………五九

 第一款 官廳……………五九

 第一項 官廳の種類……………六〇

 第一目 中央行政官廳……………六〇

 第二目 地方行政官廳……………六四

第二項 官吏……………七三

 第三項 官廳の監督……………七六

第二款 公共團體……………七七

 第一項 市町村……………七九

 第二項 郡……………八四

 第三項 府縣……………八六

 第三款 營造物……………八八

第四章 統治作用……………八九

第五章 條約及び國際關係……………一〇〇

第三篇 私法大意……………一〇三

 第一章 人……………一〇三

 第一節 自然人……………一〇四

 第二節 法人……………一〇六

 第二章 物……………一〇八

 第三章 私權の得喪……………一〇九

第四章	物權	一一
第五章	債權	一六
第六章	親族	一一
第七章	相續	一九

經濟篇

第一篇 總論

第一章	欲望	一三
第二章	財貨	一四
第三章	價值及び價格	一五
第四章	經濟	一七
第二篇	生產	一八
第一章	生產の概念	一八

第二章 生産の要素

第一節	自然	一九
第二節	勞力	四〇
第三節	資本	四五
第三章	企業	四九

第三篇 交換

第一章	交換の概念	五
第二章	物價	一七
第三章	貨幣	一六
第一節	貨幣の本質	一六
第二節	貨幣制度	一六
第三節	紙幣	一六
第四章	信用	一七
第一節	信用取引	一七

第二節	信用證券	一九九
第三節	信用機關	一七三
第一款	銀行	一七三
第二款	手形交換所	一七九
第五章	商業	一七九
第六章	交通	一八一
第四篇 分配		
第一章	分配の概念	一八二
第二章	地代	一八三
第三章	利子	一八四
第四章	賃金	一八五
第五章	利潤	一八八
第五篇 消費		
		一九九

第一章	消費の概念	一九九
第二章	恐慌	一九〇
第三章	人口	一九一
第四章	家計及び勤儉貯蓄	一九二
第五章	保險	一九四
第六篇 財政		
第一章	財政の概念	一九五
第二章	豫算	一九六
第三章	財政上の收入	一九八
第一節	租税	一九八
第二節	手数料	一九九
第三節	官業收入	二〇〇
第四節	公債	二〇〇

第四章 地方財政

二〇二

附 録

大日本帝國憲法及び皇室典範

一

重要法令

一五

改 版 新 最 法 制 經 濟 教 科 書 目 次 終

改 版 新 最 法 制 經 濟 教 科 書

法 制 篇

第 一 篇 總 論

第 一 章 法 制 經 濟 及 び 道 德

人類も亦生物の一種なれば自然の理法以外に立つ能はず。飢えては食を思ひ渴しては飲を求むること他の動物と異なるところなし。かく人類が生物たる本性に基づき、其の物質的の欲望を満足せしめんが爲めに直接に外界の有形物を獲得・利用する動作を經濟的行爲と謂ひ、經濟的行爲の連



(一)人の經濟生活を營むや常に最小の勞費を以て最大の効果を獲んことを期するものにして之を經濟主義と謂ふ。

續的且秩序的に一體をなしたるものを經濟又は經濟生活と謂ふ。

人類は單獨生活に於ては到底十分に其の物質的欲望を満足すること能はず。且つ人類は他の動物と異なり社交の本能を有する社會的の動物にして孤立獨棲すること能はず。故に人類は常に社會をなし互に相關係して共同生活を營むものなり。

共同生活の場合に於ては、人は其の欲望を充たさんが爲めに自由の行動を爲すを得ずして、一定の準則によりて支配せられざるべからず。此の準則を名づけて道德と謂ふ。

道德は共同生活全般に亘る人類行爲の標準なれども、其の之に従ふと否とは各人の自由意思に存す。故に人は稍もすれば道德の制裁を排斥して自由の行動を爲すことなきを

(二)昔時は道德と法とは分化せず人の行爲を支配する準則は社會の習慣或は宗教の教義として存在したるに過ぎず、然るに社會進歩し國家觀念明確となるに及びて遂に法と道德との分化を生じ共同生活に最も緊切なる行爲の準則は擧げて之を法となし其ノ他は之を人民の自由に委し國權の干渉外に置くに至れり。

保せず。若し此の如くにして道德の制裁其の光を失ふことあらば、人類の共同生活は甚だ不完全のものとなるべし。されば共同生活の安全を保持する爲めには、道德と相俟ちて之を維持するものなかるべからず。是れ即ち法なり。

法とは道德中共同生活に最も緊切なるものにして、社會人類の福利の増進及び社會の安寧秩序の保障となるべきものを強行せんが爲めに、社會の公權力たる統治權によりて定められたる共同生活の準則を謂ふ。

法は權力によりて成立し維持せられ道德は各人の信念によりて成立し維持せらるるものにして、共に共同生活の規矩準繩たる點に於ては其の性質を同じくす。然れども其の行爲を律する形式及び範圍に至りては兩者其の軌を一にせず。法は人の外的行爲を律するに止まるも道德は内的心

(一)法に關して行はるる一國の制度を法制と稱し其の基礎の大部分は道徳に存す。されば、法制の善良にして其の發達の宜しからんには、各人皆道徳の健全なる發達を促すに留意するを要す。善良なる法制も、之を運用し又は之を遵守すべきものが道義心を缺かんか、法の濫用又は違法行爲續出して、無用の徒法に歸するに至るべし。

(二)統治權は最高無制限たることを要せず、彼の白耳義・瑞西の如きは種々の制限を受けて自由の行動をなし得ざる點あるも猶ほ國家たることを妨げず。

念をも指導し、法は唯國民民福を増進し社會の安寧秩序を維持するに必要なる行爲に關して規定するに止まるも道徳は其の他の場合に於ける行爲の標準をも指示するものにして法に比すれば其の範圍遙かに廣し。

第二章 國家

國家とは一定せる地域内に於て、人類の複數が統治の關係を以て結合せる團體を謂ふ。故に統治權一定せる地域及び人類の團體は國家成立の三要素なり。

一、**統治權** 統治權は領土及び國民を統治する唯一・絶對の公權力にして一に之を國權とも稱す。統治權は我が國の如き單一國家にありては概して最高無限なる權力にして又之を**主權**とも稱す。而して獨逸帝國の如き**複合國家**

(三)獨逸帝國は聯邦組織にして二十の君主國と三の共和國より成立し主權は獨逸帝國のみに存し聯邦各國には之を存せず。

(四)國家の成立要素たる國民の數は極めて寡少なるも尙ほ國家たるを妨げず例へばサンマリヤ共和國・モナコ公國・リヒテンシュタイン公國の如き其の小なること我が國普通の市に及ばざれども一個の國家として能く其の存在を認められ共に立憲國の列に入り其の立憲政治の成績も亦大立憲國と毫も異なる所なし。

にありては最高無限の權力たる統治權のみを**主權**と稱す。

二、**領土** 統治權の下にある一定の地域を領土と稱す。領土は國民定着の場所にして、又其の國の統治權が絶對に行はるる範圍なり。而して領土の上に行はるる統治權の作用を**領土權**と稱す。

三、**國民** 統治權の下にある人類の團體を國民と稱す。國民は絶對に統治權に服従すべき身分を有する者にして、此の身分を**國籍**又は**國民分限**と稱す。國民は君主國に於ては之を**臣民**と謂ひ民主國に於ては之を**人民**と稱す。

國家は人類の本性に基きて成立せるものにして、人類生活の根本たるべき團體なり。人は國家に依るに非ざれば其の生存を全くするを得ざるは人類社會の通態にして、人類が

(一)人類が國家を成すは其の根柢を人類の本性に有す。アリストトールが「國家をなさざる人類は想像することを得ず、若しありとせばそれは神又は野獸なり」といひ、プラトンが「國家は最高の道徳なり」といひ、カントが人類の國家を成すは人類の内心に存する抵抗すべからざる命令に基く」といへるも此の意味にして人類が國家を成すは人類の道徳的理想の最高なる發現にして之に由りて人類の特性は最も完全に充實發展せらるるものとす。

身體の自由・財産の安固を得るは一に國家の賜なり。されば國家の繁榮・幸福を企圖するは、やがて自己一身の安寧・幸福を進歩せしむる所以なりと心得、之が發展に貢獻する所なるべからず。

國家の原始的なるものは家族團體なることは諸國の軌を一にするところなり。而して最初に見るところの血族關係を基礎とせる族制國家にありては、家長權が發展して統治權となり、共同の祖先を崇拜するの念が統治權に服するの念となるものにして、最も圓滿なる國家の發達は此の種の團體に於て之を見ることを得。然れども族制國家は種々の原因によりて破壊せられ、變則なる觀念を基礎とせる種々の國家が發達せることは歴史上の事實に於て普通に見るところなり。然るに我が大日本帝國は神武天皇の建國以來

族制國家として、漸次圓滿なる發達を遂げたるものにして、是れ我が國體の世界に無比とせらるる所以なり。國民たるものは深く此の點に注意するところなかるべからず。

第三章 國體

統治權・國民及び領土を以て國家構成の三要素となすは何れの國家にありても皆同じきところなりと雖も、實際に於ては各國家は必ずしも同一の變遷をなせるに非ずして、各其の建國以來の特別の歴史を有す、此の特別の歴史に基づく各國家の特色を國體とは謂ふなり。

各國家は各特別の國體を有し、甲乙相同じからざるものなれども、其の特徵は主として其の國家に於ける統治權の所在によりて發揮せらるるが故に、法制上に於ては統治權の

所在によりて國體を區分するを普通とす。即ち國體を分ちて民主國體・君主國體の二となす。

一、民主國體 統治權が國民全體の手にありとする國體を謂ふ。即ち國民は個人としては統治權に服従すべき被治者なれども、全體としては統治權の主體なりとするものなり。例へば佛國及び北米合衆國等の如き即ち之なり。

二、君主國體 特定の一人即ち君主を統治權者とする國體を謂ふ。君主國體に屬する國家は更に分ちて二となす。第一種は統治權が自然に平和に一人に歸屬し、次第に圓滿なる發達を遂げたるもの、第二種は國民中の卓越せる者が暴力により團體の權力を收攬せるか、又は封建の諸侯が他の諸侯を征服して帝王となれるが如く、統治權歸一の原因の平和的・自然的に非ざるものを謂ふ。現今多くの

(一)民主國體中人民が合同して統治權を行使するものを共和國と謂ひ、共和國に於ける元首を大統領と稱す。

(二)國家元首の呼稱の如何は必しも國體の別を現はすものに非ず、白耳義・希臘の元首は國王と稱するも其の憲法には統治權は國民に存して國王に存せざるこ

とを明言せり、即ち國王は世襲の大統領とも謂ふべきなり。

(三)我が國家は皇祖皇宗の肇め給ひし所にして人民ありて後に君主の起れる他の國家とは建國の制を異にす。況して皇室は我が民族の宗家として列聖の臣民を愛撫し給ひしこと及び我等祖先が世々忠良なる臣民として其の隆昌を希ひしことは國史の明示する所なり。

君主國は此の第二種に屬し其の第一種に屬するものは唯、我が大日本帝國あるのみなり。是れ實に我が國體の世界に冠絶する所以にして又我が寶祚が天壤と共に無窮なる所以なり。

統治權が國民にありと謂ひ又君主にありと謂ふは、何によりて之を證するかと謂ふに、そは一に統治權の所在に關する國民の信仰によりて定むべきものなり。而して統治權の所在に關する國民の信仰は建國の當初より今日に至る永き歴史の成果にして、國體は歴史の精華なりとは即ち此のことを謂ふなり。而して此の信仰をして益、深く益、明かに國民の腦裡に浸染せしむるは、即ち國體の美を濟す所以にして、國民教育の要旨亦實に茲に存す。

我が大日本帝國に於て統治權が萬世一系の天皇にありと

(一)我が國は君主國の最も純なるものにして開國以來皇統連綿として流らず又曾て他國の侵略を受けたることなし、又諸外國の如く政治の様式を改めんとして其の國體を破壊したることなし是れ實に我が國體の世界に無比とせらるる所以なり。

するの信仰は、其の起原を遠く三千年の昔に發し、爾來年と共に其の深厚の度を加ふること眞に天祖の遺訓の如し。而して我が國體の精華は憲法及び憲法發布の勅語によりて昭明せられたり。されば國民たるものは宜しく其の主旨を奉體し、益國民的自覺を明確にし、國體の擁護に熱烈なる情操を捧ぐるの覺悟なかるべからず。

第四章 政體

政體とは統治權運用の形式を謂ふ。實際上統治權を運用する形式は各國相異なれども大別して二となす。立憲政體及び專制政體之なり。

一、立憲政體 統治權の運用に關し憲法に規定する豫定の形式に由ることを要件とし、且つ國民をして立法權の運

用に参加せしむる政體を謂ふ。

二、專制政體 統治權の運用に關して何等豫定の形式によることを要件とせず、且つ國民をして立法權の運用に参加せしむることなき政體を謂ふ。例へば暹羅の如き之なり。

我が立憲政體は實に明治元年宣示せられし五個條の御誓文に胚胎す。爾來着々其の歩を進め、明治八年元老院を設けて立法に参加せしめ、大審院を置きて審判の權を鞏くし、同十二年には府縣會を開きて地方に於て先づ代議制を行ひ、同十四年には國會開設の大詔あり、遂に明治二十二年を以て憲法を發布せられ、翌二十三年第一帝國議會開會の時より憲法の效力發生し、以て立憲政體となりたり。而して我が國の立憲政體は外國の立憲政體とは全く其の成立を異に

(二)今日立憲諸國に共通せる統治權運用の形式は(一)法律並に豫算の制定には必ず國民より公選せられたる議員を以て其の全部又は一部を組織せる議會の協賛を要すること(二)司法權の獨立(三)國務大臣副署の制之なり。沿革上專制政體は壓制政治に陥り易く立憲政體は此の通弊を矯正せんが爲めに成立せり、然れども制度は死物なることを忘るべからず。

(一)我が憲法發布の勅語を奉讀せば我が憲法が國家永遠の基礎を固くし、國民の安全と幸福とを完ふする爲めに設けられたる統治の大法なること昭々たり。我が國民たるもの此の勅語を奉讀して感奮興起せざるを得んや。

す。即ち我が國の憲法は明治天皇が國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし給ふ大御心より、國民奉頌の裡に欽定せられたるものにして、諸外國の憲法が多くは君民争權の餘に協定せられ、所謂血を以て購へるものとは大いに其の趣を異にするものなり。^(二)立憲政體を維持し、益其の發達を圖り、以て國家の進運に貢獻せんことは立憲國民の至大任務なり。而して此の至大任務を完うせんには、國民の強固なる自覺と健全なる政治思想とを要す。國民たるものは深く思を茲に致さざるべからず。

第五章 國法

國法とは國民共同生活の目的を達せんが爲めに、統治權者

が制定若くは認定したる行爲の準則を謂ふ。

一、**國法の分類** 國法は觀察の標準を異にするによりて種々に區分するを得べし。

(一)**公法と私法** 公法とは國家と各人との間に於ける不平等なる權力關係を規定せるものを謂ひ、私法とは各人間に於ける平等なる權利關係を規定せるものを謂ふ。

(二)**成文法と不文法** 成文法とは其の成立が文書に依るものを謂ひ、之を**法典**と**單行法**とに細別す。不文法とは其の成立が文書に依らざるものを謂ふ。所謂慣習法之なり。^(三)

我が國の主なる成文法は形式上分ちて**憲法**・**法律**・**命令**の三とす。憲法は統治權の所在及び其の作用の形式を

(二)我が國今日の立法主義は成文法を本則とし慣習法以外の不文法を認めず。而して慣習法も唯々成文法を補ふの限度に於て

のみ之を認む。法例第二條に「公の秩序又は善良の風俗に反せざる慣習は法令の規定に依りて認めたるもの及び法令に規定なき事項に關するものに限り法律と同一の效力を有す」とあるは即ち之なり。

定め、且つ統治機關の組織權限を規定したる根本法規なり。法律は帝國議會の協賛を経て發せられたる天皇の命令なり。命令は天皇が帝國議會の協賛を経ずして發し又は發せしむる法規なり。通常法律・命令を併稱して**法令**と稱す。

成文法中法典の重要なものは憲法・刑法・民法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法にして之を**六大法典(六法)**と謂ふ。此等の法典には各附屬法あり。其の他尙ほ幾多の法令ありて國法の全體をなす。

(三) **強行法と任意法** 強行法とは法律關係の當事者が反對の意思を表示して其の適用を免るる餘地を與へざるものを謂ひ、任意法とは當事者の意思を許容して其の適用を受けざる餘地を與ふるものを謂ふ。

(四) **普通法と特別法** 普通法とは其の適用の範圍を限定せざるものを謂ひ、特別法とは(一)特定の地方(二)特別の身分(三)特別の法律關係に就いてのみ適用せらるるものを謂ふ。普通法と特別法の規定とが相牴觸する場合に於ては特別法は普通法に先ちて適用せらるるものとす。

二、國法の制定

(一) **憲法の制定** 我が帝國憲法は明治天皇の欽定・發布せられたる成文憲法にして、國家統治の原則を規定したる根本法なり。而して憲法條規の改正は天皇の發議によりて議案を帝國議會の議に附し、議會は修正をなさずして單に可否の議決をなすに止まり、且つ議會の兩院は各、其の總員の三分の二以上出席し、出席議員の三

(一) 公法は概ね強行法にして私法は多くは任意法なり。

(二) 場所に關する特別法とは北海道・町村制の如きを謂ひ、人に關する特別法とは陸海軍刑法の如きを謂ひ、法律關係に關する特別法とは民法に對する商法の如き之なり。

(三) 我が帝國憲法は普國憲法に準據せり、而して普國憲法は白耳義憲法を模範とし、其の白耳義憲法は佛國

憲法を参照して制定せられたるなり。
 憲法は種々に區分するを得。
 (一) 成文憲法と不文憲法(英)
 (二) 欽定憲法(普・澳・我が國)と民定憲法(白・佛・瑞西)
 (三) 固定憲法と可動憲法(伊)

分の二以上の多數を以てするに非ざれば、改正の議決を爲すを得ざるの點に於て、法律の制定と其の手續を異にす。尙ほ憲法は皇室典範と共に攝政を置くの間は之を變更することを得ざるものとす。

(二) 法律の制定 總べて法律は帝國議會の協賛を経るを要す。而して法律の制定は左の四段の順序を経べきものなり。

(1) 法律案の提出 法律の原案を議院に提出することにして、之を發案と謂ひ、其の權限は政府及び兩院各之を有す。各議員は其の屬する議院より法律案を提出すべき發議の權を有すれども發案權は之を有せず。而して議員の發議に係る議案が其の議院に於て可決せられたるとき、之を他の議院に廻付すること

を其の議院の法律案の提出とは謂ふなり。

(2) 法律案の議定 法律案の實質を確定することにして、政府より提出したる法律案は兩院の議決を経るを要し、議院より提出したる法律案は他の議院の議決を経れば足る。而して法律案の議定は三讀會を経るを要す。

(イ) 第一讀會 法律案全體に就きて其の必要不必要を審議す。

(ロ) 第二讀會 法律案に就きて逐條審議す。

(ハ) 第三讀會 法律案全體に就きて其の可否を審議す。

(3) 法律案の裁可 法律案の裁可とは天皇が最後に議定したる議院の議長より國務大臣を経て奏上した

(一)公式令によれば法律案の裁可は上諭を附して之をなす、而して上諭には帝國議會の協賛を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務大臣又は主任の國務大臣と俱に之に副署す。

る法律案を變じて法律とせらるる行爲なり。即ち議會の協賛せる法律案を嘉納して天皇自己の意思とせらるる行爲なり。裁可の方式は公式令に之を定む。
(4) 法律の公布 裁可は天皇の意思表示の前に其の意思を確定するの行爲なるが故に、外部に對して效力あるに非ず。是れ公布によらざれば法律が法律たる效力を發揮する能はざる所以なり。公布は外部に對して法律の存在を發表する行爲にして、法律が其の效力を生ずる要件たり。法律の公布は公式令の定むる方式に従ひ官報に登載す。

(三) 命令の制定 命令は帝國議會の協賛を経ずして發する法規にして、天皇の直接に發せらるるものと各種の統治機關をして發せしむるものと別あり。天皇の直

接に發せらるるものには皇室令・勅令・軍令等あり。各種の統治機關をして發せしむるものは其の機關の名に従ひ、閣令・宮内省令・省令と謂ひ、制令・都督府令・署令と謂ひ、律令・總督府令・北海道廳令・府縣令・警視廳令・廳令・郡令・島廳令・市町村條例等と謂ふ。而して命令制定の方式は其の種類異なるに従ひて一様ならず。

三、國法の效力 國法は時により場所に従ひ又人によりて其の效力を異にするものなり。

(一) 時に關する國法の效力 法律・皇室令・勅令・閣令・省令は原則として公布の後滿二十日を経て其の效力を生ず。地方廳の發する命令は公布の後滿七日を経て其の效力を生ずるを原則とす。若し特別の施行期限を定めんとするときは各其の法令に明記するを要す。

(一)刑法に國法不
適及效の例外あり
「犯罪後の法律に
より刑の變更あり
たるときは其の輕
きものを適用す」
と之なり。

(二)國際私法の規
定とは例へば法例
第三條に「人の能
力は其の本國法に

- 國法の効力は原則として既往に遡らざると同時に、廢止以後に於ては、絶對に其の効力なきものとす。^(一)
- (二)場所に関する國法の効力 一國領土は統治權が絶對に行はるる範圍なれば、國法も亦其の領土の全部に且つ領土内に限り効力を有するを原則とす。然れども國際交通の便宜其の他の必要より次の例外を認む。
- (1) 國內に於て効力を及ぼさざる場合
 - (イ) 他國の公使館又は大使館内。
 - (ロ) 領海内にある他國の軍艦内。
 - (2) 國外に於て効力を及ぼす場合
 - (イ) 軍艦公船及び公海に在る自國船舶内。
 - (ロ) 國際私法の規定。^(三)
- (三)人に關する國法の効力 國民分限を有するものは領

依りて之を定む」と規定せるが如き之なり。

(三)外國の君主・大統領・外交官等が在留國の國法の適用を受けざる權を治外法權と謂ふ。
(四)現今我が國は支那及び暹羅に對して領事裁判權を有す。

土の内外を問はず本國法に服従すべく、外國人と雖も其の國の領土内に在るの間は其の國法に服従すべきものとす。然れども左の者には例外として其の効力を及ぼさず。

- (1) 外國の君主・大統領・外交官・其の家族及び從者。^(三)
- (2) 外國の軍隊。
- (3) 條約により領事裁判權の下に立つ國民。^(四)

第六章 權利及び義務

權利とは國法が各人の利益を満足せしめんが爲めに認めたる意思の力なり。

權利に公法上の權利即ち公權と私法上の權利即ち私權とあり。憲法に規定せる參政權・自由權・訴權等は公權の主なる

ものにして民法に規定せる財産權物權債權身分權(戶主權・親權・相續權等)は主なる私權なり。義務とは權利に對するものにして、國法によりて創設せられたる行爲・不行爲の拘束を謂ふ。義務も亦公務及び私務に區別することを得べし。公務とは兵役又は納税の義務の如く公法によりて創設せられたる拘束を謂ひ、私務とは民法上の種々の債務の如く私法によりて創設せらるる拘束を謂ふ。各人が自己の權利を尊重し其の實行を期すると共に、他の權利を尊重し敢て之を侵害せざらんとする念慮を稱して權利思想と謂ふ。權利思想は單に各人の人格を保全し、其の自由を伸張し、正當の利益を保持するのみならず、更に進みて國家の法治生活を進め、國民の氣力を養ひ、國權の發展を

期するにつき重大なる關係を有す。されば權利思想の養成は國民教育上最も注意せざるべからず。

第二篇 公法大意

第一章 統治權の主體

大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す。統治權の主體は天皇にして、總べて國家の活動は皆天皇統治權の發動するところたり。而して天皇が統治權の主體たることは建國以來の歴史の精華にして、憲法は此の事實を一般國民に宣示し給へるに他ならず。^(一)

統治權は憲法の規定により天皇之を行ふ然れども憲法は天皇の統治權を制限する獨立の力に非ず。憲法は天皇が固有する統治權によりて制定せられたるものにして、憲法を

(一)天皇が統治權の主體たることは皇祖天照大神の皇孫に宣ひたる詔により明なるのみならず憲法發布の勅語・憲法公布の上諭・憲法第一條及び同第四條によりても明なり。

(一)天皇の不可侵とは政務上及び刑事上の責任を全く負はるることなきを謂ふ。

(二)天皇に對し危害を加へ又加へんとしたるものは死刑に處し、不敬の行爲ありたる者は三月以上五年以下の懲役に處す。

(三)陸海軍の兵力は軍人(武官・兵卒)と物資(武器・糧秣・衛生材料)とより成り、團隊及び艦船等を組織す。其の兵力の組織・補充・維持に關

廢止すると否とは一に天皇の意思に存す。

天皇は統治權の主體なるが故に神聖にして侵すべからず。^(一)天皇は憲法上不可侵なるのみならず、尙ほ歴史上法令上種々の特權を有す。其の主なるものは左の如し。

一、榮譽權(最敬禮を受くる權・皇室の吉凶に慶弔の意を表せしむる權・宮廷造營權・守衛儀仗權・敬稱權・紋章權等)。

二、財産上の特權(皇室經費を受くる權・世傳御料保有權等)。

三、皇室に首長たる權。

四、刑法上の特別保護を受くる權。^(二)

天皇の統法權は其の内容廣くして及ばざるところなし。然れども實際政務を施行するに當り、其の性質に従ひて各特別の機關を設け、立法・司法・行政をして相混亂せしめざるは、憲法の規定するところにして、又實に立憲制度の要諦たり。

而して立法・司法・行政の外にありて天皇の親裁し給ふ統治權の作用を大權と謂ふ。大權には憲法上の大權と憲法外の大權とあり。憲法上の大權事項は左の如し。

一、法律を裁可し其の公布執行を命ずること。

二、帝國議會を召集し其の開會閉會停會及び衆議院の解散を命ずること。

三、法律に代はるべき命令(緊急勅令)を發すること。

四、其の他の命令(行政命令)を發し又は發せしむること。

五、行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免すること。

六、陸海軍を統帥すること、並に陸海軍の編制及び常備兵額を定むること。^(三)陸海軍の統帥とは大元帥として陸海軍に對し最上命令權を有することを謂ふ。而して此の大權の

する政務を軍政と謂ひ、其の最高機關は陸海軍大臣なり。而して其の兵力を以て國防・用兵の事を掌るを軍令と謂ひ、參謀總長及び海軍・令部長は其の最高機關なり。陸軍は歩・騎・砲・工・輜重・憲兵の六科と經理・衛生・獸醫・軍樂・監督の五部とし、之を近衛兵(一個師團)と衛戍兵(二十個師團と十二要塞)に分つ。其の現役兵員は約二十五萬、外に豫後備兵・補充兵約百二十萬あり、戦時には百五十萬乃至二百萬の大兵を動かす得といふ(軍隊を戦時編制に變更するを動員と稱す)。平時の一箇師團は通例歩兵二旅

團、騎、砲兵各一聯隊、工、輜重兵各一大隊、憲兵一分隊とす。歩兵一旅團は二聯隊、一聯隊は三大隊、一大隊は四中隊、一中隊は三小隊より成る。

陸軍々政上全國を二十師管に分ち更に之を旅管聯隊區警備區に分ち各區に司令官を置き區内の徵集・召集・充員補充等の軍政を司らしむ。

海軍は戰時海上防禦・敵國攻撃・陸軍護送等に任じ、平時通商貿易・海外居留民・殖民地人民・漁獲の保護、密獵船警戒、港灣測量、沿海警備等に任ず。海軍の軍令軍政の策源地を軍港と稱し、軍港に海兵團・水雷團・艦

行使は頗る機密を要するが故に之を補佐する専門の機關として陸軍參謀本部・海軍軍令部を置き、國防用兵の計劃を立て國務大臣に由らすして直に天皇の帷幄に上奏せしむ。元帥府及び軍事參議院は天皇の帷幄にして、陸軍の師團長・海軍の鎮守府司令長官・艦隊司令官は統帥の機關なり。次に陸海軍の編制及び常備兵額を定むるの大權は國務大臣に由り行ふべきものに屬す。然れども統帥事務(軍令)と編制事務(軍政)とは密接なる關係を有するが故に、大中將たる軍人を以て陸海軍大臣と爲し特別の地位に在りて天皇を輔弼せしむ。

七、宣戰講和及び條約を締結すること。

八、戒嚴を宣告すること。

九、爵位・勳章及び其の他の榮典を授與すること。

船等の機關あり、此の外尙ほ海岸必要の地に要港あり。海防の爲め全國の沿海を五海軍區に分ち五鎮守府をして之を管轄せしむ。鎮守府は出師準備・軍備品供給・軍港警備・軍艦製造修理・兵員徵募訓練等を掌る。軍艦は鎮守府に屬し任務上數種に分ち、三隻以上にて艦隊を、二隻以上にて聯合艦隊を編成す。

(一)戒嚴(又は非常警察)とは戰時又は事變に際し、司法・行政の全部又は一部を軍事處分に委するを謂ふ。

(二)爵は國家に於ける家族の品位を表彰し、位は朝廷に於ける特別の特

一〇、大赦・特赦・減刑及び復權を命ずること。

一一、財政上の緊急處分をなすこと。

一二、戰時又は國家事變に際し非常大權を行ふこと。

一三、憲法及び皇室典範の改正をなすこと。

憲法外の大權事項には定限なし。例へば造位・造爵・使節の差遣及び接受領土の變更・神社の昇格・元帥稱號の授與・大臣禮遇の特典授與等の如し。

皇位とは統治權の主體たる天皇の地位を稱す。皇位は祖宗の威靈の宿る所にして、天皇は此の威靈を代表して君臨し、臣民は此の威靈に對して服従するなり。皇位を充たす者は自然人にして、自然人は死亡を免れず。故に天皇も亦崩御せらるることあるを免れ難し。然れども皇位は無窮にして須臾も曠ふするを許さず。故に天皇崩御せらるるときは其の

遇を表彰し、勳章は國家對する名譽を表彰するものなり。其の他の榮典とは褒章・賞杯等の類を指稱す。
 (一)歐洲の法諺に「皇位は法人なり」又は「王は曾て死せず」とあるは天皇の崩御が毫も皇位の存在に影響を及ぼさざる義を示すものなり。
 (二)即位の禮は新に御位に即き給ひたる天皇が大極殿に出御せられ皇族以下百官有司を集めて即位の詔令を天下に布き給ふ式典なり。
 (三)大嘗祭とは天皇位に即き天祖及び天神地祇を饗養せらるる典禮なり。
 (四)皇位繼承の順序は長子相承け直

瞬間に於て皇位繼承の順序により皇嗣即ち皇位を充たし祖宗の神器を受けられ、其の間些の間隙あるを許さず、又何等の手續を要せず、之を踐祚と稱す。即位の大禮及び大嘗祭を行はるるが如きは繼承に伴ふべきものたるに止り、繼承の成立要件に非ず。踐祚の時は賢所を祭り皇靈殿に奉告し、且、元號を建てて一世の間之を改めず。
 皇位繼承は憲法及び皇室典範の規定によれば凡そ三個の原則を包含す。(一)皇統に限ること(二)男系の男子たること(三)皇族たること之なり。
 皇室は天皇の御一家にして之に關する事務は宮内大臣の輔弼により天皇の親裁せらるるところなり。
 皇室典範及び皇室令は皇室に關する準則を定めたるものなれども、其の中には皇位繼承・攝政等國家に關する規定少

系に下るを原則とす。故に先づ皇長子孫に傳へ、次に皇次子孫に傳へ、次に皇兄弟子孫に傳へ、次に皇叔伯子孫に傳へ、次に最近親の皇族に傳ふ。
 (五)儲嗣たる皇子を皇太子・儲嗣たる皇孫を皇太孫と稱す、立太子・立太孫は詔書を以て之を公布し其の儀式は立儲令に依る。皇子より皇玄孫に至るまでは男を親王、女を内親王とし、五世以下は男を王、女を女王とす。
 (六)皇族にして何々の宮と稱するは家號に非ずして稱號別する方便として用ふる稱號のみ。

なからず。蓋し我が國に於ては皇室と國家とは建國の體制上密接不離の關係を有し、従つて皇室の事務と國家の事務とは判然區別することを得ざるを以てなり。
 皇族は天皇を家長とせる皇室の家族にして、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王之なり。
 皇族は皇室の一員なるが故に氏なく唯、名を稱するのみにして、家長たる天皇の監督を受け、其の婚嫁は同族又は特に認可せられたる華族に限り、又養子をなすを得ず。
 王以下は勅旨又は情願により家名を賜ひ華族に列せしむることあるべく、又は勅許により華族の家督相續人となることを得べし。
 宮内大臣は皇室一切の事務につき天皇を輔弼し、内大臣は

(一)攝政の資格順位は親王・王・皇后・皇太后・太皇太后・内親王・女王とす。

天皇に常待し御璽・國璽を尙藏し及び詔書・勅書其の他内廷の文書に關する事務を掌り、皇族會議は重要なる皇室事務を審議す。

天皇が左の事情によりて親から統治權を行使せられざるときは皇室典範の定むる資格順序に従ひ攝政を置く。

一、天皇未だ成年に達せざるとき。―天皇の成年は滿十八年とす。

二、天皇久しきに亘る故障に由り大政を親らすること能はざるとき。

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ。但し憲法及び皇室典範は攝政に於て之を變更することを得ず。

第二章 統治權の客體

第一節 領土

(一)國際法上乾潮の時一國の海岸を距る三海里以内を其の領海とす。又灣及び内海は其の入口十海里以下なる時は全部を領海とす、例へば瀬戸内海及び東京灣の如きは領海なり。又港は其の區域全部を領海とす。

領土とは國民定着の場所にして又其の國の統治權が絶対に行はるる範圍なり。領土は陸地を要素とす。而して沿岸一定の水面(領海)及び軍艦は陸地の擴張したるものと看做さる。(二)一國の領土以外と雖も條約の結果により其の國の統治權の全部又は一部の行はるるところあり、一を租借地と他の一を保護國とす。

領土の上に行はるる統治權の作用を領土權と稱す。領土權の效果は(一)國際法上自國の領土内に他國の權力の行はるることを排斥し(二)國法上自國の領土内に在る總ての人を支配するにあり。

朝鮮・臺灣及び樺太は日本の領土となりて日尙ほ淺く一般内地と大に事情を異にするを以て、法律を直に實行せず勅

令を以て特に指定したるもののみを行ふこととし、朝鮮に於ては法律を要する事項は朝鮮總督の發する制令と稱する命令に委任し、臺灣に於ては律令と稱する法律に代はるべき命令を發する權を臺灣總督に委任し、樺太に於ては特定の立法事項を勅令に委任したり。

關東州は日清條約により我が國の租借地となりし以來、關東都督を置きて我が國の統治權を行ひつつあり、然れども我が領土に非ざるが故に普通の法令を其の儘實行することなく、諸事勅令を以て特別の規定を設く。而してこは天皇の憲法外の大權に屬す。

第二節 臣民

臣民は統治權に絶對に服従すべき者なるの點に於て外國人と其の地位を異にす。外國人と臣民との區別の要點は、特

(一) 臣民分限の要件
(1) 父が日本人なること

(2) 父が知れずして母が日本人なるとき

(3) 外國人が日本人の妻・入夫・養子となりたること

(4) 外國人が歸化したる時等とす。

(二) 皇族の特權は、特定の場合に皇位を繼承し、攝政となり、皇族會議の議員となる事・幾多の榮譽權を有する事・民事刑事に關し特權を有すること等なり。華族の特權は宮中にて特別の禮遇を受け、其の子女を天皇及び皇族に嫁せしめ、皇族を養子となし、世襲財産を設定し、貴族院の議員となる等之なり。

別の權利義務を有すると否との如き程度上の問題に非ずして、統治權に對する根本的關係に存す。即ち外國人が我が國の統治權に服従するは、我が國の領土權の反射に外ならず。之に反して臣民が統治權に服従すべきは絶對的屬人的にして、其の領土内に在ると否とを問はざるなり。

臣民分限即ち國籍の要件は國籍法に規定せらる。國籍を有するものは總べて戶籍法により國家の臺帳に登録せらるるものとす。

臣民の階級を分ちて皇族・華族・士族・平民の四となす。皇族と華族とは各幾多の特權を有す。されど四民均しく文武の官職其の他の公務に就くの權利を有するの點は異なることなし。されば政治上に於ては四民平等に庶幾しと謂ふべし。憲法上臣民の權利を列舉すれば(一)法律命令の定むる資格

(一)吾人は憲法によりて其の權利を伸張確保せられ、殊に政治に參與して天皇治國の大業に翼賛し奉るべき權利を與へられたるを喜ぶと共に君國に對する責務の一層重大となれるを覺悟せざるべからず。

(二)滿十七歳より四十歳に至る日本臣民たる男子は特別の場合を除き皆兵役義務を有す。兵役を分ちて常備(現役・預備)後備・補充・國民(第一・第二)の四とし、尙ほ一年志願兵役・六週間現役の特別制度あり。徴兵検査の體格は甲乙丙丁戊の五等に分ち、甲乙丙を合格とし、甲乙は抽籤にて現役、丙は國

に應じて均しく文武官に任ぜられ及び其の他の公務に就くこと(二)法律の範圍内にて居住移轉の自由を有すること(三)法律に依らずして逮捕監禁審問處罰を受けざること(四)法律に定むる場合の外住所侵入及び搜索を受けざること(五)法律に定むる場合の外信書の秘密を侵されざること(六)法律によるの外所有權を侵されざること(七)安寧秩序を妨げず及び臣民たる義務に背かざる限に於て信教の自由を有すること(八)法律の範圍内に於て言論著作印行集會結社の自由を有すること(九)法定の裁判官の裁判を受くること(一〇)相當の敬禮を守り一定の方式に従ひ請願をなすことにして、之を約すれば(一)參政權(二)自由權(三)請求權の三となす。

憲法上臣民の義務は(一)兵役義務及び(二)納稅義務の二にし

民兵役に、丁は不合格、或は徵集延期とす。徵兵に應じ軍隊に入りたる軍人は天皇の股肱たるを自覺し軍人勲諭の聖旨を奉戴し至誠奉國の實を擧ぐべく、又除隊後は軍隊にて修養したる協同の習慣奉公の精神を郷黨に及ぼし業務に應用し、以て富國強兵の實を擧ぐるに努むべきなり。

て、こは國家の兵力及び財力の基礎をなし、國家の存立に缺くべからざるものなれば特に憲法に之を規定せるなり。而して此等の義務の内容は法律を以て之を規定すべきものとす。

第三章 統治機關

天皇の統治の大權は廣くして及ばざるなく、遠くして至らざるなし。故に國の政務は大小となく皆天皇の親裁するを本則とすと雖も、事實上一般の政務を悉く親裁するは到底及ばざるところなるを以て、天皇は特に或る種の重要なる政務は之を親裁し、其の他、無數の政務は其の性質に従ひて各一定の機關を設け、之によりて統治の實を擧ぐるものにして、之を統治機關と謂ふ。

統治機關は大別して二種となす。一は憲法の規定によりて直接に設置せらるるものにして、其の存廢及び權限の變更は憲法の規定を改正するに非ざれば爲すことを得ざるものを謂ふ。帝國議會・國務大臣・樞密顧問・裁判所・會計検査院之なり。他の一は憲法の規定に基づく他の國家法規によりて設置せらるるものにして、其の之を置くと否とは憲法條規の關するところに非ざるものを謂ふ。行政官廳・公共團體の如き之なり。

第一節 憲法上の統治機關

第一款 帝國議會

帝國議會は國法上に於ては憲法上の統治機關にして、憲法によりて與へられたる權限を行使するに過ぎざるものなり。然れども政治上より見るときは國民の代表機關として

(一)議會の組織には二院制と一院制とありて、各長短あり。一院制の例は希臘獨逸帝國等なり。又英國は二

院制なるも其の實殆んど一院制に異ならず。

國民の輿論を代表すべきものにして、我が帝國議會が兩院制度を採用せる所以も亦茲に存す。

帝國議會は貴族院・衆議院の兩院より成る。

一、貴族院 貴族院令の定むるところにより左の議員を以て組織す。

(一)皇族 成年に達したる男子。

(二)華族 滿二十五歳以上の公侯爵男子は當然終身議員にして、伯子男爵は滿二十五歳以上にして各同爵間にて選舉せられたるものに限り其の任期は七年とす。

(三)勅選議員 終身議員と任期七年の多額納稅議員とあり。何れも滿三十歳以上の男子とす。

二、衆議院 衆議院議員選舉法の定むるところにより公選せられたる議員を以て組織す。

(二)國家に勳勞あり、又は學識ありて勅任せられたるものは終身議員なり。又各府縣にて土地・商工業につき多額の直接國稅を納むる者十五人中より一人を互選して勅任せられたるものは多額納稅議員なり。

(一)選舉權に關しては普通選舉制度と制限選舉制度とあり。兩者の區別の要點は納稅資格を權利の要件とする否とあり。

(一)被選舉權 帝國臣民たる男子にして年齢滿三十歳以上の者は住所及び納稅額等の制限なく悉く被選舉權を有す。但し神官・神職・僧侶・諸宗教師・小學校教員・政府の爲め請負をなす者又は該法人の役員或る種類の官吏・宮内官・判事・検事・行政裁判所長官及び同評定官・會計検査官・收稅官・警察官・歸化人・府縣會議員・貴族院議員等は選舉權を有すれども被選舉權なし。

(二)選舉權 選舉權を有するが爲めには左の資格要件を具ふるを要す。

(1)帝國臣民たる男子にして年齢滿二十五歳以上たること。

(2)選舉人名簿調製の期日前滿一年以上其の選舉區内に住所を有し猶ほ引續き有する者なること。

(二)選舉法上は地租・所得稅・營業稅・賣藥營業稅を直接國稅とす。

(3)選舉人名簿調製の期日前滿一年以上地租十圓以上、又は滿二年以上地租以外の直接國稅十圓以上、若くは地租と其の他の直接國稅とを合して十圓以上を納め猶ほ引續き納むる者なること。

(三)選舉被選舉の權なき者

選舉被選舉の權なきもの左の如し。

(1)禁治產者及び準禁治產者。

(2)現役又は召集中の軍人。

(3)官・公・私立學校の學生・生徒。

(4)身代限の處分を受け債務を完済するに至らざる者及び家資分散若くは破産の宣告を受け其の確定したる時より復權の決定確定するに至るまでの者。

(5)公權を剝奪せられたる者及び公權停止中の者。

(一) 選舉區制に一選舉區より一人以上を選出する大選舉區制と、一人を選出する小選舉區制とあり、我が國は大選舉區制を採用し各府縣を郡部市部に分ち、郡部は全府縣を通して一選舉區とし、人口十三萬毎に一人を選出し、市部は之を獨立の選舉區とし、人口三萬毎に一人を選出す。

(二) 選舉人名簿は權利の有無を公に決定する效力あるものにして、之を調製する任は市町村長又は區長にして、毎年十月一日の現在より同月三十一日まで調製し、十一月五日より向ふ十五日間を縦覽期間とし、十二月二十日を以

(6) 選舉に關する犯罪に因り裁判所の宣告を以て被選舉人選舉人たることを禁ぜられたる者。

(7) 華族の戸主。

(四) 選舉 各市町村を投票區とし、各郡市を以て開票區とし、市及び市を除きたる各府縣を選舉區とし、各選舉區に於て定數の議員を選挙す。投票者は選舉人名簿に記載せられたる者に限る。投票の方法は單記無記名とし、投票人は投票所に到り選舉人名簿の對照を経、投票簿に捺印し、投票用紙に自書を要す。當選者には選舉長たる府縣知事より當選證書を交付す。

立憲政治の根本は實に選舉にあり。されば選舉人たるものは選舉は選舉人の國家に對する重大なる責務にして、而かも貴重なる參政權を行使するものなるを思ひ、自主

て確定す。

(三) 議員の任期は四年とし選舉の日より一年以内に議員を生じたる時は得票順によりて之を補充し、一年以後なる時は補關選舉を行ふ。

(四) 選舉は議員の選擇にして選舉人が國家の利益の爲に行ふ一種の公務と云ふべし、されば情實に拘はり私利の目的となし或は棄權すべからず、國政の汚隆眞に我が一票によりて岐ると信じて其の一票を慎むべし。

又選舉は選舉人と議員の間に委任代理の關係を生じ、議員は選舉區の利益を代表し、選舉民の希望を行ふ責任あるものと看做す

自由の精神を發揮し選舉權の精神を保ち眞に國民を代表するに足るべき賢良なる人才を選ぶべし。情實に纏綿し、權勢に屈し、私慾に馳せて、人格低く、識見乏しく、主義節操なき賤劣なる人物を選出するが如きことあるべからず。是れ實に立憲國民の至大任務にして、自主自由の民たる本分なり。

帝國議會の召集は詔書を以てす。議會は議院の成立後、開院式によりて開會し、よりて以て其の活動を開始し、會議によりて之を實行し、停會・休會によりて其の活動を中止し、閉會を以て一切の活動を終了す。

帝國議會は毎年之を召集す。之を常會と稱し、其の會期は三月月とす。尙ほ臨時緊急の必要ある場合には常會の外に臨時會を召集す。衆議院解散を命ぜられたる時は勅命を以て

が如き誤解あるべからず。次に議員は立憲政治の附随物たる政黨に屬するを常とするが故に選舉人は常に政黨の行動を監視し、之をして正々堂々の公黨たらしむべく陰險卑劣の私黨たらしめざるを要す。政黨の最も發達せるは英米二國にして世界の範と稱せらるるは主として之に依る。兩國共に各二大政黨（英は自由黨と保守黨、米は共和黨と民主黨）對立して相争ひ兩黨交互に政權を掌握す。反之獨佛は小黨分立し數派聯合して政策の實行を期す。

新に議員を選舉せしめ、解散の日より五ヶ月以内に之を召集す。解散とは衆議院議員の任期満了前に其の職を解く處分なり。帝國議會の召集、開會、停會、閉會は兩院同時に之を行ふ。衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院は同時に停會せらる。停會に似て非なるは休會なり。休會は單に議事の都合により或は慶弔の表意等の爲め議院自から決議す。即ち休會は議院の權能に屬す。兩議院の議事は各其の總議員の三分の一以上の出席を要し、出席議員の過半數を以て議決し、可不同數なるときは議長の決するところによる。會議に本會議と委員會とあり。本會議は之を公開するを原則とし、委員會は之を公開せず。帝國議會の權限は左の如し。

一、國法の制定に參與するの權。

(一) 憲法改正案の議決權。

(二) 法律案に對する協賛權。

(三) 緊急勅令に對する承諾權。

二、國の財政計畫に參與するの權。

(一) 豫算案に對する協賛權。

(二) 國債を起し又は豫算外に國庫の負擔となるべき契約に對する協賛權。

(三) 豫算超過の支出若くは豫算外の支出をなしたる場合の承諾權。

(四) 緊急財政處分に對する承諾權。

(五) 決算の審査權。

帝國議會の權限以外に於て議院が有する主なる權限は左の如し。

(一) 議會が豫算を議定せず、豫算不成立の時は政府は前年度の豫算を施行す。

(二) 議會の兩院は其の權限平等なるを原則とし、其の例外は衆議院の豫算先議權とす。

(一)法律案・豫算案を議決して上呈するを奏上と謂ひ、勅語に奉答する爲め又は政治上の利害につき聖斷を乞ふ爲め上表するを上奏と謂ふ。

(二)議員は議院に於て爲したる發言及び表決につき院外に於て責を負ふことなし。

(三)議員は現行犯又は外患内亂罪の外は會期中其の議院の承諾なくしては逮捕せられず。

(四)内閣總理大臣は内閣の主任なれど其の憲法上に於ける地位は他の國務大臣と異ならず各國務大臣は皆平等の地位に立ちて國政全般に亘り

て輔弼の任務を有す。

(五)輔弼宜を得ざる場合は輔弼の忠誠・適切・勤勉を缺くとす場合を總べて包含す。

(六)外國には議會多數黨の主領に内閣を組織せしめ、多數を失ひたる時辭職せしむる制度あれど、我が國は國務大臣の進退は一に天皇の大權に屬す。故に議會の不信任決議あるも辭職すべき法制上の義務なし、唯、政策上、協賛を得ざれば輔弼の任を完ふし能はるが故に政治道徳上引責辭職するを例とす。

- 一、上奏權・奏上權^(一)
- 二、法律案の提出權・請願受理權・建議權。
- 三、議員の資格審査權・院內警察權・院內規則制定權・議員懲罰權・請暇及び辭職許可權・議員の逮捕許可權。

帝國議會の議員が有する主なる特權及び義務は左の如し。

- 一、議員の特權^(二) 質問權・發議權・發言及び表決の自由權^(三)・身體の自由權^(三)・歳費及び旅費を受くる權等とす。
- 二、議員の義務 召集に應ずるの義務及び出席義務等とす。

第二款 國務大臣

國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ず^(四)。凡て法律・勅令其の他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す。輔弼とは天皇の總明を啓きて施政宜しきを得しめんが爲に、天皇の大權行使に關し意見を奉り又其の施行を司るを謂ひ、副署と

は法律・勅令其の他國務に關する詔勅に御名に副へて署名することにして、大權の行使は國務大臣之を奉行するが故に、法令詔勅總べて文書によりて大命を發表するに際しては國務大臣は必ず之に副署するを要義とす。國務大臣其の輔弼宜を得ざるときは茲に責任を生ず^(五)。國務大臣責任の制度は實に立憲政治の支柱たり。而して責任の性質は宜を得ざる輔弼につき天皇に對して負ふ責任にして、天皇に代はるの責任にも又議會に對する責任にも非ざるなり。而して責に任ずべき大臣は輔弼宜を得ざりし大臣のみにして、國務大臣全體の連帶責任に非ざることとは憲法の明定するところなり^(六)。

國務大臣たる資格を有するものは内閣總理大臣と各省大臣となり。然れども國務大臣は憲法上の輔弼機關にして獨

す。

立の職權なく、各省大臣は官制上の行政機關にして獨立の職權を有し自己の名に於て命令處分を行ふ。二者相同じからざるが故に、一人の自然人にして必ずしも兩者を兼ねるを要せず。又各省大臣以外の者にして特旨によりて國務大臣たるものあるを妨げざるなり。

大臣の稱あるものは必ずしも皆國務大臣又は各省大臣なりと思惟すべからず。例へば宮内大臣、内大臣の如し。

第三款 樞密顧問

(一) 樞密顧問は元勳及び練達の上に於て年齢四十歳以上の者を選任す。議長副議長各一人顧問官二十四人とす。
(二) 國務大臣は職務上當然樞密顧問として議席に列し表決議を有す。されど樞密顧問に似て非なるは宮中顧問とす。宮中顧問は宮廷の内事に關する事務につきて天皇の諮詢に應ずるのみ。

樞密顧問は樞密院官制の定むるところに従ひ、天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議答申する合議機關にして、國務大臣と等しく大權輔翼の機關なり。されど其の輔弼は消極的にして進んで政策を獻替することなく、且つ其の輔弼の限局的なる點に於て國務大臣と異なる。

第四款 裁判所

(三) 民事とは私法上の權利争訟事件を謂ひ、刑事とは犯罪に對し刑罰法規適用に關する争訟事件を謂ふ。而して裁判とは特別の形式を以て特定の事件に對し法規の適用を確定する權力的行爲なり。其の特別形式とは原告被告の當事者を參與せしめ其の双方の陳述辨論を聽きたる後判定を下すを謂ふ。

民事・刑事を裁判する統治權の作用を司法權と謂ふ。司法權を天皇の名に於て行ふ憲法上の統治機關を司法裁判所と謂ふ。司法裁判所の外に行政訴訟を裁判する行政裁判所あり。裁判所の構成は法律を以て之を定む。裁判官は刑法の宣告懲戒の處分に由るに非ざれば其の意に反して其の地位を動かされず。而して其の裁判に關しては全く自己の不羈獨立の意見によりて審判し大權及び行政權の干涉を絶対に受けず。之を司法權の獨立と謂ふ。

司法裁判所は分ちて通常裁判所及び特別裁判所となす。前者は裁判所構成法を以て其の組織權限を定めたるものを謂ひ、後者は例へば陸海軍の軍法會議又は日本が領事裁判權を有する外國に於て日本臣民に關する訴訟を取扱ふ領

(一)朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院、關東都督府法院等も特別裁判所なり。

(二)非訟事件とは私權を明確にし後日の争を豫防する爲に司法裁判所の取扱ふ事件を謂ふ。例へば後見人監督、親族會招集、隱居許可、遺言執行者選任、不動産、法人、夫婦財産契約、商業等の登記(登記とは裁判所に於て人民の申請に係る一定の事項を登記簿に記載することにして其の手續法規の主なるものは不動産登記法なり)をなすが如し。

(三)裁判長は地方裁判所の所長又は控訴院大審院の院長とは其の性質を

事廳の如く裁判所構成法の規定によることなく、特別の事件・特別の土地・特別の身分の人を管轄する裁判所を謂ふ。^(二)通常裁判所は左の四階級の系統をなす。

一、**區裁判所** 最下級にある單獨制の裁判所にして、北海道及び各府縣樺太に數個を置く。輕微なる法定の民事、刑事の訴訟事件(民事につきは五百圓以下の事件、刑事につきては拘留料に當る罪、窃盜の罪、其の他輕微なる犯罪にして豫審を要せざる事件)及び特定のものを除きたる一切の**非訟事件**を管轄す。^(三)

二、**地方裁判所** 北海道には三個、各府縣及び樺太には一個を置く。一人の**裁判長**^(三)二人の陪席判事より成る合議制の裁判所にして、區裁判所の權限並に大審院及び控訴院の特別權限に屬せざる事件の第一審及び區裁判所の裁判

異にす、裁判長は或る事件を審理決定する場合の長にして所長又は院長は裁判所の事務を掌る長官なり。

(四)判決とは口頭辯論を爲したる後或る法律上の效果の存否を確定する裁判を謂ひ、決定及び命令は口頭辯論を経ざる裁判又は法律上の效果の存否に關せざる裁判なり。

而して決定及び命令の區別は其の裁判をなす機關の如何によりて生ず、即ち決定は裁判所之を爲し、命令は裁判長又は受命判事若くは委託判事之を爲す。

(判決決定命令)^(四)に對する**上訴**に就きて第二審の裁判をなす。**上訴**とは下級裁判所の裁判に服せずして上級裁判所

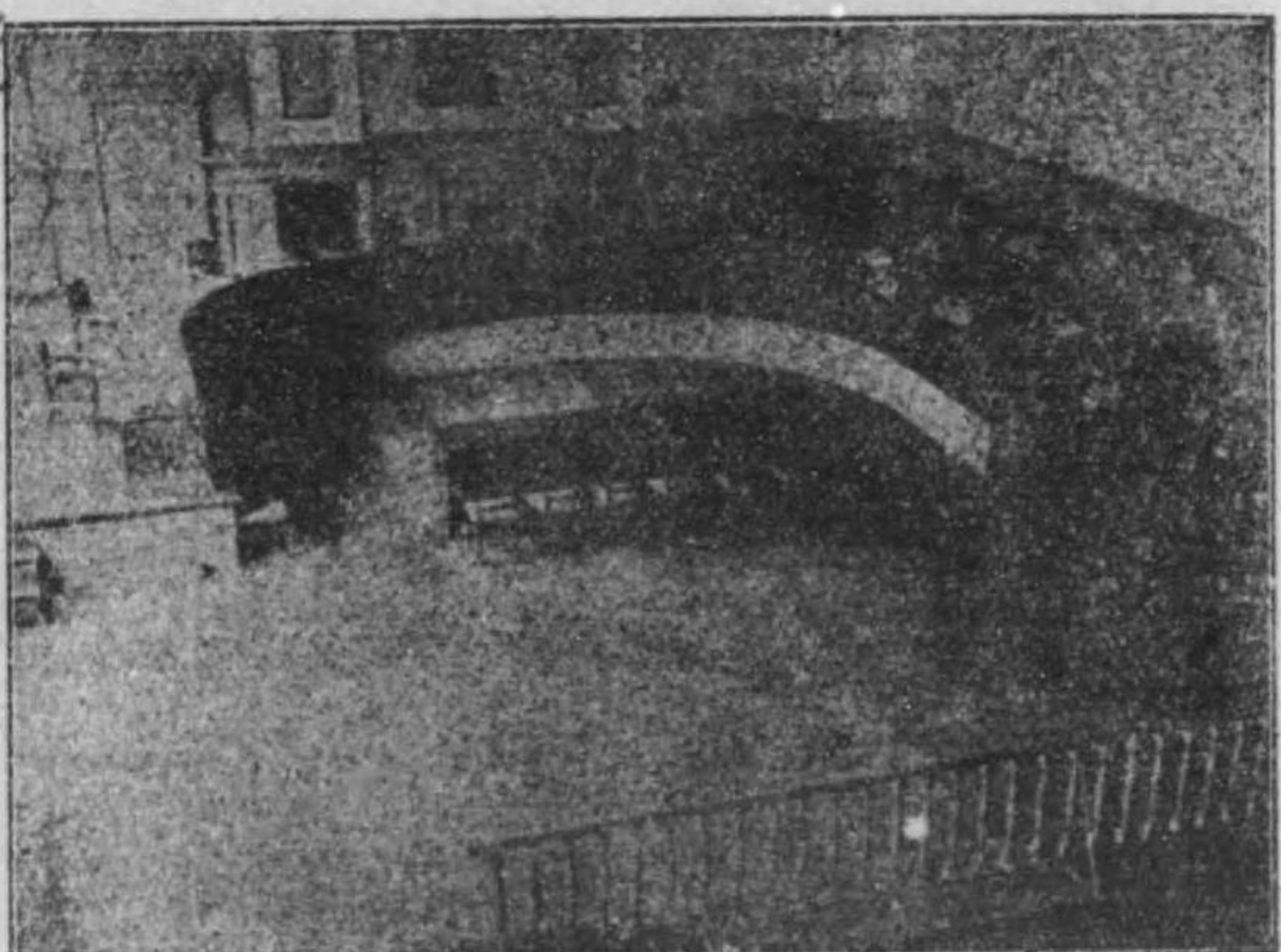
に不服を申立つるを謂ふ。上訴に**控訴**と**上告**と**抗告**とあり。控訴とは區裁判所又は地方裁判所の第一審判決に服せずして直近上級裁判所に出訴するを謂ひ事實法律孰れをも理由とすることを得。控訴を受理したる裁判所は控訴の理由なしと認むるときは之を棄却する判決をなし、理由ありと認むるときは原判決を取消して更に判決をなす。**上告**とは地方裁判所又は控訴院の第二審の判決に服せずして更に上級の裁判所に出訴するを謂ふ。此の場合には唯法律に違背したる裁判なることを理由とすることを得るのみ。上告を受けたる裁判所は上告を理由なしと認むるときは之を棄却する判決をなし、理由ありと

認むるとき原判決を破毀し法定の場合に限り自ら裁判をなすの外他の裁判所をして之を裁判せしむ。抗告とは訴訟手續に關する申請を口頭辯論を経ずして却下したる裁判に對し及び其の他法定の場合に限り直近上級裁判所に向つて不服を申立つるを謂ふ。

三、控訴院 全國に七個を置く。三人の判事より成る合議制の裁判所にして、地方裁判所の第一審判決に對する控訴及び地方裁判所の決定命令に對する法定の抗告を裁判す。又東京控訴院は皇族に對する民事訴訟に付き第一審第二審共に之を管轄す。

四、大審院 最高級の裁判所にして東京に一個を置く。五人の判事より成る合議制の裁判所にして、第一審にして終審として天皇皇族に對する罪、皇族の犯したる禁錮以上

(一) 執達吏は刑事につき警察官を以て執行を爲さざる場合の裁判の執行(罰金料の取立の如し)及び訴訟法の定むる所により民事に關する裁判の執行(訴訟費用の取立又は動産



(大審院第一號法廷)

の罪、内亂に關する罪の豫審及び裁判をなし、終審として地方裁判所及び控訴院の第二審判決に對する上告及び地方裁判所の第二審としてなしたる決定命令並びに控訴院の決定命令に對する法定の抗告を裁判す。

裁判所書記は記録、往復會計を掌り、執達吏は裁判所より發する文書を送達し、又法定の場合に裁判を執行す。各裁判所に検事局を附置す。検事は刑事に就きては、犯罪の

に對する強制執行等)をなす。

(一) 檢事は行政官吏にして職權の獨立なきも刑法の宣告又は懲戒處分に由るに非ざれば其の意に反して免職せられざるの點は裁判官に同じ、

(二) 公正證書は私署證書と異なり公の證據力を有し裁判所の命令を得て直に執行することを得べきものなり。

捜査を爲し、公訴を提起して法律の正當なる適用を請求し、且つ判決の執行を監視し、民事に就きても公益を代表して法律の適當なる適用を企圖するものとす。^(一)
檢事以外にて犯罪の捜査に關係する者を司法警察官と謂ふ。警視總監及び地方長官は其の管轄區域内に於ては司法警察官として地方裁判所檢事と同一の權限を有し、警視警部、憲兵將校、下士、郡長、島司、林務官、市町村長は司法警察官として檢事を補佐す。巡查も亦犯罪捜査の補助機關なり。
區裁判所管内に一定の員數の公證人を置く。公證人は人民の囑託に應じ民事に關する公正證書を作り權利上の紛議を未發に防ぐを以て職務とす。^(三)
地方裁判所管内に辯護士を置く。辯護士は當事者の委任又は裁判所の命令に従ひ、裁判所に於て當事者の代理人となり又は其の辯護人となる。

(三) 起訴は訴狀(但し區裁判所は口頭にて可なり)を以てす、訴狀には請求の目的・請求の原因・判決を受けんとする一定の申立等の記載を要す、裁判所は訴狀を受理したるときは口頭辨論期日を定め之を被告に送達す、被告は之に對し答辯書を差出すを要す。訴狀及び答辯書を併稱して準備書面と謂ふ。
(四) 證據調は本人・證人・鑑定人の訊問、證書の檢査、物件の檢證等とす。

り又は其の辯護人となる。
司法權の行使は人の生命自由財産に重大の影響を及ぼすが故に、其の手續を嚴密にし裁判なる形式に由りて之を行ふ。裁判とは訴訟當事者たる原告及び被告をして要件として其の手續に參與せしめ、該争訟に對し裁判所が國法を適用して權利關係を確定し又は犯罪人に對して刑罰法規の適用を確定するを謂ふ。而して裁判の對審は公開するを原則とし、其の判決言渡は必ず公開すべきものとす。
裁判手續中最も重要なるは民事裁判及び刑事裁判手續にして、之を規定したる法律は民事訴訟法及び刑事訴訟法なり。
一、民事裁判手續 民法・商法等の規定に基づく當事者間の争訟を裁判する手續にして、通常は起訴^(三)に始まり證據調^(四)。

(一)口頭辯論には原告は訴狀に原被告は答辯書に原被告一定の申立をなし、次いで原告は訴の原因たる事實を陳述し、被告は之に對し抗辯の理由を述べ、更に原告は被告の抗辯に再抗辯し被告又之に對し反駁す。

(二)判決は結審後即時又は七日の期間内とし判決主文の朗讀によりて之を言渡す。

(三)取消の訴又は原狀回復の訴は法律適用の過誤明白となり、又は事實相違の確證ありたる時の如し。

(四)家資分散者は選舉・被選舉權を失ひ、又公證人・辯護士・後見人等となるを得ず。然れども債務を完済すれば再び其の能力を回復す、之を復權と謂ふ。

口頭辯論を経て判決に終る。口頭辯論の際、原告其の請求を拋棄し又は被告が原告の請求を認諾するときは、裁判所は訴の却下又は被告敗訴の言渡をなす。之を民事訴訟の特色となす。判決は對席判決、闕席判決の二となす。前者に對しては上訴後者に對しては故障により不服の申立をなすことを得、不服の申立をなし得ざる判決を確定判決と謂ふ。判決確定するときは執達吏によりて之を執行す。之を強制執行と謂ふ。但し法定の場合に於ては確定判決に對して取消の訴又は原狀回復の訴を起し再審を求むることを得。^(三)

強制執行處分により債務を完済する資力なき債務者に對しては管轄裁判所は職權又は申立により決定を以て家資分散者たるの宣告をなす。^(四)

二、刑事裁判手續

(五)區裁判所に屬する事件は直に公判を求め、地方裁判所に屬する事件は重罪は必ず豫審を求め輕罪は其の輕重に従ひ豫審又は直に公判を求む。

(六)公訴に附帶して被害者より損害賠償を刑事裁判所に提起するを私訴と稱す。

(七)保釋は保證を立てしめて拘留を釋く處分を謂ひ、責付は判事の意見によりて拘留を釋く處分を謂ふ。

刑事裁判手續は犯罪事實を確定し之に對して刑罰法規を適用する手續にして、公訴に始まり判決に終る。檢事及び司法警察官は告訴告發現行犯又は自首によりて犯罪ありと思料したるときは、之を捜査して證據の蒐集をなす。而して檢事は犯罪の事實ありと認めたる時は犯罪嫌疑者に對し訴訟を提起し豫審又は公判を求む。之を公訴と稱す。^(五)茲に於て犯罪嫌疑者は刑事被告人となる。豫審は被告事件を公判に附すべきや否やを決定する豫備の手續にして公開せず。豫審判事は必要に應じ被告人に對し召喚狀、拘引狀、拘留狀を發し、又は保釋、責付の處分をなす。^(七)豫審の審理を終るときは決定を以て豫審を終結す。此の決定は或は免訴の決定たることあり或は公判に付するの決定たることあり。公判は判事、檢事、裁

(一)區裁判所は檢事の請求によりて其の管轄に屬する刑事の事件に付き公判前略式の命令を以て罰金又は科料を科することを得、然れども被告人は略式命令の豫告に對しては異議の申立をなし正式裁判を受くることを得。

(二)刑の執行猶豫は二年以下の懲役又は禁錮に處せられたる場合に限り、其の期間は一年以上五年以下とす。其の犯罪人の情狀とは(一)前に禁錮以上に處刑せられざる(二)前に禁錮以上に處せられし其の執行を終りたる日より七年以内に禁錮

判所書記及び被告人被告人の辯護人の出廷の上に於て之を開き被告人の氏名職業住所等の訊問に始まり檢事の被告事件の陳述證據調口頭辯論を経て判決に終る(三)判決に對席判決・關席判決あること及び之に對する上訴・故障は民事訴訟の場合に同じ。上訴することを得ざる判決即ち確定判決は之を執行す。但し法定の場合には非常上告又は再審の訴を許せり。又犯罪人の情狀により一定の期間内刑の執行猶豫をなし、其の期間内に猶豫を取消されざる者に對しては刑の言渡の效力を失はしむ(三)。

刑事事件は總べて裁判所に於て裁判するを原則とすれども、拘留・科料等に該當すべき輕微なる犯罪に對しては警察署長及び分署長等をして行政處分として之を即決せしむ。然れども、こは固とより變則のことなれば、即決の

以上に處せられざりしこと之なり。而して猶豫期間内更に罪を犯し禁錮以上に處せらるる時は猶豫を取消さる。

(三)心神喪失者及び十四歳未満の者は責任能力なきが故に其の行爲は罪とならず。又法令に依る行爲・正當業務の執行・正當防衛・緊急避難行爲等は違法行爲ならざるが故に犯罪とならず。

言渡に對して不服なる者は正式の裁判を請求することを得。

樺太の司法制度は一般内地と同じく裁判所構成法の效力を及ぼし、臺灣は律令を以て内地と異なる司法制度を立て、關東州は帝國憲法の有效範圍外なるを以て勅令を以て特別の制度を設け、朝鮮は略ぼ内地と等しき司法制度を設け之を施行す。

犯罪とは刑罰法規に列舉せる有責違法の行爲を謂ふ。有責行爲とは責任能力と責任條件(故意若くは過失)とを備へたる行爲をいひ、違法行爲とは刑罰法規に刑罰を定めたる行爲を謂ふ(三)。犯罪は其の標準を異にするにより、國事犯と非國事犯・故意犯と過失犯・未遂罪と既遂罪・單一罪と併合罪・單行犯と慣行犯・初犯と累犯・單獨犯と共犯(教唆犯・正犯・從犯)・親告

(一)國事犯とは内亂外患罪の如きを云ひ、過失罪とは失火罪・過失傷害罪・過失淹水罪の如きを云ひ、併合罪とは確定判決を経ざる數罪を云ひ、慣行犯とは常習賭博犯の如きなり。又懲役執行後又は執行免除後五年以内に有期懲役に處せられたる場合に再犯と云ひ三犯以上を累犯と云ふ(累犯者鑑別には往々犯罪捜査手段たる指紋法を利用す)。又親告犯とは告訴によりて其の罪を論ずる犯罪にして秘密を犯す罪・親族相盜の罪の如し。

犯と非親告犯現行犯と非現行犯等となす。^(二)刑罰とは、犯罪の制裁として國家が一人の利益を剝奪することとを謂ふ。刑罰は之を分ちて生命刑自由刑財産刑となす。我が刑法に於ては死刑懲役無期有期とし有期は一月以上十五年以下とし監獄内に於て定役に服せしむ。監獄には懲役監禁鋼監拘留監拘留監の四種あり。拘留監は死刑の宣告を受けたるもの及び刑事被告人を拘留す。禁錮(無期有期とし有期は一月以上十五年以下とし定役に服せしめず)罰金及び科料(罰金は二十圓以上にして、科料は十錢以上二十圓未滿とす。若し之を完納すること能はざる時は一定の期間内勞役場に留置するものとす)を主刑とし、沒收を附加刑とせり。^(三)

第五款 會計検査院

の現行犯は何人も之を逮捕し得。

(二)古は各國共罪人を遇すること甚だ苛酷にして管・杖・徒・流・斬・磔等只管苦痛を與ふるを目的とせしも今日には罪人の改悛を旨とし或は監獄内にて教悔師の教誨を加へ、或は改悛の狀ある囚人は假出獄を許し或は他日正業に導く爲に各種の業務を習はしめ、又其の勞銀を貯へて出獄後の用途に備へしむ。我が國は西洋各國よりも罪人の數甚だ多く國民は之が爲に多大の負擔をなしつゝあり。されば今後益々國民教育と共に感化事業・免因保護事業等を盛にし幼年犯罪者・累犯者等

會計検査院は國家の歳入、歳出を検査確定し、各官廳の會計事務を監督する憲法上の合議機關にして、天皇に直隸し國務大臣に對し獨立の地位を占むるものなり。

第二節 法令上の統治機關

第一款 官廳

官廳とは統治者の委任により國家の事務を分擔する所の機關なり。而して其の分擔する國務の範圍を職權又は職務或は權限又は管轄と謂ふ。官廳は統治者を代表して外部に對し國務を處理するものなり。故に單に官廳の附屬として其の事務を補助する所の補助機關は官廳に非ず。例へば府縣知事は官廳なれども内務部長以下所部の官吏は補助機關たり。又統治者の意思を決定し外部に對し國務を處理するの權能なく、單に官廳の

の減少を圖るを最も急務とす。

手足として其の指揮の下に事務を執行するに止まるものは官廳に非ず。例へば警察署長は官廳なるも其の命令を執行する所の警部・巡查の如きは官廳に非ざるが如し。又單に事實上の行爲を擔任するに止まり公法上の法律行爲を爲さざるものも官廳に非ず。例へば土木技師・學校教師の如き之なり。

第一項 官廳の種類

官廳中行政事務を掌るものを行政官廳とし司法事務を掌るものを司法官廳と稱す。行政官廳には其の職權が一人に專屬するものと數人に屬するものとあり。前者は之を單獨制の行政官廳と謂ひ、後者は之を合議制の行政官廳と稱す。行政官廳には又全國一般に渉る事務を掌るものと一地方の區劃内の事務を掌るものとあり。前者は之を中央行政官

(一)内閣官制には各省大臣以外のものと雖も特旨により國務大臣として内閣に列せしめらるることあるを規定せり。

(二)政府とは天皇が由て以て其の統治權を行ひ給ふ統一機關の謂にして奏宣の關門となり又政治の由りて出づる所を指す、其の組織より言ふときは政府は即ち内閣にして内閣とは天皇が國務各大臣を集め政治を議せしめ給ふ所なり。

(三)必要閣議事項は法律案・豫算案・外國條約・官制・法律施行に係る勅令・各省主管爭議・勅任官及び地方長官の任命進退・豫算外の支出とす。

廳と稱し後者は之を地方行政官廳と稱す。地方行政官廳の權限の及ぶ地域を地方行政區劃と稱す。地方行政官廳には又其の權限が一般的にして同性質を有する普通行政官廳と、其の組織及び權限が一般的ならず特別なる關係上設けられたる特別行政官廳とあり。例へば朝鮮總督・關東都督・臺灣總督・北海道廳長・官府縣知事・樺太廳長・官郡長・島司等は普通行政官廳にして、警視總監・警察署長・稅務監督局長・大林區署長・鑛務署長・遞信局長・稅關長等は特別行政官廳たり。

第一目 中央行政官廳

一、内閣 内閣は原則として國務各大臣を以て組織す。其の主たる職分は(一)政府として重要國務を審議して行政方針を一定し、行政各部の統一を保つにあり。其の政務の重要なるものは必要閣議事項として内閣官制に列記せり。

其の他(二)行政官廳として、土地收用に關する公益事業の認定及び委員・議員・顧問の任命等をなす。

内閣に直隸する機關に賞勳局・法制局等あり。

二、内閣總理大臣 各省大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保つを以て其の職責とす。^(一)其の主なる權限は(一)須要と認むるときは各省大臣の處分又は命令を中止せしめ(二)所管事務(恩給・統計・鐵道行政等)に付き警視總監・北海道廳長・官府縣知事を指揮監督し(三)法律・勅令・條約其他國務に關する詔勅に副署し(四)所管事務に付きて閣令を發する等なり。補助機關に内閣書記官長・書記官・秘書官・屬等あり。内閣總理大臣に直隸する機關に鐵道院・恩給局・統計局・印刷局・文官高等試驗委員等あり。

(一)機務を奏宣すとは總て重大なる國務は政府の議に附して之を天皇に上奏し、又國務に關し天皇より命令せらるる所は之を奉宣するを謂ふ。又行政各部の統一を保持すとは各省大臣をして政府の方向に依らしめ且つ互に其の權限を侵さざらしむるを謂ふ。

三、各省大臣 分職制の官廳にして、補助機關として次官・參

政官・副參政官・局長・參事官・書記官・屬を置き、其の他各省に特別なる補助機關を置く。

各省大臣は(一)主任の行政事務を統理し、之に關する法令を執行し、(二)主任事務に付き省令を發し、及び必要なる處分をなし、(三)主任事務に付き警視總監・北海道廳長・官府縣知事を指揮監督し、(四)所部官吏を統督す。

(一)外務大臣 外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護、外國在留帝國臣民に關する事務を管理し、關東州に關する事務を統理し、外交官・領事官を指揮監督す。^(三)

(二)内務大臣 神社・地方行政・議員選舉・警察・土木・衛生・地理・出版・著作權・賑恤・救濟及び拓殖に關する事務を管理し、

(二)外務省に政務局(外交)・通商局(通商)を置く。

朝鮮・臺灣及び樺太に關する事項を統理し、警視總監・北海道廳長官・府縣知事を監督す。^(二)

(三) 大藏大臣 會計・出納・租稅・國債・貨幣・預金・保管物・信託及び銀行に關する事務を管理し、府縣郡市町村及び公共組合の財務を監督す。^(三)

(四) 陸軍大臣 陸軍軍政を管理し、陸軍軍人・軍屬を統督し、所轄所部を監督す。^(三)

(五) 海軍大臣 海軍軍政を管理し、海軍軍人・軍屬を統督し、所轄所部を監督す。^(四)

(六) 司法大臣 裁判所及び檢事局を監督し、檢察事務を指揮し、民事・刑事・非訟事件・戶籍・監獄及び出獄人保護に關する事項、其の他諸般の司法行政事務を管理す。^(五)

(七) 文部大臣 教育・學藝及び宗教に關する事務を管理す。^(六)

(八) 農商務大臣 農・商・工・水産・林野・鑛山・地質に關する事務を管理す。^(七)

(九) 逓信大臣 郵便・小包郵便・電信・電話及び航路標識を管理し、發電・水力に關する事務を掌り、電氣造船・水陸運輸に關する事務及び航路船舶海員を監督す。^(八)

第二目 地方行政官廳

一、府縣知事 內務大臣の指揮監督を承け、各省の主務につきては各省大臣の指揮監督を承け、其の管内に於て法令を執行し、部内の教育・衛生・警察・土木・産業・其の他百般の普通行政事務を管理す。其の權限として、(一) 府縣令を發し、^(九) (二) 行政處分を強制する爲め執行罰として過料を課し、^(三) (三) 兵力又は兵備を要するときは師團長に移牒して出兵を請ひ、^(四) (四) 所部の官吏を指揮監督し、奏任官の功過及び懲戒を

(一) 內務省に神社局・地方局・警保局・土木局・衛生局を置く。
(二) 大藏省に主計局・主稅局・理財局・銀行局を置く。
(三) 陸軍省に人事局・軍務局・兵器局・經理局・醫務局・法務局を置く。
(四) 海軍省に軍務局・人事局・醫務局・經理局・法務局・艦政局・機關局を置く。
(五) 司法省に法務局・監獄局を置く。
(六) 文部省に專門學務局・普通學務局・宗教局を置く。

(七) 農商務省に農務局・商工局・山林局・鑛山局・水産局を置く。

(八) 逓信省に通信局・電氣局・管船局を置く。

(九) 府縣令には五十圓以内の罰金若しくは科料又は三十日以内の拘留の罰則を附するを得。
(一〇) 東京府知事は本文三の權限を有せず。

(一)各府縣及び道廳に視學官を置く。

(二)東京府は警察部を置かず。

内務大臣に具狀し、判任官以下の進退及び懲戒を專行し、
(五)郡長・島司又は警察署長の不當違法越權の命令・處分を停止し又は取消し、
(六)行政事務につき其の部内の市長を指揮・監督し、
(七)廳中處務細則を定むるを得。
補助機關に内務部長・警察部長・理事官・警視・技師・屬・視學・警部・技手・通譯・警部補等あり。

各府縣に知事官房・内務部・警察部を置き事務を分配せしむ。
(一)内務部長・警察部長は知事の命を承け部下の官吏を指揮・監督し所部の事務を掌理す。

府縣知事は又自治團體の機關として府縣を統轄代表す。
二、警視總監 内務大臣の指揮・監督を承け、東京府下の警察・消防及び特に内務大臣の指定する衛生事務を管理す。其の權限として、
(一)廳令を發し、
(二)東京衛戍總督又は師團長

に移牒して出兵を請ひ、
(三)過料を課し、
(四)其の主務につき東京府下の郡長・島司・市長・町村長を指揮・監督し、
(五)所部の官吏を指揮・監督し、
(六)廳中處務細則を定むることを得。
補助機關に官房主事・警務部長・保安部長・衛生部長・消防部長・警視消防司令・技師・警部・屬・技手・消防士・警察醫・消防機關士・通譯・警部補等あり。

三、郡長・島司 郡長は府縣知事の指揮・監督を承け、法令を部内に執行し、部内の行政事務を管理す。其の權限として、
(一)郡令を發し、
(二)部下の官吏を指揮・監督し、部下判任官の進退を知事に具申し、
(三)過料(二圓以下)を課し、
(四)部内の町村長を指揮・監督し、其の違法・不當越權の處分を停止し又は取消すことを得。補助機關に郡書記・郡視學等あり。
郡長は又自治團體の機關として郡を統轄代表す。

勅令を以て指定したる島地に島司を置く。島司の地位及び権限は郡長と略相同じ。補助機關に島廳書記・島廳視學等あり。

四、警察署長・警察分署長

警察衛生事務掌理の爲め各郡市に置かるる特別官廳にして警部又は警視(分署長は警部又は警部補)を以て之に充つ、共に部内の警察衛生事務を掌理し、部下の官吏(警部・警部補・巡查等)を指揮監督す。

五、北海道廳長官

北海道廳長官の地位及び権限は略、府縣知事と相同じ。唯、拓地・殖民の事務を加ふるのみ。補助機關に内務部長・警察部長・拓殖部長・土木部長・理事官・警視・技師・屬・視學・警部・技手・通譯・警部補等あり。

管内須要の地に道廳支廳を置く。支廳長は長官の指揮監督を承け法令を執行し、部内の行政事務を掌理す、其の權

限として(一)支廳令を發し(二)部下の官吏及び部内の町村長及び戸長を指揮監督す。

六、臺灣總督

臺灣總督は親任とし、陸海軍大將又は中將を以て之に充つ。總督は臺灣及び澎湖列島を管轄し、委任の範圍内に於て、陸海軍を統率し、其の管轄區域内の防備の事を掌り、必要と認むるときは兵力を使用することを得。又内務大臣の監督を承け諸般の政務を統理す。其の権限として(一)勅裁を経て法律と同一の効力を有する律令を發し(二)臺灣總督府令を發し(三)下級官廳を指揮監督し(四)所部の官吏を統督し、其の進退を上奏し又は之を專行し、及び所部文官の叙位・叙勳を上奏し、所部文官を懲戒す。總督府に民政長官・局長・警視總長・蕃務總長・參事官・事務官・警視・視學官・編修官・稅務官・技師・海事官・翻譯官・屬・警部・視學

(一)樺太廳長官は其の權限として
 (一)廳令を發し
 (二)過料を課し
 (三)師團長に出兵を要求し(四)所轄官廳及び所部官吏を指揮監督す。

技手・通譯等の職員を置く。又事務分配の爲め總督官房・民政部・陸軍部・海軍幕僚を置く。
 管内樞要の地に**廳長**を置く。廳長は府縣知事と略相同じき權限を有す即ち(一)廳令を發し(二)附近の旅團長若くは守備隊長に出兵を要求し(三)所部の官吏を監督し(四)廳中處務細則を定むることを得。

總督の直屬に臺灣總督府法院あり。民事・刑事の裁判を掌る。之を分ちて**地方法院**・**覆審法院**とし、各法院に判官を置く。又法院に檢察局を附置し之に**檢察官**を置く。

七、樺太廳長官 内務大臣の指揮監督を承けて、法令を執行し、部内の行政事務を管理す。但し郵便・電信・電話に就きては遞信大臣、貨幣・銀行・關稅に就きては大藏大臣の監督を承く。補助機關に内務部長・警察部長・理事官・警視技師・通譯

官屬警部・技手・通譯警部補等あり。

管内に樺太廳支廳を置く。**支廳長**は長官の指揮監督を承け、法令を部内に執行し、部内の行政事務を掌理し、部下の官吏を指揮監督す。

(一)關東都督の權限は(一)支那共和國地方官憲との交渉事務を掌理し(二)軍政及び陸軍軍人軍屬の人事・作戰及び動員計劃・軍隊教育に關する事務を掌り(三)管轄區域内の

八、關東都督 關東州に關東都督を置く。都督は親任とし陸軍大將又は中將を以て之に充つ。都督は關東州を管轄し、並びに南滿洲に於ける鐵道線路の保護及び取締の事を掌り、且つ南滿洲鐵道株式會社の事務を監督す。又部下軍隊を統帥し、外務大臣の監督を受け諸般の政務を統理す。都督府に民政長官・外事總長・警視總長・參事官・事務官・秘書官・技師・警視・翻譯官・屬警部・技手・警部補等の職員を置く。又事務分配の爲め都督官房・民政部・陸軍部を置く。又州内を二區に分ち、各區に**民政署長**を置き事務官を以て

防備の事を掌り
(四) 都督府令を發し(五) 兵力を使用し(六) 下級官廳を指揮監督し(七) 所部の官吏を統督し其の進退及び懲戒を上奏し又は專行す。

之に充つ。民政署長は都督の指揮監督を承け法令を施行し及び部内の行政事務を管理す。其の權限として(一) 民政署令を發し(二) 附近の守備隊長に出兵を要求し(三) 所部の官吏を監督し(四) 署中處分細則を設くるを得。關東州にては關東都督府法院及び民政署長をして民事刑事の裁判を掌らしむ。法院は都督の直屬とし、分ちて地方法院及び高等法院とす。法院に判官及び檢察官を置く。九、朝鮮總督 朝鮮總督は朝鮮を管轄す。總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充つ。總督は天皇に直隸し委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、及び朝鮮防備の事を掌る。又諸般の政務を統轄し、内務大臣により内閣總理大臣を経て上奏をなし裁可を受く。其の權限として(一) 勅裁を経て法律と同一の効力を有する制令を發し(二) 朝鮮總督府令

(一) 總督府に官房及び内務・度支・農工商・司法の四部を置き事務を分配し、長官・局長・參事官・秘書官・書記官・事務官・視學官・編修官・技師・通譯官・屬・視學・技手等の職員を置く。又總督府に總督府武官を置き參謀とす。

を發し(三) 所轄官廳を指揮監督し(四) 所部の官吏を統轄し所部文官の叙位・叙勳を上奏す。總督府に政務總監を置き、總督を補佐し府務を統理し各部局の事務を監督せしめ、又中樞院を置き總督の諮詢に應へしむ。

朝鮮十三道に内地の府縣知事に相當する道長官を置き、其の下に府尹・郡守を置き、其の下に面長を置く。

總督の直屬に朝鮮總督府裁判所あり、之を分ちて地方法院・覆審法院・高等法院とす。

第二項 官吏

官吏とは無定量の國務を擔任せしむる爲めに、統治權者又は其の委任を受けたるものより任命の形式によりて其の地位を與へられ、且つ天皇に隸屬して特別の服從關係の下

(一)官吏の他公吏(市町村長及び其の補助機關たる市町村吏員等)、法令により公務に従事する議員委員等を總稱して公務員と稱す。
 (二)武官を階級上分ちて將校・准士官(特務曹長)・下士官とす。將校は將官・佐官又は上長官・尉官又は士官(各大中小の三階級)とし下士官は曹長・軍曹・伍長とす。
 (三)高等官一・二等を普通勅任官とし高等官三等乃至八等を委任官とす。判任官は一・二等乃至四等とす。

に立つ自然人を謂ひ、或は官廳を組織し、或は官廳の補助機關となり、或は營造物の構成要素となる者なり。
 官吏は其の職務上より分ちて文官と武官、行政官と司法官、國務官と宮内官、組織官と補助官、有職官と無職官等とし、或は政務官、事務官、技術官、教官等となす。又待遇上より分ちて高等官(親任勅任官、普通勅任官、奏任官、判任官)とす。
 官吏の任用に普通任用と特別任用とあり。其の任命の形式は官記の授受を以てす。而して親任官の官記には天皇親署の後御璽を銜し、内閣總理大臣之に年月日を記入して副署し、普通勅任官の官記には御璽を銜し、内閣總理大臣年月日を記入して之を奉じ、奏任官の官記には内閣の印を銜し、内閣總理大臣之に年月日を記入して之を宣す。判任官は天皇の委任により所屬官廳之を任命し、官記の方式一定せず。

官吏は官吏服務紀律に従ひ(一)服従の義務(二)忠實の義務(三)職務を満たすの義務(四)秘密を守るの義務(五)品位を保つ義務(六)職務上の制限を守るの義務を有す。
 官吏が其の義務に違背し又は職務上の過失あるときは國法上特別なる制裁を加へらる。之を官吏の責任と謂ふ。之に三種あり。
 一、行政上の責任(懲戒處分) 之に匡正懲戒、譴責、減俸と淘汰懲戒(免官)とあり。
 二、刑事上の責任(刑罰) 例へば瀆職の罪の如し。
 三、民事上の責任(損害賠償) 登記官吏、戶籍吏、判事、檢事、執達吏、司法警察官、巡查等特別の官吏が公法上權限内の不法行為に依り第三者に損害を加へたる法定の場合には之を賠償する責任を有す。

官吏の権利は俸給權・恩給及び退官賜金權・實費辨償權・遺族扶助料權・遺族の範圍は寡婦孤兒・父母・祖父母・兄弟姉妹とす。地位に對する特權・特別の保護を受くる權・官吏の地位を失はざる權・文官分限令の保護等とす。

第三項 官廳の監督

行政は統一を旨とす、故に行政官廳に上下の階級を立て上級行政官廳をして下級行政官廳を指揮・監督せしむ。指揮權及び監督權の實質は大略左の如し。

一、法今の解釋其の他事務取扱の方針に就き指令又は訓令を下すこと。^(三)

二、特定の事務を行ふに付き自己に認可を経せしむること
(以上指揮權)

三、事務の錯亂・澁滯及び行爲の違法・不當越權なきやう監視

(一)上級官廳は下級官廳を指揮監督し得るも、自治團體に對しては官廳は監督し得るに止まり絕對に指揮をなすを得ず、蓋し指揮すれば自治の主旨に反すればなり。又官廳に對する監督と官吏に對する監督とは相異なる、一は分配事務に關し機關に對する監督にして、一は服務規律を維持する爲め、服務上の主體たる個人に對する監督なりとす。

すること。

四、違法・不當越權の行爲ありたるときは之を取消し若くは停止すること。

五、下級行政官廳の行政處分に對する人民の行政訴願を裁決すること。

六、下級行政官廳間に生じたる權限爭議を裁決すること(以上監督權)。

第二款 公共團體

公共團體とは國法上一定の國家事務を處理することを以て其の存立の目的とすることを公認せられたる團體を謂ふ。^(三)公共團體は國家の積極的監督の下に一定の國家事務を處理する機關たる點に於ては官廳と異なるところなし。唯公共團體は之を以て自己の存立目的とする點、即ち公法人

(二)何に對して處分方法を指示するを指令と謂ひ、豫め處分方法を規定して之に依らしむるを訓令と謂ふ。

(三)公共團體の事務を分ちて固有事務(公共事務)委任事務(國家又は上級團體より委託されたる事務)にして例へば市町村に於ける戸籍・徴兵・教育・司法警察・國稅府縣稅徵收等の二とす。

たる點に於て官廳と異なるものとする。

公共團體は分ちて二種とす。

一、**地方公共團體** 土地を以て要素としたる公共團體にして行政權の主體たるものを謂ふ。之に(一)普通の地方公共團體(府縣郡市町村)と(二)特別の地方公共團體(町村學校組合)の如しとあり。

二、**公共組合** 土地を要素となさざる特別なる公共團體にして、之に(一)設立を強制するもの(水害豫防組合、農會等)と

(二)關係者の請求を待ちて設立を許可するもの(普通水利組合、商業會議所、重要物産同業組合、水産組合、産牛馬組合、酒造組合、漁業組合、耕地整理組合等)とあり。

以下普通の地方公共團體に就きて説明すべし。

第一項 市町村

(一)水害豫防組合は堤防・浚深・砂防等水害豫防に關する事業を目的とする。
(二)農會は農事の改良を目的とし、之に市町村農會、郡農會、北海道農會、府縣農會、帝國農會等の別あり。
(三)普通水利組合は用水・悪水等専ら土地の保護に關する事業を目的とする。
(四)商業會議所は商工業に關する事項の調査・意見の發表・紛議の仲裁等を目的とする。

市町村は市町村制による最下級の地方公共團體にして土地住民及び自治權の三者より成立し、自治の範圍最も廣きものなり。^(五)

市町村名を變更し、若くは村を町となし町を村となさんとするときは内務大臣の許可を受くるを要す。又町村の廢置、分合又は市町村の境界を變更せんとするときは、府縣知事は關係市町村會の意見を徴し、府縣參事會の議決を経、内務大臣の許可を得て之を定む。

市町村の區域内に住所を有する者を其の**住民**とす。住民は左の權利・義務を有す。

一、**權利** 市町村の營造物並びに財産を共用すること。

二、**義務** 市町村の負擔を分任すること。

住民は**公民**と**普通住民**とす。公民たるには左の資格を要す。

(五)自治とは自ら治むるの義なり。蓋し利害等相近き人民各自の生活の發達の爲めには是等人民の團體の意思により、各自の費用により、各自の定めたる機關によりて國の行政事務を自己の行政事務として自ら處理せしむるを利益とす。而して國家は之によりて以て行政の目的を達するときは一舉兩得の利あり。且つ之によりて公共心を養ふときは、やがて立憲政治完成の礎をなすに至る、是れ自治制の本旨なり。即ち自治制の長所は國民の公共心と政治上の知識とを養ひ、且つ地方行政をして獨立せしむると同時に實際に適切

ならしむ。かくて地方自治の制度は立憲政體と共に文明國の二大表徴にして自治制の圓滿に行はると否とは團體の利害と國家の休戚とに至大の關係を有す。されば自治の民は自治制の本旨を會得し、公民の權義を自覺し、自治の責任を重んじ、共同一致して地方公共の事に任じ、不偏不黨、公平、無私、誠實以て團體の爲めに力を致し、團體の幸福を進め、國運の發展を期すべく苟も黨派を樹て私情を以て相争ひ、又は職權を濫用して私利を圖り、勢力扶植の爲めに黨同異伐を事とするが如きことあるべからず。

一、帝國臣民にして、獨立の生計(自己の收入により生計を立つること)を營む、滿二十五歳以上の男子たること。
二、二年以上其の住民となり且つ其の負擔を分任すること。
三、市町村内に於て地租を納め、若くは直接國稅(地租、所得稅、營業稅、鑛業稅、砂鑛區稅、賣藥營業稅)年額二圓以上を納むること。

公民は左の權利義務を有す。

一、權利 市町村の選舉に參與し、市町村の名譽職に選舉せらるること。^(一)

二、義務 名譽職を擔任すること。

市の自治權關は市會、市參事會及び市長にして、町村の自治機關は町村會及び町村長なり。市會、市參事會及び町村會は議決機關にして市長及び町村長は執行機關なり。

(一) 貧困の爲め公費救助を受けたる後二年を経ざる者、禁治産者、準禁治産者、六年以上の懲役、禁錮の受刑者は公民權を阻却せらる。
(二) 二級又は三級の選舉法とは選舉人を直稅市町村稅の納額により二級又は三級に分ち、各級より議員總數の二分の一又は三分の一を選出せしむるを謂ふ。
(三) 條例とは市町村の事務又は市町村住民の權利義務に關する法規にして、規則とは市町村の營造物に關する規定を謂ふ。

市町村會は公民の互選による議員(任期四年)を以て組織す。市會議員の選舉は三級選舉法に依り、町村會議員の選舉は二級選舉法に依る。^(二)投票は單記無記名を原則とす。市會に議長副議長を置き共に議員中より互選す。町村會の議長は町村長之に當る。市町村會は市町村を代表し、市町村制に準據し市町村に關する一切の事件並びに法令によりて委任せらるる事件を議決す。其の議決を要する事項の要目は凡そ左の如し。
一、市町村の條例及び規則の制定及び改廢。^(三)
二、歳出入豫算の議定及び決算の認定。
三、使用料、手数料、市町村稅及び夫役現品の賦課徵收。
四、不動産、基本財産及び積立金穀等の取得、設置、管理、處分。
五、豫算外の義務の負擔及び權利の拋棄。

(一)市參事會の權限は市會よりの委任事項を議決し及び市會に提出すべき議案につき市長に意見を述べるとす。

(二)市町村長の事務は議案の提出、議決の執行、財産營造物の管理、收入支出命令、證書公文書保管、税金賦課徴收、吏員の指揮監督、市町村會の再議停止、國及び府縣の行政委任事務等とす。

(三)特別必要の市に限り市參與を置くことを得。又市町村は條例を以て副収入役を置くことを得。

六、市町村有財産及び營造物の管理方法。

七、市町村に係る訴願訴訟及び和解に關する事件。

市參事會は市長助役名譽職參事會員より成る議決機關にして、法定權限に屬する事件を議決す。

市長は任期四年の有給吏員にして、市會の推薦する候補者三名に就き内務大臣之を上奏し裁可を経て之を定む。

町村長は任期四年の名譽職町村條例を以て有給となすことを得にして町村會が其の町村公民中年齡三十歳以上の者より選舉す。

市町村長は其の市町村を統轄し、其の行政事務を擔任す。

市長及び町村長の補助機關は助役區長臨時又は常設の委員及び收入役書記等なり。

市町村長は公共團體の機關なれども、國家の委任を受けて

(四)過料は財産又は營造物使用に關する市町村條例違反者に科す。

(五)過怠金は市町村吏員に對し懲戒處分として科し、又は會議規則に違反したる議員に科す。

(六)交付金は國稅府縣稅の徵收に對して之を交付す。

(七)市町村債は起債の方法・利息の定率・償還方法を定め内務大臣之を監督の許可を受くるを要す。

國稅の徵收・徵兵等の行政事務を處理す。

市町村の財政は其の財産より生ずる收入及び使用料・手数料・過料・過怠金・交付金等を以て支辦するを原則とし、不足あるときは市町村稅及び夫役現品を賦課することを得。市町村稅として賦課し得べきものは左の如し。

一、附加稅 國稅(地租所得稅營業稅等)及び府縣稅(地租割戸數割家屋稅營業稅雜種稅營業附加稅所得稅附加稅等)に附加するもの。

二、特別稅 市町村限りに稅目を起して徵收するものにして例へば反別割等級割等の如し。

其の他、市町村は法定の要件に従ひて公債を起すことを得。

市の行政は第一次に府縣知事第二次に内務大臣之を監督す。町村の行政は第一次に郡長第二次に府縣知事第三次に

(一)市町村監督の方法は監視・訓令・取消・認可・市町村の機關選任干與・強制豫算・懲戒處分・解散・訴願及び行政訴訟等とす。

内務大臣之を監督す。

第二項 郡

郡は郡長が官治行政の機關として其の職權を行ふ行政區劃たると同時に町村を以て組織する中級の地方公共團體にして、官廳の監督を受け、法令の範圍内に於て其の公共事務を處理し、及び法令により郡に屬せしめたる事務を處理す。

郡の機關は郡長・郡會・郡參事會にして、補助機關に郡有給吏員・出納吏・委員等あり。

郡長は本來官治行政の機關なれども兼ねて郡に於ける自治行政の執行機關たり。郡長は郡を統轄し、外部に對して郡を代表す。

郡會は其の區域内の町村公民中より公選せられたる議員

を以て組織す。其の選舉區は町村の區域に依り、投票は單記無記名とす。町村公民にして町村會議員の選舉權を有し、且つ其の管内に於て一年以來直接國稅年額三圓以上を納むるものは選舉權を有し、一年以來直接國稅年額五圓以上を納むるものは被選舉權を有す。

郡會は郡の自治に關する重要な事項を議決す。其の議決すべき事項は町村會の議決事項に準じ郡制に列舉せり。

郡參事會は郡の第二議決機關にして、郡長・名譽職郡參事會員五名より成り郡長を議長とす。其の權限は郡會の委任事項の議決・臨時急施事項の議決等主として郡會の議決を補充するにあり。

郡には郡稅なく、其の費用を管内の町村に分賦す。その他郡は夫役現品・郡有財産の收入・使用料・手数料・過料・過怠金等に

(二)郡會の權限は
(1)豫算議定・決算
認定(2)、使用料手
數料・夫役現品の賦
課徵收・不動産處
分・財産營造物管
理(3)、郡長又は監
督官廳に意見書提
出(4)、官廳の諮問
に答申等とす。

よりて其の經費を支辨す。其の他郡は法定の要件に従ひ公債を起すことを得。

郡の行政は第一に府縣知事第二に内務大臣之を監督す。

第三項 府 縣

府縣は知事が行政官廳として其の職權を行ふ行政區劃たると同時に郡市を包括する最上級の地方公共團體なり。

府縣の機關は府縣知事及び府縣會、府縣參事會なり。

府縣知事は郡長と同じく本來行政官廳なれども、同時に府縣に於ける自治行政の執行機關にして府縣を統轄し府縣を代表す。

府縣會は議決機關にして府縣内の郡市に於て選舉したる議員を以て組織す。其の選舉區は郡市の區域に依り、投票は單記無記名とす。府縣内の市町村公民にして、市町村會議員

の選舉權を有し、且つ其の府縣内に於て一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者は選舉權を有し、同上の資格にて直接國稅年額十圓以上を納むる者は被選舉權を有す。府縣會の權限は略ぼ郡會と同じく府縣制に列舉せり。

府縣參事會は府縣知事、府縣高等官及び名譽職參事會員、府は十五名、縣は七名を以て組織し、府縣知事を以て議長とす。其の權限は郡參事會と同じく主として府縣會の補充的議決をなすものとす。

府縣は府縣稅及び其の他の收入（夫役、現品、國庫補助金、使用料、手数料、過料、過怠金、寄附金、其の他財産より生ずる收入等）によりて其の經費を支辨す。其の他法定の要件に従ひ公債を起すことを得。

府縣行政は内務大臣之を監督す。

第三款 營造物

營造物とは行政上の目的を達する爲め直接公用に供せられ、且つ公衆の使用に供せらるる所の設備を謂ふ。營造物は行政權の主體(統治者又は公共團體)に依りて設けられ、命令權の作用に依らずして其の設立の目的を達し得るものなり。而して其の人格を有すると否とは之を問はざるなり。

營造物は(一)人と物とより成るものあり。例へば學校・病院・博物館・圖書館・動物園・植物園・養育院・孤兒院・感化院・市場・水道・神社・郵便・電信・電話・鐵道等の如し。或は(二)物のみより成るものあり。例へば道路・橋梁・河川・湖沼・運河・港灣・溜池・堀割・墓地・堤防・公園等の如し。又或は(三)人のみより成るものあり。例へば公證人・種痘醫・勸業巡回教師等の如し。

(一)神社は祭祀及び禮拜の用に供する營造物にして祖宗若くは國家の功臣等に對し崇敬の精神を致さしむるを目的とす。神社には官幣社・國幣社・府縣社・郷社・村社等あり。神社には宮司・禰宜・主典・社司・社掌等の神職を置く。

(二)營造物の使用は何人にも自由に之を許す場合と、許可の形式による場合と、義務的に使用を強要する場合とあり。

國家又は公共團體は營造物の使用者に對し使用料を徴收することを得。授業料・入院料・入場料・乗車賃・電報料等の如き之なり。(三)

第四章 統治作用

統治の權たる絶對にして爲さざるなく無限にして及ばざるなし。随つて其の行使の形式は千様萬態なり。然れども其の形式の如何を問はず等しく臣民の絶對に服従すべきは一なり。今其の形式の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、勅旨 皇室・國家又は陸海軍の事務に關する天皇の口頭の命令なり。

二、勅語 勅旨の一種にして口頭にて發し筆書して記録に備ふるものを謂ふ。(三)

(三)勅語の例は帝國議會開院式の勅語・教育勅語等の如し。

(一) 詔書の例は議會の召集命令・衆議院の解散命令・宣戰の布告・戊申詔書の如きなり。
(二) 勅書の例は皇族婚嫁の勅許・臣籍に嫁したる皇族女子に内親王女王の稱を賜ひ、元帥の稱號を賜ひ、國務大臣に前官の待遇を賜ふ特旨の如き之なり。

- 三、詔書 皇室の大事又は大權の施行に關する命令にして文書を以て一般に公布す。
- 四、勅書 皇室の事務又は國務大臣の職務に關し文書を以て發する命令にして受命者に交付し一般に公布せず。
- 五、憲法 國體及び政體を明にし國家統治の大原則を定めたるものにして文書を以て公布したるものなり。
- 六、皇室典範 皇室事務の大綱を定めたる成典にして文書を以て公布したるものなり。
- 七、皇室令 皇室典範に基づく諸規則、其の他皇室の事務に關する命令にして文書を以て公布す。
- 八、法律 國家の事務に關する規則にして帝國議會の協賛を経て文書を以て公布す。
- 九、勅令 國家の事務に關する天皇の大權による命令にして

て文書を以て公布す。

勅令は之を分ちて五種となすを得べし。

- (一) 大權命令 憲法上の大權事項に關して發する勅令を謂ふ。
- (二) 緊急勅令 公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲め、緊急の必要により、帝國議會閉會の場合に、憲法上の立法事項に關して發する勅令にして法律に代はるの效力を有するものなり。
- (三) 執行命令 法律を執行する爲め其の細目を規定する目的を以て發する勅令なり。
- (四) 獨立命令 廣く公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲め發する勅令なり。
- (五) 委任命令 法律の委任により憲法上の立法事項を規

定する勅令を謂ふ。

憲法上大權事項と立法事項とは互に對立して相侵すことなし。此の關係に對する唯一の例外は緊急勅令なり。而して大權事項及び立法事項以外の事項は法律勅令何れを以て規定するも可なり。之を法令共同の事項となす。法律と勅令との效力の比較の必要は此の範圍につきて存するものにして、若し法律勅令相競ふ場合には勅令を以て法律を廢止・變更することを得ざるものとす。

一〇、軍令 大權命令の一種にして、陸海軍の統帥事務に關して發し、文書を以て公布す。

一一、國際條約 國家と國家の約束にして直接に臣民に關係なし、然れども之を公布するときは臣民に遵由の義務を生ず。

一二、豫算 國家の歳入・歳出の見積計算書にして帝國議會の協賛を経て文書を以て公布す。豫算は直接に臣民に關係なしと雖も國家財政の準則となるものなり。

一三、發せしむる命令 各種の行政官廳をして其の權限により發せしむる命令にして、其の名目は機關の異なるに隨ひて一ならず。

一四、特別様式 國書・外交上の親書・條約批准書・全權委任狀・名譽領事委任狀・外國領事認可狀・官吏を任命する官記・之を免する辭令書・爵を授くる爵記・勳章を授くる勳記等之なり。

統治權の作用は又之を分ちて大權・立法・司法・行政の四となす。

一、大權 大權とは政務を親裁せらるる天皇の權力を謂ひ、

(一)行政官廳の發する命令を行政法規と謂ふ、(故に處務規程・訓令・告示・服務命令・營造物規則・契約の如きは行政法規にあらず)。行政法規は實質上區別して執行命令・獨立命令・委任命令とす。

之を分ちて憲法上の大權及び憲法外の大權となす。

二、立法 憲法上立法とは法律を制定するの政務を意味す。随つて憲法上立法權とは法律を制定する統治權の作用のみを謂ふなり。

三、司法 廣く司法とは權利の爭議に關し裁判の形式を以て之を審判し、以て法規の適用を確定するの作用を謂ふ。然れども司法の文字は沿革的の意義を有し、通常は民事刑事を裁判する統治權の作用のみを指す。

四、行政 行政とは統治作用中大權立法司法を除きたる爾餘の政務を謂ふ。行政は之を分ちて(一)行政官廳による國家直接の行政即ち**自治行政**と(二)公共團體による國家間接の行政即ち**自治行政**の二となす。

官治行政は通常之を軍務行政・財務行政・外務行政・司法行政

政・内務行政の五となす。

(一) **軍務行政** 統帥權の行動に伴ふ行政にして徴兵及び徴發に關する事務の如き之なり。

(二) **財務行政** 一國の財政作用に伴ふ行政にして、收入・支出の作用の如き之なり。

(三) **外務行政** 外國との交際に伴ふ行政にして、内地在留外國人・外國在留本國人の保護・取締、外國との通商貿易の發達及び外國航路の自國船舶の保護・取締の如き之なり。

(四) **司法行政** 司法權の行使に附帶する行政にして其の主なる事項は(一)民事刑事に關する判決の執行(其の主なるものは強制執行及び監獄行政とす)(二)犯罪の捜査(之を**司法警察**と謂ひ檢事及び地方長官之を行ふ)(三)非訟事件の取扱(例へば家督相續人選定の許可・親族會員の選定及び

(一)行政警察は各部警察・保安警察(高等警察・普通警察)とし、之を事務の實質上より分ちて個人取締・出版警察・治安警察(集會・結社・多數運動の取締)・災害警察・風教警察・衛生警察・警察犯處罰令の執行等とす。警察の執行機關は警察官吏(警察部長・警視廳長・警部補・巡查)・憲兵・軍隊等とす。就中憲兵は主として軍事警察を司り、兼て行政警察及び司法警察を司る。

(二)行政行為の意義に三見解あり第一は行政機關の爲す一切の行為を總稱し、第二は行政機關の爲す行為中單に外部に對して爲す行為のみを稱

招集の如し等之なり。

(五)内務行政 公共の秩序と臣民の福利とを維持・増進することを直接の目的とする行政にして之を分ちて(一)警察行政(警察とは公共の安寧を維持し危害を防止せんが爲めに直接に人民の自由を制限する強制的行政作用を謂ひ、之を分ちて司法警察・行政警察とす)(二)福利行政(衛生・教化・勸業・土木・交通・救貧・感化等)(三)人事行政(臣民籍及び戸籍に關する行政)の三となす。

行政行為とは行政機關の爲す一切の行為を總稱す。之を分ちて(一)國家機關の内部に於ける監督行為と(二)國家機關の人民に對する行為の二となす。

(一)國家機關の内部に於ける監督行為 其の主要なるものは訴願の裁決及び行政訴訟の裁判となす。

し、第三は外部に對して爲す行為中公法上の效果を目的とするもののみを稱す。本文は便宜上第一見解に依る。

(三)行政訴訟は特別規定あるものを除く外先づ地方上級行政官廳に訴願し其の裁決後に非ざれば提起すを得ず。されど各省

(1)訴願 訴願とは行政官廳の違法又は不當の行政處分によりて權利又は利益を侵害せられたりとする者が、直接上級行政官廳(但し各省大臣の處分に對しては其の省になす)に對して其の處分の取消・變更を求むることを謂ふ。

訴願の提起は訴願法及び其の他法律勅令に於て特に之を許したる事項に限る。且つ之を提起するには訴願法に定むる手續に由るを要す。

訴願法に列記せる訴願事項左の如し。

- (1) 租稅手數料の賦課。
- (2) 租稅滯納處分。
- (3) 營業免許の拒否又は取消。
- (4) 水利及び土木。
- (5) 土地の官民有區分。
- (6) 地方警察。

(2)行政訴訟 (三) 行政訴訟とは行政官廳の違法の行政處分

大臣・内閣直轄官廳・地方上級行政官廳の處分に對しては直ちに行政訴訟を提起し得。但し各省又は内閣に訴願したる時は行政訴訟を提起し得ず。

(一)法律に別段の規定にて行政訴訟を許したる例は府縣制・郡制・市町村制・官吏恩給法・土地收用法等とす。

(二)依法處分とは特定事項に對する法規の適用に過ぎざる處分にして例へば租税の賦課徵收等の如し。

(三)裁量處分とは法令の範圍内にて職權により自由裁量により爲す處分にして例へば營業の免許・發明特許の査定等の如し。

(四)作爲不作爲を命ずる處分とは例へば清潔法の施行を命じ、兒童の就學を命じ、又は道路の交通遮斷を命じ、出版物の發賣禁止を命ずる如し

(五)認可とは個人若くは法人の行爲に法律上の効力を附與するを謂ひ、許可とは不作爲の義務を解除するを謂ひ、免除とは作爲義務を解除するを謂ひ、特許とは公法上又は私法上の權利を設定するを謂ひ、公證とは特定の法律事實の存在を公證するを謂ふ。

(六)強制處分とは命令處分を強制する爲めに施す處分なり。

(七)代執行とは官

によりて權利を侵害せられたりとする者が、行政裁判所に訴して其の救済を求むることを謂ふ。

行政訴訟の提起は行政裁判法の定むる手續に依るを要す。且つ法律勅令に別段の規定あるものを除く外、左の事項に限る。

- (1)海關税を除く外、租税手数料の賦課(2)租税滞納處分
- (3)營業免許の拒否又は取消(4)水利・土木(5)土地の官民有區分の査定。

行政裁判所の判決は一審にして再審を求むるを得ず。其の判決は其の事件に付き關係行政廳を羈束す。

行政裁判所は之を東京に置き之に長官一人及び評定官若干名を置く。

(二) 國家機關の人民に對する行爲 其の主なるものは行政

命令及び行政處分とす。

(1)行政命令 行政命令とは一般的に或る事件發生の場合に適用せらるべき法規を設定するの行爲を謂ふ。

(2)行政處分 行政處分とは實在の事件に付きて其の法律關係を定むる行政官廳の權力的行爲を謂ふ。之を分ちて(一)依法處分(執行處分)と裁量處分(便宜處分)とし或は(二)職權處分(作爲不作爲を命ずる處分)及び公用徵收處分等の如し。公用徵收とは公益の爲め必要な場合に於て特定の物件の所有權又は其の他の物權を徵收して之を他に移す處分にして、我が土地收用法に認むる土地收用處分の如き之なり)と要求による處分(認可許可免除特許公證等)とし、又或は(三)強制處分(代執行・執行罰・直接強制・滞納處分等)と非強制處分(許可・特許・公證等)とす。

命令及行政處分とは、(一)依法處分(執行處分)と裁量處分(便宜處分)とし、或は(二)職權處分(作爲不作爲を命ずる處分)及び公用徵收處分等の如し。公用徵收とは公益の爲め必要な場合に於て特定の物件の所有權又は其の他の物權を徵收して之を他に移す處分にして、我が土地收用法に認むる土地收用處分の如き之なり)と要求による處分(認可許可免除特許公證等)とし、又或は(三)強制處分(代執行・執行罰・直接強制・滞納處分等)と非強制處分(許可・特許・公證等)とす。

應自身義務を履行するが第三者をして義務を履行せしめ其の費用を徴収するを謂ひ。執行罰は義務を強制する爲めに科する罰を云ひ、直接強制とは國家の實力によりて直接に強制するを謂ふ。

第五章 條約及び國際關係

國際法は文明國の團體に屬する諸國相互の關係に關し、該文明諸國の認容せる國家行爲の準則にして、其の主なる淵原は條約及び國際慣例なり。

條約とは國家間の權利義務に關する合意にして、我が國にては其の締結は天皇の大權に屬す。通例全權委員をして先づ外國全權委員と條約の草案を議定せしめ、之を批准す。而して條約は之を國內に公布するときは臣民を拘束する效力を生ず。條約には條約協商協約約定議定書覺書等種々の名目ありと雖も其の效力に差異なし。

條約の主なる種類は(一)國際法に關する條約(戰爭法規に關する條約・赤十字條約・巴里宣言等の如し)(二)政治條約(修好條

(一)現存する主たる政治條約は英佛協商・日露協商・英露協商・三國同盟・露佛同盟・日英同盟等とす。

(二)獲得權とは條約によりて得たる

約・講和條約・同盟條約・保護條約・領事裁判條約等の如し(三)社會的經濟的利益に關する條約(文學美術保護列國同盟條約・工業所有權及び版權保護條約・漁業條約・通商條約・稅關同盟條約・航海條約・郵便電信同盟條約・度量衡同盟條約等の如し)等とす。

條約に於て當事國の一方が他方に對し現在又は將來に於て第三國に許すべき利益に均霑せしむべき條款を定むることあり。之を最惠國條款と謂ひ、其の第三國を最惠國と稱す。

國際關係に平時關係と戰時關係とあり。平時關係は國家相互に(一)固有權(內治外交に於て他國の干涉を受けざる獨立權各自其の存立を維持する自衛權・平等權・自由交通權等)及び(二)獲得權(三)を尊重して相浸さざることによりて維持せら

權利にして例へば
租借權・保護權・領
事裁判權等の如
し。

(一)外交官を置か
ざる地には外交事
務官を置き又領事
官を置かざる地は
貿易事務官又は
外國人を以てする
名譽領事を置く。
(二)文明の進歩交
通機關の發達國際
關係の密接なるに
従ひ平和は各國の
理想とする所なれ
ど重大利害衝突の
最後の解決は戰爭
の外なし、故に各
國は陽に平和を唱
ふるも陰に武裝に
汲々として万が一
に備ふ、今日の平和
が所謂武裝的平和
なるは已を得ざる
所我が國民亦此の
間に處する覺悟な

る。而して國際平和の關係を維持する機關は(一)外交官(特命
全權大使・特命全權公使・辨理公使・大使官・參事官・大使館及び
公使館書記官・外交官補)(二)領事官(總領事・領事・副領事・領事官
補)及び(三)列國機關(國際審理委員・常設仲裁裁判所等)之なり。
國家間の利益・權利が相衝突するときは茲に國際紛議を生
ず。之を解決する手段に直接談判・周旋・居仲・調停・國際審理・仲
裁・裁判等の平和的手段と報復・復仇・船舶抑留・平時封鎖等の
強硬手段とあり。此等の手段にして功を奏せざるときは最
後の手段として戰爭の止むなきに至る。^(三)
戰爭とは國家間又は國家と交戰團體間に於て、公然兵力を
以てする争鬪を謂ふ。戰鬪の方法は戰時國際法に準據し、敵
國の戰鬪力を破壊するを目的とし、殘酷なる殺害を禁じ、捕
虜を虐待せず、成るべく非戰鬪員の生命財産に危害を加へ

かるべからず。

(三)國際關係上、
國家に獨立國・永
世中立國(白耳義・
瑞西)・保護國(安
南・モロッコ)の別
あり。獨立國中政
治上の實力國際間
に優越せるを一等
國とし、國力之に
次ぐを二等國と
し、更に之に次ぐ
を三等國とす。我
が國は明治初年は
三等國として遇せ

ざるを要す。

戰爭開始せらるる時は交戰國間の條約は戰爭を目的とす
るもの。他は消滅又は停止せらるるものとす。
第三國は交戰國に對し局外中立の地位に立つを普通とす。
局外中立國は戰時禁制品の輸送・封鎖・侵破・對敵幫助等、中立
違反の行爲を爲すべからざるの義務を有す。
戰爭は平和條約の締結又は絶對的の服從(征服)によりて終
了す。^(三)

第三篇 私法大意

第一章 人

私法上權利主體とは私權の享有を認められたる人格者を
謂ひ、之を人と謂ふ。人を分ちて自然人及び法人となす。

第一節 自然人

られしも鋭意外交の振張を圖り、治外法權を撤去し、日清戦捷を博し、日英同盟を結び、殊に日露戦捷以來國勢頓に進み、遂に一等國の伍に列し、更に朝鮮を併合し、露・佛・米と協約を結び、日支條約を遂げ、獨支那南洋より驅逐全一、斯くて今や東洋の覇權を握るに至れり、されど現狀を以て満足すべきに非ず、益々國力を充實して世界外交界に有力なる地位を占めざるべからず。

(一)單に權利を得義務を免るる場合

私權の享有は出生に始まり死亡に終るを原則とす。但し不法行為に基づく損害賠償・家督相續・遺產相續・遺贈に就きては胎兒と雖も既に生れたるものと看做す。外國人は法令又は條約に禁止ある場合を除くの外は内國人と等しく私權を享有す。

自然人は權利享有の能力即ち權利能力は常に之を有すと雖も、法律上瑕疵なき有効の行為を自から爲し得る能力即ち行為能力は必ずしも之を有せず。民法上行爲能力を制限せらるる者を無能力者とし、之を四種とす。

一、未成年者 二十歳未滿の者を未成年者とす。未成年者の行為は原則として法定代理人(親權を行ふ父若くは母又は後見人)の同意を要す。

二、禁治産者 心神喪失の常況にある者にして裁判所より禁治産の宣告を受けたる者を謂ふ。禁治産者には後見人を附す。禁治産者の行為は後見人の同意を要す。

三、準禁治産者 心神耗弱者・聾者・啞者・盲者及び浪費者にして準禁治産の宣告を受けたる者を謂ふ。準禁治産者には保佐人を附す。準禁治産者は財産に重大の關係を及ぼす法定の行為に就てのみ保佐人の同意を要す。

四、妻 妻は夫權に服従すべき身分を有す。故に財産に重大なる關係あるか又は一家の平和を害する虞あるが如き法定の行為を爲すには原則として夫の許可を要す。

法定代理人・後見人・保佐人の同意又は夫の許可を要すべき事項に關し其の同意又は許可なくして爲したる無能力者の行為は原則として之を取消すことを得。取消し得べき行

・法定代理人が目的を定め又は目的を定めずして處分を許したる場合、一種又は數種の營業を許されたる場合の未成年者の法律行為は法定代理人の同意を要せず。
(一)禁治産者が保佐人の同意を要する行為は一元本の領收利用(二)借財又は保證(三)不動産の得喪(四)訴訟行為(五)贈與和解仲成契約(六)相續の承認拋棄(七)新築改築大修繕等とす。
(二)妻が夫の許可を受くべき行為は(一)準禁治産者の場合の(一)乃至(六)の行為・贈與遺贈の承諾又は拒絶・身體に齟齬を受くべき契約等とす。

爲は追認によりて有効の行爲となり。取消したるときは初めより無効なりしものと看做す。但し無能力者は其の行爲によりて現に利益を受くる限度に於て償還の義務を負ふのみとす。

各人の生活の本據を以て住所とし、一時居住する場所を居所とす。住所又は居所を去りたる者を不在者と謂ひ、法定期間(七年又は三年)生死不明の不在者にして裁判所より失踪の宣告を受けたる者を失踪者と謂ふ。失踪者は死したる者と看做す。

第二節 法人

法人とは法律が自然人に非ざるものに對して、或る範圍内に於て權利主體たることを公認したる者を謂ふ。法人は其の目的の範圍内に於てのみ權利を有し義務を負ふ。

(一) 學校・社寺・病院等を法人とするときは財團法人の組織によるを常とす。
(二) 寄附行爲とは財團法人設立の目的を以て一定の財産を無償にて處分

する單獨行爲なり。

(三) 商行爲とは利益を得て讓渡す意志を以てする動産不動産若くは有價證券の有價取得又は其の取得物の讓渡(他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及び其の履行の爲にする有價取得)取引所にての取引(四) 手形其の他の商業證券に關する行爲等とす。
(四) 無限責任とは會社が其の財産を以て債務を完済し能はざる場合に社員各自の財産の全部を以て連帶して其の責に任ずるを謂ふ。有限責任とは會社の債務に對し自己の出資額以外に責を負はざるを謂ふ。

法人には左の種類あり。

一、公益法人

祭祀・宗教・慈善・學術・技藝・其他公益に關する法人にして、營利を目的とせざる者を謂ふ。之を組織上分ちて(一) 社團法人と(二) 財團法人の二となす。前者は人の集團より成り後者は財産の集合より成る。

公益法人の設立は民法の規定に従ひ、社團法人にありては定款を作り、財團法人にありては寄附行爲をなし、共に主務官廳の許可を経るを要す。

二、營利法人

營利を目的とする社團法人にして、之を分ちて(一) 民事會社(多くは農業・林業・鑛業等を目的とす)及び(二) 商事會社(商行爲を目的とす)となす。

商事會社は商行爲を業とする社團法人にして之を分ちて合名會社(無限責任社員のみより成る)合資會社(有限責任

(一)解散とは團體の分離するを謂ひ、自然人の死亡と同一の結果を來たす、其の法定原因は事業の成功又は成功の不能、破産・設立許可の取消・社員缺乏等とす。

(二)土地及び其の定着物(建物立木等)を不動産とし、其の他の物を動産とす。

(三)從物とは物の所有者が其の物の常用に供するため之に附屬せしめたる物を謂ふ。從物は主物の處分に從ふ。

(四)天然果實とは物の用法に従ひて收取する產出物をいふ。法定果實とは物の使用の對價として受くる物を謂ふ。

任社員及び無限責任社員より成る株式會社(有限責任なる株主より成る)株式合資會社(無限責任社員と株主より成る)の四となす。

法人は設立の日より二週間以内に登記を受くるを要す。法人の機關は理事又は取締役、總會(社團法人に限る)監事又は監査役の三となす。理事、監事を通常重役と稱す。法人は法定の原因に基づき解散によりて消滅す。

第二章 物

權利の目的となるものは物なること最も多し。民法上物とは有體物にして私權の目的たることを得るものを謂ふ。物を分ちて(一)不動産と動産(二)主物と從物(三)元物と果實(天然果實と法定果實等)となす。

第三章 私權の得喪

私權の得喪は主として(一)法律行爲及び(二)時効による。法律行爲とは私權の得喪又は其の變更を目的とする意思表示を謂ふ。之を分ちて(一)單獨行爲及び(二)契約の二種とす。前者は遺言・手形行爲等の如く當事者一方の意思表示より成り、後者は當事者雙方の意思表示の合致より成る。法律行爲は當事者自から之を爲すことあり。或は代理と謂ひて他人をして之を爲さしむることあり。又或は之に條件(停止條件と解除條件)又は期限(始期と終期、定期と不確定期)を附することあり。其の之を爲すは各人の自由なり。雖も、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行爲は之を無効とす。

(五)法律行爲の要素は目的と意思の表示とす。目的は可能適法なるを要し、意思表示は意志と表示との一致を要す。従つて不能不法の事項を目的とするの行爲は無効とし、意思と表示の不一致の場合中、心裡留保は有効を原則とし、虚偽表示及び錯誤は無効とし、詐欺・強迫による表示は取消し得るを原則とす。

(六)條件とは法律行爲の効力の發生消滅の繋る不確定の事實にして、停止條件附法律行爲は條件成就の時より効力を生じ、解除條件附法律行爲は條件成就の時より効力を失ふ。

(七)期限とは法律

行為の履行又は效力の發生消滅に繋る將來の時にし、始期附法律行為は期限の到來するまで效力を生ぜず、終期附法律行為は期限の到來したる時に效力を失ふ。

(一)支配人は主人に代りて其の營業に關する一切の裁判上裁判外の行為をなす權限を有し、番頭又は手代は主人の營業上の委任に係る或る種類又は特定事項をなす權限を有す。

(二)破産の效力は破産者をして財産處分權を喪失せしめ破産管財人をして破産財團を以て各債權者に公平なる配當をなさしむ。而して破産者は公法上私法上一

法律行為は一般に民法に従ふを原則とすれども、商人の業とする商行為に關しては特に商法の規定に由らしむ。

商人とは自己の名を以て商行為を業とする者を謂ふ。商人が商業のために使用する支配人番頭手代等を商業使用人と謂ふ。(一)商人は日記帳財産目錄貸借對照表等の商業帳簿を備へ、又非訟事件手續法に従ひ商號其の他の商業登記をなすを要す。

商人が支拂を停止したるときは自己又は債權者の申立により裁判所は破産の宣告をなす。破産を分ちて通常破産と有罪破産(詐欺破産と過怠破産)となす。(二)

時効とは法定の期間法定の状態の繼續するによりて權利の得喪を來すを謂ふ。時効は公益規定にして、之に取得時効(三)と消滅時効(四)とあり。

時効の效力は其の起算日に遡る。時効の利益は豫め之を拋棄するを得ず。時効は當事者が之を援用するに非ざれば裁判上效力を生ぜず。

時効は請求差押承認等によりて中斷す。

第四章 物 權

物權とは物の上に直接に行はれ、且つ何人に對しても對抗し得る權利にして、其の效力は支配權(五)追求權(六)優先權(六)之なり。物權は強力なる權利なれば、民法其の他法律の規定によるに非ざれば之を創設することを得ず。

物權の設定・移轉は當事者間には意思表示のみによりて其の效力を生ずれども、之を以て第三者に對抗するが爲めには、動産にありては引渡を要し、不動産にありては不動産登

定の權利を喪失す。

(三)二十年間所有意思を以て平穩公然に他人の物を占有したるものは其の所有權を取得す。

(四)債權は十年間債權以外の財産權は二十年間之を行はざるに因りて消滅す。尙ほ特定の債權は五年・三年・二年・一年にして消滅す。

(五)追求權とは物權の目的物が何れの處にあるを問はず追求して回復することを得る權利を謂ふ、例へば盜難者が盜品買得者に對して其の取戻を請求し得るが如し。

(六)優先權とは同一物につきて同種又は異種の權利を

得るものに對して之を凌ぐ力あるを謂ふ。

(一)不動産登記とは登記簿なる公簿に不動産に關する一定事項を記載するを云ふ、登記所は不動産所在地區裁判所又は其の出張所なり。
(二)占有權の效力として占有者は(一)適法の占有者と推定せられ(二)果實を取得するを得(三)時効の利益を受け(四)動産上の權利を取得し(五)占有訴權を有す。
(三)公益上の制限は軍用發及び銃砲・火藥・毒藥の私有禁止等にして、相隣者間の制限は主として土地使用の制限なり。

記法の規定に従ひ登記するを要す。^(二)

民法上物權は占有權・所有權・地上權・永小作權・地役權・留置權・先取特權・質權・抵當權の九となす。

一、占有權 自己の爲めにする意思を以て物の所持を爲すの權利を謂ふ。占有權は自己の爲めにする意思を以て物を所持するに因つて之を取得す。^(三)

二、所有權 法令の範圍内に於ける物に對する完全の支配權にして、其の内容は法令の制限内に於て物を占有し、自由之を使用・收益・處分・事實上・法律上・することを得る權利なり。法令の制限は(一)公益に基づくものと(二)相隣者間の關係に基づくものとあり。^(三)
二人以上が同一物に對して所有權を有するときは之を共有と謂ふ。共有者は共有物の全部に就き其の持分に應

じたる使用權を有す。

所有權を取得する原因は賣買・讓渡・先占・遺失物の拾得・埋藏物の發見・添附(附合・混和・加工)等とす。

三、地上權 他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め其の土地を使用する權利を謂ふ。

四、永小作權 小作料を拂ひて他人の土地に耕作又は牧畜をなす權利にして、其の存續期間は二十年以上五十年以下とす。永小作人は設定行爲に於て禁ぜざる以上は、其の權利を他人に讓渡し又は存續期間内其の目的の範圍内に於て其の土地を他に轉貸することを得。^(四)

五、地役權 設定行爲にて定めたる目的に従ひ、他人の土地を自己の土地の便益に供する權利を謂ふ。便益に供せらるる土地を承役地と謂ひ、便益を受くる土地を要役地と

(四)土地貸借權も永小作權と同目的のことあれども債權なれば其の效力弱し。

謂ふ。地役權は要役地所有權の從たる權利として之と共に移轉するものとす。

六、留置權 他人の物の占有者が其の物に關して生じたる債權の辨濟を受くるまで其の物を留置するの權利なり。留置權者は其の物を處分することを得ず。されど留置物より生ずる果實を收取し、他の債權者に先ちて之を自己の債權の辨濟に充當するを得。

七、先取特權 法定の原因による債權者が債務者の所有財産に就き他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利なり。之を分ちて、**一般の先取特權**、**動産の先取特權**、**不動産の先取特權**の三となす。

八、質權 債權者が債權の擔保として債務者又は第三者より受取りたる物を占有し、且つ其の物に就き他の債權者

(一) 共益費用葬式費用雇人給料日用品の供給より生ずる債權者は債務者の總財産の上に先取特權を有す。
(二) 旅店宿泊の先取特權は其の旅店にある手荷物の上

に存す。
(三) 不動産の保存工事賣買より生じたる債權者は其の不動産の上に先取特權を有す。

(四) 質屋營業者に對しては質屋取締規則なる特別法規存す。

に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利にして、其の設定は質權者に目的物を引渡すによりて其の效力を生ず。質權は**動産質**、**不動産質**、**權利質**、普通は有價證券の三種となす。

質權者は其の權利の存續期間内に於て自己の責任を以て質物を轉質となすことを得。されど質權設定者は設定行爲又は債務の辨濟期前に**質流契約**をなすを得ず。

質權者が質物により辨濟を受くるには**競賣法**により質物を競賣し、其の代金を以て辨濟に充つるを要す。

九、抵當權 債務者又は第三者が占有を移さずして債權の擔保に供したる不動産、但し地上權、永小作權も之を抵當權の目的とするを得に就き、他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利なり。

抵當權は登記をなすに非ざれば第三者に對抗するを得ず。而して其の順位は登記の先後による。抵當權者が抵當物に就き辨済を受くるには競賣法により之を競賣し、其の代金を以て辨済に充つるを要す。

第五章 債 權

債權とは特定の人に對し特定の行爲不行爲を要求する權利を謂ふ。債權は物權と異り優先權・追索權なく、其の效力は對人的なるを原則とす。

債權の當事者たる債權者又は債務者は多數なることあり。之を多數當事者の債權と謂ふ。之に左の區別あり。
一、連合債務 各債權者又は各債務者が債權債務の一部分に付てのみ權利を有し義務を負ふ場合にして、此の場合

は原則として各債權者又は各債務者は平等の割合を以て權利を有し義務を負ふものとす。

二、不可分債務 債權の目的が其の性質上又は當事者の意思表示に因りて不可分なる場合に數人の債權者あるときは各債權者は總債權者の爲めに履行を請求し、又債務者は總債權者の爲めに各債權者に對して履行をなすを得。

三、連帶債務 多數の債務者が連帶責任ある場合を謂ふ。即ち債務者の各自が皆債權者に對して債務全部の履行の責に任ぜざるべからざるを謂ふ。

四、保證債務 主債務者が其の債務を履行せざる場合に保證人が其の履行の責に任ずる債務を謂ふ。而して主債務者と保證人間に連帶關係ある場合(連帶保證)と然らざる

(一)數人が連帶債務を負担するとき債權者は其の債務者の一人に對し又は同時若くは順次に總債務者に對して全部又は一部の履行を請求することを得。又連帶債務者の一人が債務を履行したるときは他の債務者に對し其の負擔部分につき求償權を行ふことを得。

(一)後訴の利益とは保證人が債務履行を請求せられたるときは先づ主債務者に催告すべき旨を請求し得ることなり。
 (二)檢索の利益とは主債務者に催告後と雖も保證人は主債務者に辨済資力あり且執行の容易なることを證明して主債務者の財産につき執行を請求し得ることなり。
 (三)分別の利益とは數人の債務者ある場合には債務者は平等の割合にて義務を負ふことなり。
 (四)手形行爲とは法定の形式を具備したる特定の行爲にして皆手形に署名するを以て之を爲す。手形上の權利

場合**通常の保證**とあり。通常の保證債務者は後訴の利益^(一)。檢索の利益^(二)、分別の利益^(三)を有すれども連帶保證債務者は此等の利益を有せず。

債權發生の主なる原因は契約事務管理、不當利得、不法行爲とす、其の他尙ほ單獨行爲によりて發生することあり。遺言、手形行爲^(四)の如き之なり。

一、**契約** 契約とは私法上の效果を生ぜしむることを目的とする二人以上の意思の合致を謂ふ。契約は申込と承諾とより成る。民法上隔地者間の契約の申込は其の通知が相手方に到達したる時より其の效力を生じ(但し商法上は申込の通知を發したる時より其の效力を生ず)、承諾は承諾の通知を發したる時より其の效力を生ず。契約は之を分ちて**雙務契約**と**片務契約**、**有名契約**と**無名契約**等となす。民法上有名契約は贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解にして、此の外商法上交互計算、匿名組合、保險、運送、運送取扱等の契約あり。

利は主として一定の金額の支拂を請求する權利にして總て手形行爲によりて直接に生ずるものなり。

二、**事務管理** 法律上の義務なくして他人の爲めに事務の管理をなすを謂ふ。例へば旅行中なる隣人の家屋の破損を修繕するが如し。管理者は其の事務の性質に従ひ最も本人の利益に適すべき方法によりて其の管理をなすの義務を有し、管理の爲めに要したる有益なる費用を本人に請求するの權利を有す。

三、**不當利得** 法律上の原因なくして他人の財産又は勞務によりて利益を受け、之が爲めに他人に損失を及ぼすを謂ふ。例へば債權者が誤りて二重の辨済を受くるが如し。

(一) 惡意の不當利
得者は其の利益に
利息を附して之を
返還すべく、又不
法原因の爲め給付
をなしたるものは
之が返還を請求す
るを得ず。

(二) 更改とは契約
により債務の要素

不當利得者は損害を受けたる者に對し其の利益の存す
る限度に於て之を返還するの義務を負ふ。^(一)

四、不法行爲 故意又は過失によりて他人の權利を侵害す
るを謂ふ。侵害すべき權利は必ずしも財産權に限らず、他
人の身體・自由・名譽等侵害の場合にも不法行爲は成立す。
不法行爲者は損害賠償の義務を負ふ。損害賠償の責任は
加害者又は加害者の法定監督人、其の代理者、加害者の使
用人(動物の加害に付ては動物の占有者)等とす。損害賠償
の請求權ある者は被害者及び生命を害されたる者の父
母・配偶者・子等とす。

債務者が債務を履行せざるときは債權者は裁判所に強制
履行を請求し又は損害賠償を請求することを得。
債權は辨濟・相殺・更改・免除・混同^(三)等によりて消滅す。

を變更するを謂
ふ。

(三) 混同とは債權
債務が同一人に歸
するを謂ふ。

(四) 配偶者とは夫
婦の一方より他の
一方を指す語な
り、故に妾及び内
縁の妻の如きは配
偶者に非ず。

(五) 直系傍系に通
じて自己より始祖
に近きものを尊屬
とし遠きものを卑
屬とす。

第六章 親族

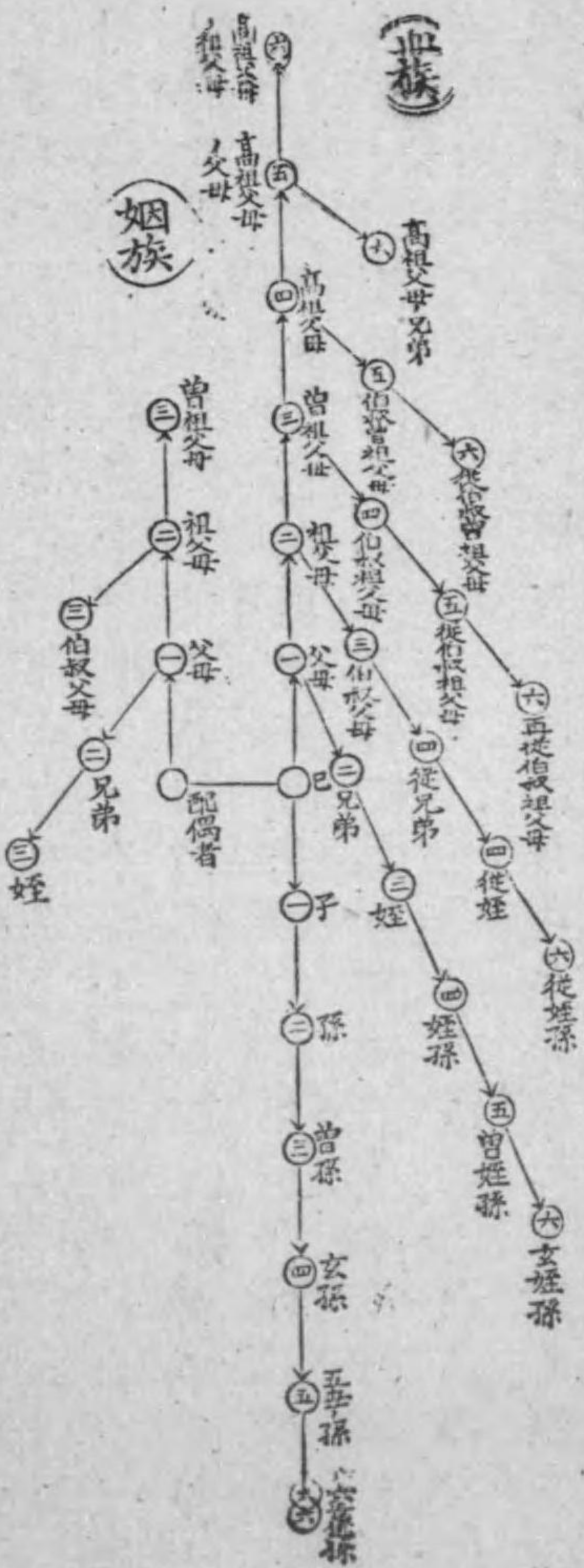
親族とは血族及び婚姻縁組等の關係によりて結合せるも
のを謂ふ。我が民法にては其の範圍を(一)六親等内の血族(二)
配偶者(三)三親等内の姻族とせり。血族とは血統の相聯結す
るものを謂ひ、姻族とは夫婦の一方と其の配偶者の血族と
の關係を謂ふ。親等とは自己と血族・姻族との關係の遠近を
謂ひ、親族間の世數を算して之を定む。直系親等は自己又は
配偶者より直上又は直下する世數により、傍系親等は自己
又は配偶者より同始祖に遡り、其の始祖より他の一人に下
るまでの世數による。^(五)親族の範圍を圖に示せば左の如し。

(一)家の成立及び存在を證明する公

文書を戸籍原本と謂ふ。家の法律上の所在を本籍と謂ひ、事實上生活の本據を住所又は寄留籍と稱す。

(二)戸主の制は全く祖先崇敬の精神に胚胎し祖先崇敬は家族制度を根據として生じたる美風なり。
(三)戸主の家に在る者とは戸主の戸籍内にある者を謂ふ。
(四)家附財産とは系譜・祭具・墳墓等先祖傳來の財産を謂ふ。

家族制度とは個人制度に對するものにして、社會組織の單位として個人の外に家と云ふ團體を認むるを謂ふ。家とは有形の家屋に非ず、親子夫妻の集團たる家庭にも非ず、戸主權によりて統轄せらるる親族及び其の配偶者の團體を謂ふ。而して同一始祖の本系に屬するものを本家とし、支系に屬するものを分家とし、分家相互を同家とす。



家は共同生活の目的に出でたる人の團體中最も古く最も狭く最も親密なるものとす。家を以て國家組織の基礎とするは我が國の特色なり。家を興し、家を増し、家を豊かにし、家を愉快にするは、退きては各人の幸福を増し、進みては我が國體の美を濟し、國家の繁榮を致す所以なりとす。

戸主は戸主權の主體にして、内には家族を統轄し、外には家を代表するものなり。
(一)家族とは戸主の親族にして其の家に在る者及び其の配偶者を謂ふ。戸主は家族に對して扶養の義務を負ふと同時に一家族の居所を指定し、
(二)家族の婚姻・養子縁組・他家相續・分家・廢絶・家再興等一家の組織に變更を及ぼす事項に就き同意を與へ、
(三)家附財産を所有する等の權利を有す。若し家族にして戸主の居所指定權・同意權等に服従せざるときは、戸主は復籍入籍を拒絶し又は離籍をな

し、其の他扶養の義務を免るることを得。

婚姻とは男女の間に夫妻の身分を定むるところの法律行為なり。婚姻の要件は(一)婚姻年齢に達せること(男は満十七歳女は満十五歳)(二)直系血族・三親等内傍系血族・直系姻族間等にあらざること(三)女は前婚の解消又は取消の日より六箇月を経過せること(四)其の家に在る父母の同意(男三十歳以上女二十歳以上は之を要せず)(五)重婚ならざること(六)姦通者間にあらざること(七)當事者の意思の合致(八)市町村長に届出をなすこと(當事者雙方及び成年の證人二名以上口頭又は署名したる書面を以てす)等之なり。
婚姻成立するときは(一)妻は夫の家に入り入夫及び婿養子は妻の家に入る(二)夫妻は互に同居をなし及び扶養をなすの義務を負ふ(三)成年の夫は未成年の妻の後見人の事務を

(一)裁判上離婚の法定原因は重婚・姦通・虐待・侮辱等なり。
(二)婚姻は男女一生の大事にして一家の基礎と一國風紀の根原をなすものなれば慎重熟慮を要す。我が國は西洋諸國よりも離婚多きは愛ふべき現象なり。

行ふ。又財産上の關係については、若し婚姻届出前に別段の契約を爲さざるときは(一)夫及び女戸主は其の配偶者の財産の使用及び収益をなす権利を有し、婚姻より生ずる一切の費用を負擔する義務を負ふ。(二)妻は日常の家事に就きては夫の代理人と看做さる。(三)夫は妻の財産を管理す。
婚姻解消の原因に二あり。一は配偶者の死亡にして他は離婚なり。離婚に協議上のものと裁判上のものとあり。前者は當事者より市町村長に届出づるによりて效力を生じ、後者は法定の原因に基つき裁判所の判決によりて之を爲す。
親子には自然の血統關係に基づく實親子と法律の擬制に基づく擬親子とあり。
實子に嫡出子・庶子・私生子の別あり。婚姻中に懐胎したる子を嫡出子とし、婚姻外に懐胎したる子を私生子とし、私生子

(一) 婚姻成立の日より二百日後又は婚姻消後三百日内に生れたる子は婚姻中に懐胎したるものと推定す。

(二) 何人も成年に達すれば養子をなすことを得、但し尊屬又は年長者を養子となすを得ず。

(三) 裁判上の離縁の原因は虐待・侮辱・犯罪・家名汚損・逃亡等なり。

にして父の認知したる子を庶子とす。庶子は其の父母の婚姻によりて嫡出子たる身分を取得し、私生子は父母の婚姻中父の認知によりて嫡出子たる身分を取得す。法律の擬制による子に養子・繼子・嫡母に對する庶子あり。養子は家族制度に伴ふものにして、實子なき者の一家斷絶して祖先の祭祀を絶つことなからしめんが爲めなり。故に法定推定家督相續人たる男子ある者は女婿となす爲めの外は男子を養子となすことを得ず。養子は縁組の日より嫡出子たる身分を取得す。

養子縁組の當事者は協議上の離縁又は法定原因により裁判上の離縁をなすことを得。親權とは父又は母が子の上に有する權利を謂ふ。子は成年に達し且つ獨立の生計を立つるに至るまで其の家にある

父の親權に服す。父が知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるるとき、又は親權を行ふこと能はざるときは、其の家にある母之を行ふ。親權の實質は(一)子を監護教育し(二)必要な範圍内に於て懲戒を加へ(三)其の居所を指定し(四)兵役を出願し又は職業を營むことを許否し(五)其の財産を管理し(六)其の財産に關する法律行爲につき其の子を代表する等之なり。

後見とは親權の保護なき未成年者及び禁治産者を保護する制度を謂ふ。後見人とは後見の開始によりて無能力者を保護する者を謂ひ、之に指定・法定・選定の三種あり。後見人の事務は(一)被後見人の財産を管理し、之に關する法律行爲に就き被後見人を代表し(二)未成年者に對しては之を監護・教育し及び懲戒を加へ(三)禁治産者に對しては其の療養・看護

(四) 指定後見人は親權者の遺言を以て指定する者、法定後見人とは法律により當然後見人たる者、選定後見人とは親族會の選定する者を謂ふ。法定後見人は

未成年者の場合は戸主にして禁治産者の場合は配偶者・父母・戸主の順序とす。後見人が親権者と異なるは重大事項につき親族會の同意を要する點とす。

に力むる等之なり。

後見監督人は後見人を監督する者にして、之に遺言にて指定する者と親族會にて選定する者とあり。

親族會は會議を要する事件の本人・戸主・親族・後見人・後見監督人・保佐人・檢事又は利害關係人の請求により裁判所招集す。親族會員は三名以上とし、親族其の他本人又は其の家の縁故者中より裁判所之を選定す。親族會は後見人及び後見監督人の監督選任・免黜等重大なる權限を有す。

(一)扶養の程度は扶養を受くべき者の需要と扶養者の身分及び資力とによりて定む。

扶養義務とは自から生計を維持し又は自己の資産を以て教育を受くる能はざるとき法定の近親者が之を扶助する義務を謂ふ。(二)扶養權利者の順位は(一)直系尊屬(二)直系卑屬

(三)配偶者(四)夫婦の一方と他の一方の直系尊屬にして其の家に在る者(五)兄弟姉妹とす。扶養義務者の順位は(一)配偶者

(二)直系卑屬(三)直系尊屬(四)戸主(五)夫婦の一方と他の一方の直系卑屬にして其の家に在る者(六)兄弟姉妹とす。

第七章 相續

相續とは權利義務の包括的移轉にして、之を分ちて家督相續及び遺産相續の二となす。

外國は家族制度を採用せず、個人制度なるが故に、相續は唯遺産相續のみにして家督相續なし。

家督とは戸主の有する權利義務を包括したるものを謂ふ。家督相續は(一)戸主の死亡(二)戸主の隱居(隱居は戸主の年齢滿六十歳以上にして完全の能力を有する家督相續人が相續の單純承認をなしたる場合の外は裁判所の許可を受くるにあらざれば之を爲すことを得ず)(三)戸主が婚姻又は養

(一)女戸主は年齢に關せず隱居をなすことを得。

(一) 女戸主が入夫婚姻をなしたるときは反對の意思表示なければ當然戸主權を失ふ。
 (二) 法定推定家督相續人の順序は(一)親等最近親者(二)同親等者間(三)同親等の男又は女の間は嫡出子(四)同親等間は嫡出子庶子は女と雖も私生子より先に(五)前四項全じき者の間は年長者を先にす。
 (三) 法定推定家督相續人廢除の原因は被相續人に對する虐待・重大侮辱・疾病其の他身體又は精神の狀況により家政を執るに堪へざること・家名汚辱の犯罪による受刑・浪費の爲に準禁治産者となり改悛の望みな

子縁組の取消によりて其の家を去りたるとき(四) 女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚(五) 戸主の國籍喪失等によりて開始す。

家督相續人に法定指定選定の三種あり(一) 法定推定家督相續人とは民法の規定する順序に従ひ當然相續人となるものにして、被相續人の家族たる直系卑屬之なり(三) 但し法定の原因あるときは被相續人は推定家督相續人の廢除を裁判所に請求することを得(二) 指定家督相續人とは法定推定家督相續人なきとき被相續人が相續人として指定するものを謂ふ(三) 選定家督相續人とは法定又は指定家督相續人なきとき其の家にある父母又は親族會の選定したる相續人を謂ふ(四)

遺産相續は家族の死亡によりて開始し、相續人は被相續人

き者等とす。
 (四) 選定家督相續人の順位は家女なる配偶者・兄弟・姉妹・家女ならざる配偶者・兄弟・姉妹の直系卑屬・其の家にある直系尊屬等とす。
 (五) 一身に專屬するものとは例へば位階・勳章・恩給・年金等の如し。
 (六) 遺産相續人たる同順位の直系卑屬數人ある時は相續財産を平分す。但し庶子私生子は嫡出子の二分の一とす。
 (七) 限定承認とは相續によりて得たる財産の限度に於てのみ被相續人の債務を辨濟すべきことを留保して承認をなすを謂ふ。法定家督相續人は限定承認はなし得

の一身に專屬するものを除きたる一切の權利義務を繼承す(五) 遺産相續人の資格順位は(一) 被相續人の直系卑屬(六) (二) 配偶者(三) 直系尊屬(四) 戸主とす。

相續人は自己の爲めに相續の開始ありたることを知りたるるときより三箇月以内に裁判所に申述して相續の拋棄又は限定承認を爲さざるときは單純承認を爲したるものと看做す(七) 遺言とは死後に於て法律上の效力を生ぜしむる目的を以て爲す單獨要式の行爲を謂ふ。

遺言の方式に二種あり(一) 普通方式とは自筆證書・公正證書・秘密證書によるものを謂ひ(二) 特別方式とは死亡の危急に迫りたる者交通を遮斷せられたる場所に在る者艦船中に在る者等が三人以上の立會を以て其の一人に口授により

るも相続の拋棄を
なすを得ず。單純
承認とは無限に被
相続人の權利義務
を承継するを謂
ふ。
(一)自筆證書は遺
言の全文を自書し
たるもの、公正證
書とは公證人の作
りたるもの、秘密
證書とは證書に署
名捺印したる上封
印をなしたるもの
を謂ふ。
(二)遺言書の保管
者又は相続人は之
を裁判所に提出し
て其の檢認を受く
るを要す。若し然
らずして遺言を執
行し又は之を開封
したる者は二百圓
以下の過料に處せ
らる。

て爲す方式を謂ふ。(二)

遺言執行者とは遺言を執行する者にして、遺言者の指定す
る者と裁判所の選定する者とあり。(三)
遺言者が遺言によりて他人に財産を與ふる意思を表示す
るときは之を遺贈と謂ひ、遺贈を受くる者を受遺者と謂ふ。
遺留分とは遺言者が處分することを得ずして相続人に遺
留せざるべからざる財産の部分を謂ふ。法定家督相続人た
る直系卑屬又は遺産相続人たる直系卑屬は遺留分として
被相続人の財産の半額を受け、其の他の家督相続人又は遺
産相続人(但し戸主を除く)は被相続人の財産の三分の一を
受く。

經濟篇

第一篇 總論

第一章 欲望

欲望とは不足の感覺と之を満足せしめんとする念とを併
稱す。飢えて食を思ひ渴して飲を求むるが如き之なり。欲望
は人類の生存・發達の條件にして社會の進歩・文明の發達と
相因果して増進し、漸次多種多様に趨くものとす。(三)

欲望には(一)有形的欲望と(二)無形的欲望とあり。有形的欲望
は之を分ちて自然的欲望、地位的欲望、奢侈的欲望の三とな
す。自然的欲望とは人が生物として必然に要求するものに
して衣食住に關する欲望の如し。地位的欲望とは人々の社
會上の地位を維持するが爲めに起すところの欲望を謂ふ。

(三)欲望には先天的
的のものと後天的
的のものとあり、前
者は自ら其の數有
限なれども後者は
漸次増進して底止
する所を知らず。

奢侈的欲望とは前兩者以外の欲望を謂ふ。然れども此の三種の欲望は絶對的に區別さるべきものに非ずして、時と場所と人によりて異なる相對的のものなり。

第二章 財貨

(一)經濟主體に歸屬せる財貨を財産と謂ひ、財産の集積を富と謂ふ。

財貨とは凡て人の欲望を直接又は間接に満足する力即ち效用を有する外界の有形物を謂ふ。^(二)財貨の効用に(一)全部效用と(二)限界的效用とあり。全部效用とは一定量の財貨の全部が一定の人に與ふる效用の總計を謂ひ、限界的效用とは其の一部が與ふる最少の效用を謂ふ。財貨の全部效用は通常其の數量の増加すると共に増加するものなれども、其の限界的效用は却て減少するものなり。

(一)經濟的財貨は經濟的動作を惹起する主因をなすものにして、經濟的動作の目的物は専ら經濟的財貨に在りと謂ふも不可なし。

財貨は之を分ちて(一)經濟的財貨及び(二)自由財貨の二となす。前者は其の數量に限りありて多少の犠牲を提供するに非ざれば之を獲得利用すること能はざるものを謂ひ、後者は空氣・日光等の如く天與の數量無限にして何人も隨意に之を獲得利用し得べきものを謂ふ。^(三)單に財貨と謂ふときは通常經濟的財貨を指すものとす。

第三章 價值及び價格

人は財貨の效用を測定(評價)して其の物の價值を定む。價值は之を分ちて左の二種とす。

(一)主觀的價值 主觀的價值(個人的價值)とは人が其の財貨を缺くときは一の欲望を満足する能はざるを知りて之を尊重する程度を謂ふ。而して人が財貨を尊重する程度は其

(一)現今の如く交換の類に行はるる社會にありては人が主觀的價值を定むるは財貨直接の効用に非ずして此の財貨に代はるべきもの殊に貨幣の限界的効用に基くこと多しとす。

(二)財貨の主觀的價值は其の限界的効用に基くものなるが故に財貨の數量増加するときは其の主觀的價值は次第に減少するものなり、是れ數量無限なる自由財貨に價值なき所以なり。

の財貨の限界的効用によるものとす。(一)

主觀的價值は欲望と財貨との關係により定まるものなれば、財貨同じからざれば通常其の價值も亦同じからず。又同一の財貨にても人によりて異なり、且、同一人にてても時と場所により又財貨の分量によりて異なるものとす。(三)

(二)客觀的價值財貨の交換の行はるるは同一の財貨と雖も人々が之に付與する主觀的價值互に相異なるが故なり。而して實際交換せらるるに當りては交換の對手が其の財貨に對して有する主觀的價值に一致せざる交換の比例を表はすものとす。而して此の比例により表示せらるる價值を客觀的價值(社會的價值)又は交換價值と稱す。

價格とは一の財貨の有する交換價值を他の財貨の數量を以て之を表示したるものを謂ふ。例へば米五升を以て麥一

斗と交換し得れば米五升の價格は即ち麥一斗なりと謂ふが如し。

第四章 經濟

人類が其の欲望を満足せしめんとして直接に財貨を獲得利用する行爲を經濟的行爲と謂ひ、經濟的行爲の連續的秩序的に一體をなしたるものを經濟と謂ふ。

經濟を分ちて(一)個別的經濟及び(二)綜合的經濟(社會經濟)となす。個別的經濟は之を分ちて公經濟(財政)と私經濟となし、私經濟を更に分ちて個人經濟及び組合經濟となす。

經濟の發達は種々の方面より之を觀察するを得べし。

一、生産の狀態 之を標準とするときは狩獵時代・牧畜時代・農業時代・農工時代・農工商時代となす。

二、交換の方法 之を標準とするときは自給經濟・自然經濟
 (物々交換)・貨幣經濟・信用經濟(こは結局發達せる貨幣經濟
 に外ならず)となす。
 三、生産消費の關係 之を標準とするときは家内經濟・都市
 經濟・國民經濟となす。

第二篇 生産

第一章 生産の概念

生産とは人が天成の物體の形狀・性質・位置等を變化するこ
 とによりて、之に效用を生ぜしめ又は其の效用を増加せし
 むることを謂ふ。^(一)

産業を分ちて(一)採取業(採鑛・狩獵・漁獵等)(二)原始産業(農業・牧
 畜業・森林業等)(三)工業(四)商業・運輸業等とす。

(一)財貨が人力に
 依らずして自然に
 發生し又は其の效
 用の増加すること
 あるも、こは經濟
 上所謂生産に非ざ
 るなり。

第二章 生産の要素

生産の要素は自然・勞力・資本の三とす。

第一節 自然

自然は或は自然物として生産に必要な場所と材料とを
 供し、或は自然力として生産に必要な動力を供すること
 によりて生産に貢獻す。故に自然の状態如何は産業の盛衰
 に至大の影響を及ぼすものなり。即ち氣候・地勢・地質・位置・水
 利等の異同は大ひに産業發達の方針を決するに與りて力
 あるものなり。就中生産上最も重要なるは土地とす。

土地の生産力は三種の條件に基く。第一は土地の機械的性
 質、第二は土地の化學的性質、第三は土地の表面に於ける日
 光・溫熱・空氣及び濕氣之なり。

(一)一國の土地生産力は土地の廣狭に關すること大なり、我が國の如き耕地少なく、且つ水害豫防水源涵養等の爲め保安林存置の必要多き地に於ては殖民地の必要を感ずること頗る切なり。されど天恵の薄きは深く憂ふるに足らず、恃む所は人力の如何に存す。

(二)勞力が生産に與りて活動する過程を勞働と謂ふ。勞働を愛する風を國內に普及するは實に國家富強の第一着たり。方今兵力・財力の

一定の耕作地に投ずる勞力・資本を増加するときには該耕作地の生産力をして益顯著ならしむるものなり。然れども之に投ずる勞力・資本の増加が一定の限度を超ゆるときは土地の報酬は比較的に次第に減少するものなり。之を地力遞減の法則又は報酬遞減の法則と謂ふ。然れども耕作法の改良・肥料の發見・農具の進歩等によりて此の法則は其の實現を緩和せらるるものなり。

第二節 勞力

勞力とは生産に關與する人の身心の活動を總稱す。勞力の生産に及ぼす效驗の大小は勞働の能力(健康・熟練等の體力及び工夫力・發明力等の知力)・勞働の念慮(勤勉・誠實・熱心・忍耐等)・分業及び協力即ち勞働の組織如何に依るものにして、若し三者其の一を缺くときは勞力は其の効果を充分

大以て四疆を壓するの國家は國民の氣風拳實勤勉にして勞力の方向其の當を得たる國にあり。

然るに我國は勞働を愛するの美風未だ盛んならず却て祖先の遺産に由りて無爲に衣食する輩及び之を羨慕するもの尠なからず、戒めざるべからず。

(三)人口は勞力の本源にして兵力・権力・財力等皆人口の多寡に關す、されば國民の膨脹、殊に壯年者數の人口總數に對する歩合の増率は世界列強の理想とする所なり。

(四)場所に關する分業は自然の狀況に基因すること多けれども人爲的原

に發揮するを得ざるべく、勞力の生産に及ぼす影響は主として右三者の消長によりて決定せらるるものなり。

勞力は(一)發明・發見・先占等の勞力たることあり(二)原始産業・工業・商業・運輸業等企業の勞力たることあり(三)勞働者の勞働たることあり。

勞力者は之を分ちて直接生産的勞力者(農夫又は工場の勞働者等)と間接生産的勞力者(醫師・教育者等)の二種となす。

一國に於ける勞力の生産力は(一)國民各個の勞力の生産力の消長(二)一國人口の増減(三)分業・協力即ち勞働組織の完否によりて左右せらるるものなり。

分業とは俗に仕事の手分の謂にして之に(一)一人に關する分業(二)場所に關する分業(三)地方的分業(四)時に關する分業あり。而して人に關する分業には(一)生産上の分業(大工・左官・鍛冶

因より来るもの亦
少なからず。而し
て地方的分業は社
會上の利益大なれ
ども國際的分業は
之を極端に行ふと
きは政治上・經濟
上の弊害なきに非
ず、例へば食品・兵
器・航海業の如き
之なり。

屋等(二)職業上の分業(農・工商等)(三)技術上の分業あり。

技術的分業とは一つの職業内に於て其の生産技術を諸人の間に分配し各部の成績を綜合して完全の結果を得んとする生産方法を謂ふ。

技術的分業の利益は左の如し。

- 一、生産技術に當る人々の長所を利用し得ること。
 - 二、仕事の變更をなさざるが故に時間及び勞力を浪費せざること。
 - 三、當事者の熟練を増すこと。
 - 四、仕事の改良を促し、種々の發明・發見を誘起すること。
- 以上の結果として(一)勞力の效驗を増加し(二)生産物の種類・數量を増加し(三)其の品質を善良ならしめ(四)其の價格を低廉ならしむるものとす。

然れども技術的分業には之に伴ふ弊害なきを得ず。其の重なるものは左の如し。

- 一、仕事の單調なる爲め當事者に倦怠の念を生ぜしめ、其の健康を害すること。
- 二、轉業困難なる爲め勞働者をして益、雇主に隸屬せしめ、且機械の發明・恐慌等に際し其の職を失はしむること。
- 三、婦女・幼者の使役行はれ、爲めに家庭の圓滿を害し、教育を蔑視し、國民の體格を劣惡にする虞あること。
- 四、多數の勞働者の集中する傾向ある故、自から風俗衛生を害する患あること。

以上の弊害を豫防せんには(一)工場法を設定して、工場の設備の完成・勞働時間の制限・幼者及び婦女に對する勞働の制限等をなし、其(の)他二勞働保險制度を設け三職工組合を組

織せしむる等にあり。

分業は無制限に之を應用し得るものに非ず。之を制限する主要なる事情は(一)生産物需要の程度(二)資本額(三)事業の性質(工業は概して分業を行ふに適するも農業は分業の行はるること少し等之なり。

協力とは多數の人が其の勞力を協せて一の仕事を爲すこと之なり。分業は一の仕事を數多の部分に分つに反して、協力は數多の細小なる仕事を集めて一の大なる仕事たらしむるものなり。然れども分業は結局各部分の仕事を集合し結束するに非ざれば以て其の目的を達するを得ず。絶對的分業は事業の分裂にして生産の方法に非ず。即ち分業の裏面には常に協力あるものとす。然れども協力の裏面は必ずしも常に分業に非ざるなり。何となれば協力には單純の

協力と複雑の協力とありて、複雑の協力の裏面は常に分業なるも單純の協力には分業の必要なきものなればなり。

第三節 資本

資本とは生産若くは營利の爲めに使用し又は保有する總ての生産物を謂ふ。

生産物は直接に消費せらるることあり、或は他日の消費の爲めに貯蓄せらるることあり、或は生産若くは營利の爲めに使用せらるることあり、是れ即ち資本なり。故に生産物が果して資本なるや否やは生産物夫れ自身の固有の性質に依るに非ずして、其の經濟上に於ける目的に依るものなり。資本を分ちて生産資本及び營利資本の二種とす。

一、生産資本 原料・器具・機械・生産用家畜・生産用建築物(工場・倉庫・店舗・道路・鐵道等)土地に施したる改良(排水・灌漑)の設

(一)一の財貨が生産資本なるや營利資本なるやは財貨固有の性質に非ずして主として使用の目的による區別なりとす。

備等)貨幣等之なり。

二、營利資本 生産資本たる總ての財貨及び直ちに消費に供し得べき財貨なるも、所有者が賣渡し貸與する等の方法を以て之によりて利益を收得し得べき財貨、例へば商品・貸家・貸本等之なり。

生産資本は其の性質により二種に大別す。

一、流動資本 生産上一回の使用によりて資本たる性質を失ふものにして、例へば生産用石炭・綿絲・貨幣等之なり。

二、固定資本 生産上幾回の使用に堪へ仍ほ資本たる性質を失はざるものにして、例へば器具・機械・生産用建築物等之なり。

此の二種の資本は多くは相俟ちて其の效用を發揮するものにして、二者其の權衡を失するときは經濟上に惡影響を

及ぼすものなれば兩者は常に其の均衡を保つを要す。

營利資本も亦流動と固定とに區別することを得。例へば商店に於ける商品の如きは流動資本にして、貸家又は貸本の如きは固定資本なり。

資本は勞力の代用をなし生産上人類の負擔する勞苦を軽減するものなり。又人類は資本の力により自然を操縦し、其の資本の増殖するに隨ひ自然を支配する力は益大なるを致すものなり。故に資本は殆んど産業發達の基礎と謂ふも不可なきなり。就中近代に於ける生産事業の一大發達は固定資本の一種たる**機械**に負ふ所頗る大なりとす。

機械とは**器具**の發達完備せるものにして人類固有の勞力の補助又は代用をなすものなり。^(三)
機械は之を左の二種に區別す。

(一) 固定流動兩資本其の均衡を失し固定資本のみ増加するときは利率騰貴・物價下落・企業停止・不景氣を來し、之に反するときは利率下落・物價騰貴・消費者困難・企業濫起・信用失墜・生産萎靡を來すものとす。されど流動資本の漸次固定資本に變じて固定資本の蓄積増加し且つ其の普及するは一國經濟の發達上甚だ必要なることとす。

(二) 機械と器具とは截然たる區別を設け難しと雖も器具は其の構造簡單にして人體の四肢を裝甲し人力によりて動くものなれども機械は其の構造複雑にして多少

自動の性質を有し
其の原動力を水力
蒸気力電氣力に得
るものなり。

一、動力機械 蒸気機・鐘電氣發動機等の如く動力を起して人の體力に代はるものを謂ふ。

二、作業機械 紡績機械・織物機械等の如く人の熟練に代はるものを謂ふ。

機械は(一)強大なる勢力を發し、(二)其の動作は均一・迅速・精密にして間斷なきが故に、生産上左の利益を有す。

一、生産物の産額を増加す。

二、生産物の品質を善良ならしむ。

三、生産費を減じ従つて生産物の物價を低廉ならしむ。

四、手工業によりて生産し得ざるが如き物品を生産し得。

されども機械の使用に伴ふ弊害も亦決して少からず。

一、手工業者の職業を奪ふの虞あり。

二、新機械の使用による勞力節約の結果、労働者をして職を

失はしむることあり。

三、随つて又賃金を低下し貧富の懸隔を大ならしむ。

四、労働者を過役するの弊風を誘致す。

然れども以上の弊害は他の方面より之を矯正緩和するを得べく、其利弊を相殺して考ふるに實に現在及び將來は機械の時代と謂ふべし。

資本の成立及び増進は勤勉と節儉とによりて生産したる財貨を貯蓄するに淵原す。即ち勤儉・貯蓄は資本の母にして又實に國家富強の原動力たり。而して貯蓄の美風は(一)國民固有の特性(二)財貨の利用に對する觀念の進歩(三)貯蓄機關の發達(四)資本の生産力の増進等に依る。

第三章 企業

(一)一國に於ける
會社資本總額を見
れば略々其の國の
資本額・富力・産業
進歩の程度を推知
し得べしと稱せら

る、然るに我が國のそれを外國に比すれば英の十三分の一獨の九分の一に過ぎず。

(一)完全企業とは豫め他人の注文を待たず社會公衆の欲望を測定し此の欲望を満足すべき財貨を生産するを謂ひ、不完全企業とは豫め注文を待ちて後生産に従事するものを謂ふ。

生産の三要素を集め、損失の危険を冒し、以て生産事業を行ふを**企業**と稱す。生産は自然・勞力・資本の三要素を結合することを要す。而して此の三要素は其の所有者を異にする場合多し。故に此の要素を集めて之を結合する必要ありとす。是れ即ち企業の起る所以なり。企業の一般的利益は、生産要素の利用を増進して各其の所得せしむるにあり。企業は之を分ちて**完全企業**及び**不完全企業**の二とす。^(二)企業は又之を**大企業**と**小企業**に分つ。兩者は載然たる區別なきも、要するに**大企業**は多大の資本を以て大仕掛になす企業にして**企業者**は身體的の勞働に従事せず。反之**小企業**は**企業家**が多くは同時に勞働者たる小仕掛の企業を謂ふ

大企業の長所は左の如し。

- 一、迅速に多量の注文に應ずることを得。
 - 二、機械を利用するの機會多し。
 - 三、原料の廉價購入に便利なり。
 - 四、生産品の賣却に便利なり。
 - 五、恐慌に堪ゆるの力大なり。
 - 六、小企業の生産し能はざるものを生産し得。
- 小企業の長所左の如し。
- 一、事業に對する熱心強し。
 - 二、臨機の處置をなし易し。
 - 三、販路の廣からざる財貨の生産に便なり。
- 産業の集中は經濟社會の大勢にして大企業は常に小企業を壓倒するの概ありと雖も、一方に於て(一)小發動機の使用

(一) 産業組合設立には三人以上の同意者集りて定款を作り官廳の許可後、設立登記をなすを要す。組合員は出資一口以上十口以下とす。組合員は組合の承諾なしに其の持分を譲渡し得ず。組合の機關は理事・監事・總會とす。産業組合は組合員の徳義を高め良風を振起し殊に共同一致の精神を養ひ自治團體の發達に貢獻する頗る大なりとす。

(二) 信用組合は一は組合員に貯金の便を得しめ一は組合員に必要な資金を低利にて貸付くるを目的とす。

(三) 購買組合は組合員の企業上又は生活上の必需品を

取り纏めて廉價に購入し之を組合員に賣却するを目的とす。

(四) 生産組合は企業上必要な建物・機械・器具等を共同に使用し又は生産物に加工し以て生産の結果を完全に取得せんことを目的とす例へば共同水車組合・共同生絲組合等の如し。

(五) 販賣組合は組合員の生産物を取纏めて市場に出し仲買人の手を経ずして相當に有利なる價を以て賣却するを目的とす。

(二) 實業教育の發達 (三) 産業組合の設立等によりて、小企業も亦各自己の地位を保持し得るが故に、小企業は嘗に滅失せざるのみならず、却つて別途に向つて其の發達を遂ぐるの傾向を有す。

産業組合とは、小資本の企業家を組合員とし、其の組合員相互の産業上及び生活上の改善・發達を企圖せんがために設立する社団法人なり。(一) 我が産業組合法によれば、産業組合は信用組合・販賣組合・購買組合・生産組合の四種とす。

産業組合の維持・發達に必要なことは (一) 組合員相互に徳義を重んじ、團結力を強くし (二) 組合の役員には最も信用あり徳望あり且つ最も熱心にして事務の材幹ある者を選擧し (三) 組合員は常に産業組合の目的は商事會社の如く營利本位に非ずして、協同團結の力により組合員各自の經濟的

地盤を鞏固にし、直接各自の事業に利便を供するにあることを銘記し (四) 組合の經營費を成るべく節約する等なり。企業は更に又之を分ちて單獨企業及び共同企業の二種とす。而して單獨企業は事業の熱心・迅速・機敏等種々の點に於て其の長所固とより大なりと雖も、個人の能力・資本及び信用には一定の限度あり、又企業者の疾病・死亡等の爲め企業の運命を左右せらるる虞あるを以て、大規模にして責任及び危険の大なる事業には共同企業を最も適當とす。共同企業の重要な形式は商事會社及び企業同盟の二とす。

商事會社は我が商法に依れば合名會社・合資會社・株式會社・株式合資會社の四種にして、其の長所は (一) 多額の資本を集むること容易に (二) 事業の永續に適し (三) 業務擔當者に適當

なる人物を得るの便宜を有し(四)會社の狀況及び其の事業成績を廣告することによりて世人の信用を受くること自ら厚し。されど其の短所は(一)業務擔當員の不熱心無責任(二)業務の澁滯(三)營業費の膨大等とす。

企業同盟とは企業家個々にては資本上業務經營上尙ほ十分に企業の目的を達し得ざる事情ある場合に、多數の企業家同盟して事に當る組織にして、左の二種あり。

一、企業聯合カレラシオン 同種の多數企業家が各其の企業家としての獨立を保ちつゝ、生産額・販路・價格等に關し規約を結び、以て相互の競争を避け、企業利益を増進せんとするの組織にして、専ら獨逸、佛蘭西等に行はる。

二、企業合同トラスト 同種の多數企業家が其の獨立の位置を棄て、或は管理を信托する形式によりて信托本部を設けて事

(一)トラストは自由競争の弊害を防ぎ大企業家の利益を完からしめ國力の發達を促がす等の利益あれども市場を獨占し營業の自由を束縛し物價を騰貴せしめ一般消費者を苦むる等の弊あり。

業經營上に其の指揮を受け、或は全く合同して新に一大會社を組織し、以て市場を獨占せんとする組織にして、専ら北米合衆國に行はる。

企業の自由は現今諸國の法制の等しく認むる所にして、これは一方に於ては生産要素の効果を大にせると同時に、他方に於て激烈なる競争を産業上に現出するに至れり。之を自由競争と謂ふ。其の主なる利益は左の如し。

一、各人其の最も自己に適當なる事業に従事し得るが故に、生産力を増加し、且つ生産上の發明・改良を促がす。

二、勤勉・忍耐の氣風を養成す。

三、物價を低廉にし、且つ市場の範圍を擴張す。

然れども自由競争より生ずる弊害も亦尠なからず。

一、社會上貧富の懸隔を大ならしむ。

(一)今日の國際競争裡にて優者たらんには先づ大なる國富を作るを要す。それには大に商業的企業を隆盛にせざるべからず。幸に我が國は原料品頗る豊富にして事業の經營に適し、又隣接諸國は何れも文明の度低く人口多ければ産物の販路頗る有望なり、されば商工業にして振作するあらば支那南洋の富は大部分之を我

二、企業家と労働者との衝突を多からしむ。
 三、往々生産過剰の弊害を生ぜしむ。
 或る種類の企業は之を自由競争に一任するときは爲めに甚しく經濟社會を紊亂するの恐あるが故に、各國多くは之を政府の專業となし自由競争に委ねざるを常とす。例へば郵便・電信・電話等の如し。

第三編 交換

第一章 交換の概念

財貨を生産する終局の目的は之を消費して以て人類の欲望を満足せしむるにあり。而して現今の發達せる經濟社會に於ては生産より直ちに消費に移らずして其の間にありて兩者を媒介する現象あり。之を交換と謂ふ。

に吸収し得べし、されど農業も決して閉却すべからず、我が國は古來農を以て國を建て現存も農業は國民經濟の基礎をなし農産物の年産額約十四億圓にして全生産額の五分の三を占め農民数は總人口の約六割に相當す。
 次に注意すべきは一國企業經濟の獨立とす、思ふに國際分業の進歩せる今日は食物其他の日用品は必ずしも自國生産にのみ仰ぐ必要なが如きも一朝外國と開戦するが如き場合には輸出入の困難・物價暴騰・經濟界の混亂・民生活の窮迫を國來すに至るべし、こは歐洲戰亂に際し我が國

交換とは人が其の生産し又は所有する財貨を以て他人の生産し又は所有する財貨に易へて其の欲望を満足せしむることを謂ふ。
 交換は分業によりて生じ、分業は又交換によりて發達するものにして、兩者は相離るべからざる關係を有す。
 交換は直接に財貨と財貨との間に行はるることあり、或は特定の媒介物によりて間接に行はるることあり。前者は物物交換にして後者は賣買なり。賣買に於て交換の媒介をなす財貨を貨幣と稱す。

第二章 物價

物價とは多數財貨の有する交換價值を貨幣を以て表示したるものを謂ふ。

民の經驗せる所なり、されば國家は成るべく自國生産物にて自國民を養ひ得る自給經濟の道を講じ一國企業經濟の獨立に努めざるべからず。

(一)自由競争の行はるるものとすれば物價は全く需要供給の關係によりて定まるものなれども風俗・慣習・賣買者の怠慢等、自由競争を制限する事情の爲め此の原則の完全に行はれざる場合ありとす。

物價の高低とは貨幣以外の多數財貨の貨幣に對する交換比例の變動を意味す。而して物價の高低を來す主なる原因は左の如し。

一、需要供給による物價の高低 需要とは人々が或る一定の價格にて買はんと欲する財貨の數量を謂ひ、供給とは人々が或る一定の價格にて賣らんと欲する財貨の數量を謂ふ。

需要増加すれば物價は騰貴し、供給増加すれば物價は次第に下落す。之を物價に對する**需要供給の原則**と謂ふ。^(一)需要と供給とは互に相増減し以て物價の高低を來し、物價の高低は更に需要と供給とに影響を及ぼし更に物價の變動を來すものなり。而して其の變動の様子は財貨によりて同じからず。

(二)物價の單調なるは却つて經濟界の進歩を阻害す、故に一定限度内にて高低常なきは經濟上歡迎すべきことなり。

(一)生産費を増加せずして其の數量を増加し得べき財貨。例へば工業製作品の如きは需要と供給とは互に相増減し、隨ひて物價の一上一下變動極まりなきも、概して一の平準點、即ち最低の生産費を要したる部分の生産費に歸着せんとする傾向を有す。之を**正常價**と謂ふ。^(二)此の種の財貨は社會進歩し、需要の増加すると共に一般に低落する傾向を有す。

(二)生産費を増加するに非ざれば數量を増加し能はざる財貨。例へば農産物、薪炭、木材等は最大の生産費を要したる部分の生産費に接近せんとす。

此の種の財貨は其の需要の増加と共に次第に騰貴する傾向を有す。

(三)隨意に其の數量を増加し能はざる財貨。例へば古人の

名畫・獨占事業に依る生産物・土地等は生産費に關せず

一に需要の程度如何によりて定まる。

二、貨幣による物價の高低

(一) 貨幣の數量の増減及び其の流通の遲速により一般に物價は高低す。

(二) 貨幣の流通に對する信用の増減によりて物價も亦高低す。

特定の財貨に對する需要と供給の關係を整備する場所を市場と謂ひ、市場に於ける物價を市價又は相場と謂ふ。

第三章 貨幣

第一節 貨幣の本質

古代に於て行はれたる物物交換には一) 需要供給の容易に

合致せざる事(二) 數量の符合せざる事(三) 分割によりて大に其の價値を減ずるものある事等の不便あり。貨幣は以上の不便を避くるが爲めに生じたるものにして、其の職能を擧ぐるときは(一) 交換の媒介物たる事(二) 價値の尺度(貨幣の名稱を以て財貨の價値を一般に表示すること)たる事(三) 消費貸借の目的物たる事(四) 財産の一方的給付(贈與・納税罰金等)に用ゐらるること(五) 價値の貯藏たる事(六) 信用制度の基礎たる事等とす。而して貨幣が以上の職能を盡さんが爲めには(一) それ自身價値を有し、隨つて一般に愛好せらるること(二) 品質一樣にして分合の爲め價値を損せざること(三) 携帯運搬に便なること(四) 容易に毀損せざること(五) 價値の變動少なきこと(六) 認識し易きこと等を要す。而して最も多く此等の性質を具ふるものは金銀なり。

(一) 貨幣は最初は穀物・家畜・貝類・銅塊等の金屬を使用せしも遂に今日の鑄造貴金屬を用ふるに至れり。

(一)貨幣の價值は其の初めは財貨の使用價值に淵源すと雖も頻繁に他の財貨と交換せらるるの結果歴史的に成立せるものなり、而して一旦成立せる貨幣の價值の連續するは畢竟貨幣が流通するが故なり、授而して受の圓滑に行はるる主因は世人の流

貨幣は其の進化の初期に於ては職能の分離未だ十分行はれず、或は交換の手段となり、或は本來の用途に供せられたるも、鑄造貨幣の出現するに及んで貨幣と他の一般財貨との限界明白となり、貨幣は専ら交換の手段として用ゐらるるに至れるものとす。かくて貨幣は之を構成せる物質より分離せる獨立の觀念となり、人の尊重して之を授受する主因は貨幣たるが爲めに於て其の物質の何たるかは從因となるに至れり。(二)

第二節 貨幣制度

貨幣が貨幣たる職能を發揮するは主として國家の力に俟つ。是れ文明諸國が等しく貨幣制度を立つる所以なり。而し

通に對する信用にして此の信用は事實上主として慣習の情に基くものとす。其他貨幣が強制通用力を有すること及び貨幣の實質が貴金屬なることも其の流通を強むる原因をなすものなり。

(二)銀貨本位なるは支那香港等とす、こは我が對支貿易上の支障となること尠からず。

て貨幣制度を立つるに當りては左の事項に注意すべきものとす。

一、本位貨幣を定むること。本位貨幣とは國內にては無制限に法貨たる效力を備ふるものを謂ふ。完全なる強通力を有せず、支拂に供し得べき額に制限あるものを補助貨幣と稱す。

本位貨幣の選定に關しては二種の制度あり、單本位制及び兩本位制之なり。前者は一種の貨幣のみを以て本位貨幣とするの制度にして、之に金本位制、銀本位制の二種あり。後者は通常金銀二種の金屬を以て本位貨幣を造り、其の間の比價は法律を以て之を一定するものを謂ふ。單本位、兩本位の優劣は學者、實際家の争ふところなれども、今日文明諸國の實際は多く金本位制度を採用す。(三)

(一)貨幣は製造するに當り必ずしも法定の量目と純分とを保持しむるを得ず、故に法は一定の差異は技術上止を得ざることをして之を許容せり之を貨幣の公差と稱す。金貨は千分の一銀貨は千分の三を公差とす。

(二)良貨惡貨の區別は通用價値の同一なるに拘はらず實價價値の優れたるを良貨と稱し其の劣れるを惡貨と名づく。

(三)其の他貨幣の製造に就きて注意すべきは貨幣の種類・大小・算則等なり。又其の形狀に注意して贋造・模造・變造・剝蝕・磨滅を防ぐと共に美術的の模様を施し、人をして貴重するの感じと喜びを通用するの念とを起さしむるを要す。

(四)價格の單位に關し、英はポンド、佛はフラン、獨はマルク、露は留、米は弗とす。

二價格の單位を定むること。貨幣は價格の尺度なるが故に、價格の單位は貨幣制度に於て之を定め、此の單位を標準として大小數種の貨幣を製造するを要す。

三、國家は貨幣製造の權を獨占すること。

四、私人が本位貨幣たるべき地金を輸納するときには之を本位貨幣に製造するの求に應ずること、及び之が手数料を徵收するや否やを定むること。

五、貨幣の品位と量目とを定むること。

六、通用最輕量目を定め、其の量目以下に磨損したるときは通用せしめざることを。蓋し貨幣は流通によりて多少磨減するが故に、若し其の磨滅に任せて一定の制限を立てざるときは、遂に同種の貨幣中に惡貨・良貨の區別を生じ、所謂グレシヤムの法則を實現するに至るを以てなり。

グレシヤムノ法則とは惡貨は良貨を驅逐すれども良貨は惡貨を驅逐する能はずと謂ふことにて、若し良惡二種の貨幣通用するときは、良貨幣は鑄潰・貯藏・輸出せらるるか、又は剝蝕せられて惡貨となるか、又は打歩を生じて流通するに至るものとす。

我が國の貨幣制度は左の如し。

一、製造權　こは政府に專屬す。但し人民は地金を輸納して金貨の製造を請求することを得。

二、價格の單位　純金の量目二分を以て價格の單位とし之を圓と稱す。

三、貨幣の種類　金貨(貳拾圓・拾圓・五圓)を本位貨幣とし、銀貨

(五拾錢・貳拾錢・拾錢)・白銅貨(五錢)・青銅貨(壹錢・五厘)を補助貨幣とす。

(一)本位貨幣は日本銀行内に積み置かれ日本銀行券(大約三億五千萬圓)と補助貨幣(大約一億五六千萬圓)とが通貨として一般に國內に流通す。

四、法貨 金貨は無制限に強制通用力を有し、銀貨は十圓まで、其の他は一圓まで強制通用力を有す。

第三節 紙幣

紙幣に兌換紙幣と不換紙幣の別あり。兌換紙幣とは發行者が所持人の請求に應じて正貨と引換ふる義務あるものを謂ひ、不換紙幣とは發行者が之を正貨と引換ふる義務なきものを謂ふ。現今我が政府に於ては紙幣を發行せず。之に代ふるに日本銀行をして銀行券を發行せしめ、全國一般に通用せしむ。(銀行券ニツキテハ後章ニ於テ説明スベシ)紙幣の濫發は格外なる物價の騰貴を惹起し、一般國民の生活程度を高めて其の困難を感ぜしむるのみならず、輸入を獎勵して正貨を流出せしめ、經濟界を擾亂し、國家の信用を失墜し、投機を促進せしむる等、其の害極めて大なるものなり。

り。我が國にても明治十年に至る頃までは、太政官札、民部省札、大藏省札を始めとして、多數の不換紙幣を濫發したる結果、如上の弊害を醸生したるは其の著しき例にして、後世に對する好箇の殷鑑たり。

第四章 信用

第一節 信用取引

信用取引とは當事者一方の給付は現在に存し、之に對する他方の反對給付は將來に屬する取引を謂ふ。之を信用取引と稱するは先づ給付をなす者が後必ず反對給付を受くることを信認するを以てなり。(三)信用取引は之を區別して對物信用及び對人信用の二種とす。

(二)取引に現金取引・信用取引・定期取引等の別あり。